

第一百五十四回国会 法務委員会議録 第七号

議 第七号

平成十四年四月九日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 園田 博之君

理事 佐藤 利男君

理事 棚橋 泰文君

理事 加藤 公一君

理事 漆原 良夫君

理事 岸田 広幸君

理事 岡下 信子君

理事 下村 章君

理事 中川 昭一君

理事 平沢 勝栄君

理事 松島みどり君

理事 岡田 克也君

理事 佐々木秀典君

理事 中村 哲治君

理事 水島 広子君

理事 石井 啓一君

理事 木島日出夫君

理事 植田 至紀君

理事 森山 真弓君

理事 横内 千葉

理事 下村 正明君

理事 房村 精一君

理事 寺田 逸郎君

法務大臣 法務副大臣

法務大臣政務官

最高裁判所事務総局民事局

最高裁判所事務総局行政

政府参考人

(法務省大臣官房司法法制部長)

政府参考人

(法務省民事局長)

参考人
(日本司法書士会連合会会長)参考人
(日本司法書士会連合会会長)

第一類第三号

法務委員会議録第七号

平成十四年四月九日

(参考人) 日本土地家屋調査士会連合会会長

○園田委員長 これより会議を開きます。内閣提出、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、日本司法書士会連合会会長西本孔昭君、西本猛雄君、児玉憲夫君、日本土地家屋調査士会連合会会長北野聖造君、日本弁護士連合会弁護士制度改革推進本部副本部長児玉憲夫君、西本孔昭君、西本猛雄君、児玉憲夫君が御出席をいたしました。

以上三名の方々に御出席をいただいであります。この際、参考人の方々に一言ございさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいたしました、まことにありがとうございます。本件につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、北野参考人、西本参考人、児玉参考人の順に、各十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになつております。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになつておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

それでは、まず北野参考人にお願いいたします。参考人出頭要求に関する件

衆議院法務委員会におかれましては、司法書士及び司法書士制度に対しまして平素より格別の御理解を賜り、また、今次の司法書士法一部改正法の整備に関する法律案(内閣提出第七号)をいたしておりますことに対しまして、冒頭、厚くお礼を申し上げます。また、本日、意見を申し述べる機会をちょうどいたし、重ねて心より感謝申し上げる次第でございます。

私ども司法書士は、地域的な偏在が少なく、全国にあまねく執務拠点たる事務所を有し、国民の皆様の日常生活上発生する法的諸問題に対応してまいりました。

日本司法書士会連合会は、このたびの司法制度改革論議の中で、私ども司法書士の一層の活用による国民の皆様への充実した法的サービスの提供を可能とする制度改革をお願いしてまいりました。それは、司法書士に対する国民の皆様の御期待が現にあり、それにこたえる責務を自覚してまいつたからにほかなりません。

本改正案には、私どもがその実現をお願いしてまいりました多くの事項が盛り込まれております。特に、司法書士に対する簡易裁判所の訴訟代理権などの付与は、いわゆる法曹資格を持たない者に対し業として訴訟代理を認めようとするごとに至りまして、明治以来の我が国の近代社会の中でも特筆すべき歴史的な出来事であると申し上げることができます。

かかる方策を決定され、さらにこれに御同意をいただいた諸先生並びに御関係各位に対し、心から感謝を表すものであります。

国民に身近な司法の実現は、国民の平穏な日常生活の営みにとって非常に重要な問題であることは御説明するまでもありませんし、国民の裁判を受ける権利は実質的に保障されていることが必要であることも、これまで論をまたないところであります。

この問題は、いつでもどこでもだれでも司法にアクセスすることができるようすべくであるとの、国民の司法へのアクセス権の充実の問題であり、それは、とりもなおさず、法律専門家の相談窓口の充実の問題でもあるわけであります。本改

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律案につきまして格別の御配慮と慎重なる御審議をいたしておりますことに対しまして、冒頭、厚くお礼を申し上げます。また、本日、意見を申し述べ

ます。

○北野参考人 参考人として御招致いただきました日本司法書士会連合会会長の北野聖造でございました。参考人出頭要求に関する件

衆議院法務委員会におかれましては、司法書士及び司法書士制度に対しまして平素より格別の御理解を賜り、また、今次の司法書士法一部改正法の整備に関する法律案(内閣提出第七号)をいたしておりますことに対しまして、冒頭、厚くお礼を申し上げます。また、本日、意見を申し述べ

とりのときがございましたが、幸いなことにすぐ表示登記に資する可能性を勘案していただきて、二条業務と御判断、御回答をいただきました。たゞ、肝心のスタートで若干出おくれました。若干の地域で公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受託団体として、貢献しております。どうか、このようないふからも、私どもの日常業務をごしんしゃく賜りまして、省令を制定していただけますよう懇願いたします。

とりのときがございましたが、幸いなことにすぐ表示登記に資する可能性を勘案していただきて、二条業務と御判断、御回答をいただきました。ただ、肝心のスタートで若干出くれました。若干わかりやすい司法制度の中でお役に立てることがあるよう、積極的に研究と研修を深めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、結びとさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)
○園田委員長 ありがとうございました。

○児玉参考人 先ほど紹介をいただきました日
本弁護士連合会弁護士制度改革推進本部副本部長

人的基盤の強化について検討するということで、
検討を続けてこられました。

このようない弁護士法七十二条の緩和要求と隣接
法律専門職種の実情を踏まえて、日弁連では数度
の理事会審理を経まして、お手元に配付しております
けれども、この点についての基本方針を作成
しております。

その内容は、これら法律専門職種が、行政事務
の補完という面を持つつも、現実には市民の間

域を、現在、あと一ヵ所を残すのみになつております。さらに、広告の解禁など、市民の弁護士へのアクセスの改善も進めてまいりましたけれども、まだ十分とは言えない状況にあります。これら状況に照らしますと、改革審意見書が司法書士に簡易裁判所に限定した訴訟代理権を付与しましたことは、現段階では、弁護士過疎地や少額事件における国民の権利擁護のためにこれが役立つものと認めたいと思います。

一方、会員から報酬に関する規定を削除することにつきましては、全国五十の調査士会、一万余千七百人ほどの会員が鋭意努力いたしておりますところではございますが、土地家屋調査士法十一条改正法は二十二条で依頼に応ずる義務があり、不動産登記法第百五十九条の二では、国民に申請義務を課し、懈怠すれば過料に処すとまで定めてい る登記に要する報酬が、そもそも自由競争の原理

本日は、土地家屋調査士法について特段の意見はない、異論はないませんので、申し上げないことをあらかじめ申し上げさせていただきます。

で全国的に法の扱い手としての役割を果たしていくことを率直に認め、本来的には、弁護士人口の大幅な増加と過疎地の解消、専門性の強化、法律相談センター、公設法律事務所の拡充により弁護士がこれを担うべきものではありますけれども、増員の進捗過程のこともあり、隣接業種に一定の法的関与を許容せざるを得ない、こうしておりまします。そして、隣接業種のうち司法書士につきましては

これらの事情と、さらに、日弁連が前記指針において司法書士の権限を補佐人の範囲にとどめた趣旨が、訴訟代理人としての能力担保が不足しているということにあることに照らしますと、以下述べますような諸点が満足されることを条件に、改革審議見書の基本姿勢に見合った今次の司法書士法改正案については賛成したいと考えます。以下、条件を申し上げます。

を勧かせてよいのか大いに疑問であり、利用くだ
さつている人たち、しかも、多くは一生に一度の
機会を迎えた人たちにどのように対応したらよい
のか悩んでいるのが実情でございます。国民に理
解され、利便に供してきたことが、形だけの画一
的なお達しで済まされないのが現場の実情であり
ますので、いま一つ心と知恵の分を渴望している
ところでございます。

弁護士法第七十二条は、一定の資格要件と厳しい職務規律を求められる弁護士以外の者が、法律事務に介入し、それを業とすることは、当事者及び関係人の権利、利益を害し、国民の法律生活の円満な維持発展を妨げることから、これを禁ずるために設けられております。この法律事務独占の原則は、決して弁護士の職域確保のための規定ではなく、国民の権利擁護を図るためのものでありま

では、簡易裁判所において、その事物管轄に属する範囲内の通常民事事件に業として補佐人となることを認めております。

今次の改正のように訴訟代理権を認めなかつたのは、資格付与の条件として代理人としての訴訟を行ふに足りる能力は求められていないことと、國家試験によらない法務大臣認定の資格者が約三分の一おられるということが挙げられておりま

その第一は、法務省令で定めるとされている能力担保措置の内容であります。
改正法案三条二項は、簡裁訴訟代理関係業務につき省令の定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者が申請し、それに基づき関係業務を行うに必要な能力を有すると認定する、こう規定しております。具体的には、百時間の研修を受けた後に法務大臣が認めた後は、法務省令で定めるとされている能

たた、最初に申し上げましたように、土地家屋調査士業務に関しまして、政治家の先生方にも法務省民事局にも深い御理解を賜りつつあります。より國民にわかりやすく、より利便性を高める新しい司法制度のありようを求めて御検討いただいております司法制度改革推進本部に嘱託調査員とオーバーバーの参加をお認めいただきました。改正法で対応すべき会員の業務に関する紛議の調停に境界が絡めば、既に一種のADRに近い役割を担わねばなりませんし、地域によっては既に、弁護士の先生方のお力をもおかりしまして、境界相談センターを立ち上げて、裁判外境界紛争処理の初期の形を試行しております。

すから、今後とも基本的には維持されなければならぬものと考えます。

ます。日弁連では、前述しました国民のニーズにこたえていらない現状を開拓するために、平成十二年十一月一日、国民が必要とする質と量の法曹人口を認める総会決議を行いました。改革審の意見書は試験合格者を平成十六年に五千五百人、平成二十二年に三千人することを目指し、平成三十年には実働法曹人口を五万人にするということを提言しております。

また、日弁連は過疎地対策として、別紙資料を配付しておりますが、弁護士がゼロもしくは一人しかいないゼロワン地域に、公設事務所、公設診療センターの設立を着実に進めており、平成十二

定することが予定されております。しかし、法務大臣が指定する研修の課程の中身は確定しておらず、かつ認定の基準方法は未定であります。日弁連は、この点につき、さきに法案が作成されました弁理士法第十五条の二が、特定侵害訴訟代理業務につき経済産業省令が定める訴訟代理人になるに必要な学識及び実務能力に関する研修を修了した者に対し、当該学識及び実務能力を有する者かどうかを判定するための論文式による筆記試験を行うとしていることと同様に、司法書士についてもそのような論文式による筆記試験を求めたいと思います。

これは、改正法案が新たに司法書士試験科目に

なく隣接法律専門職種等も視野に入れて総合的に

年四月には七十一カ所であつた未設置ゼロワン地

憲法を加えたこととの関連で、これまで基本的人

権の理解や裁判を受ける権利に関する憲法上の知識が十分でない現在の資格者の論理性と判断力をテストするには論文式試験が欠かせないと考えるからであります。

第二には、これら研修、試験に合格した、資格認定を受ける者の公表についてであります。弁理士法二十七条と同じく、前記試験に合格した旨をその資格に付記し、付記された事実を各事務所に、例えば法務大臣認定証を掲げるとともに、付記された名簿を日本司法書士会連合会及び全国の同単位会に備えつけ、これを関係裁判所及び弁護士会に送付する方策がとられるべきであると考えます。

第三に、職務倫理の確立に關係しますけれども、簡裁訴訟代理関係業務と裁判外の交渉業務を遂行するに当たっての執務上の倫理の確立を徹底すべきであります。

双方代理が認められる登記関係業務と異なり、訴訟代理が認められる登記関係業務と異なり、

双方代理が認められる登記関係業務と異なり、訴訟代理関係業務等は利益相反責任は認められませんとともに、非弁提携業務も行つてはなりません。

簡易裁判所の民事通常事件の半はクレサラ会社を当事者としていますが、その関係で司法書士にも、サラ金整理業者との提携弁護士問題が弁護士会にありますけれども、それと同じ状況が発生することが予想されます。したがつて、弁護士法二十七条と同様な規定が設けられるべきではないかと考えます。

第四は、前記の倫理の確立に関連しますけれども、司法書士に対する適切な綱紀・懲戒手続が確立されることであります。

日弁連では、懲戒権者が法務局長ないし地方法務局長であつて、何人も懲戒をなし得ると規定されていることを承知いたしておりますが、今後、従前の登記業務、裁判書類作成業務に加えて訴訟代理関係業務及び裁判外の交渉代理が認められた関係で、それに伴う紛争案件が生じることも予想されますし、事物管轄を超える事案の処理といふことが問題になることも予想されます。

これら非違行為の通知と処置要求の増加が考えられる中で、その調査ないし手続が迅速的確にいかに行われるかということは重大関心事であります。この点に関する法務局ないし司法書士会の手続の整備を要望いたします。

最後に、日弁連ないし弁護士会の協力姿勢について申し上げます。

日弁連は、前記各条件が現実に整備され、かつ、近い将来にこれが行われるならば、司法書士会及び法務省が行います中央及び地方での各種の研修について協力する覚悟であります。テキストの作成や講師の派遣、模擬裁判への参加、指導を行いたいと思います。また、法律事務所での実務研修や研修後の講師の準備委員会への参加、司法書士会の非行監視システムへの助力等も考えたいと思います。

日弁連と司法書士会及び土地家屋調査士会の関係には、他にもADRでの協力や市民に対するワシントップサービスの協働など、多くの課題が存在しております。

弁護士人口、例えば法曹人口が五万人を迎えた場合の両者の関係は今後必ず検討されなければなりませんけれども、弁護士と司法書士とは競い合う関係という隣接職種ではなく、ともに協働する関係を樹立していくかなければならないということを最後に強調して、意見陳述を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

○塩崎委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○塩崎委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○塩崎委員 自由民主党の塩崎恭久でございました。北野参考人、西本参考人、そして児玉参考人、お忙しいところおいでをいたしました。御陳述を賜つて、まことにありがとうございました。

ます。

十分間ということでございますので、短い質問で大変失礼をいたしますが、今、児玉参考人からお話をありましたように、それぞれ三会とも全

国で約一万八千人前後度しかおられないというお話がございました。いずれにしても、新しいルールに基づいた社会をつくる、そしてその中で紛争解決、そしてまた予防に皆様方が御活躍をいただいているのが大変大事なことでございますので、お話をございました。いずれにしても、新しいルールに基づいた社会をつくる、そしてその中で紛争

あります。

中で、これから司法を全国津々浦々均てんさせようということでこういう試みがなされるというお話がありました。いずれにしても、新規の手続を要望いたします。

かに運営する法務局ないし司法書士会の

運営

です。

ます。

回のような結論になつたわけでございます。

そうしますと、これまでの、いわば登記中心の業務であった司法書士の皆さん方の、言つてみれば日常業務というか業務内容というのがどういうふうに変わるとかいうのがまず第一の質問でございます。言つてみれば、今後の心構えといいましょうか、留意点、こういうことに注意しなきやいけないというようなことについて、もう少し詳しくお話を承ればと思います。

○北野参考人 このたびの改正案では、私どもが国民のための裁判のある場合は司法支援をすることによる大きな制度上の制限がありました。この際、私たちの要望に基づき解消される部分が多く出たわけであります。

そういうたしますと、従来の裁判書類作成は、非常に労力と工夫と、そしてまた本人支援という形での、いろいろな形がありましたけれども、選択的に訴訟代理ということができるようになつたわけでありますし、法律相談権も取得することができて十分な役割を果たさなければならぬと考えているところであります。

特に、厳然としてあります司法過疎地域であるとか、あるいは司法の支援が希薄な地域について私たちにはこの役割をこなしていきたいと思つてゐるところであります。

もちろん、登記制度につきましても、オンライン申請になつていくことは必定であります。その中に、正しい登記、信頼される登記を保障する私たちの責務もますます必要になつてくるんだろうと思うところであります。

この二点を中心しながら、司法書士制度を十分進展させていきたいと思うところであります。

そのためには、私どもは、司法書士個人の執務倫理観をさらに高揚する努力をする必要がありまし、司法書士組織についてもこの規律をさらに高めていきたいと覚悟しているところであります。

○塙崎委員 最後の質問でありますけれども、やはり北野参考人に。

能力担保措置としての研修並びに認定というのがあるわけですね。この研修が連合会に課せられるわけですね。ここ、言つてみれば心が

ございました。御懸念の点とか問題点などがございましたら、最後にお答えいただきたいと思ひます。

○北野参考人 会長として、司法書士個人としてこれは大きくかかるところであります。

そして、それを考えますと、先ほど申し上げましたように、受講希望者は膨大なものになるわけであります。これを、なるべく短期間に多くの受講者を受け入れる必要があることを認識しなければならないと思っております。そしてまた、その内容は社会的に信頼性の高いものでなければならぬということも必要であります。また、司法書士、私たちが要望してまいりましたのは、全国どこでも司法アクセス支援を受けられるようになります。これが根柢にあります。全国の会員が均等にこれを受けられる状態にしなければならないわけであります。

そういうたしますと、私どもの力はもちろんありますけれども、多くの関係機関の御協力が絶対に必要と考えてゐるところであります。特に、弁護士会の皆様とかあるいは裁判所というところの協力はぜひとも必要でございます。いろいろな問題が山積することは予測しておりますが、今必死でこの対応を検討しているところであります。

ひとつ、我々二十年余りの自主研修をもとにしながら、この研修制度に鋭意取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞよろしく御協力をお願い申し上げます。

○塙崎委員 リーガルサービスが均てんしていい場所でも、司法書士の皆さん、これから頑張つて、国民生活の向上のために御努力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

お三方の参考人に感謝を申し上げまして、終わ

ります。ありがとうございます。ありがとうございました。

○園田委員長 平岡秀夫君。

の点についても私は後ほど法務省の方にもよく聞いておきたいというふうにも思つております。

それから、きょうの参考人のお話の中には触れられておられなかつたんですけれども、一つだけちょっと聞いておきたいと思うんです。

実は、弁護士については、自分が受任した業務については、弁護士法二十三条の二に弁護士会照会制度というのがありまして、各行政官庁等にいろいろなことを照会するという仕組みがあるんですけども、今回、司法書士について訴訟代理権が認められたということではあるけれども、こうした照会制度というようなものは設けられていないということで、司法書士会の方ではぜひともこの制度が欲しいというような声もあるというふうに聞いておるんですけども、その点についてはどのような御意見をお持ちでしようか。ここでちょっと御紹介していただければと思います。

○北野参考人 訴訟をスマーズに進めていくためには、いろいろな情報が必要であります。そのための一つとして照会制度ということを連合会は求めています。

しかしながら、今回につきましては、その照会制度そのものの理論的構築がはつきりなされていなかつたということも含め、照会制度は認められない状態になつたわけであります。今後とも、この照会制度の実用性を訴えながら、この法改正等に取り組んでまいりたいと思っています。

○平岡委員 次に、土地家屋調査士会の西本参考人にお伺いしたいと思います。

実は、私は今回法律を見ておりまして、土地家屋調査士法の規定で非常にわかりにくくなっているのが二十九条の「業務の範囲」。これは調査士法人のところなんですか、何が書いてあるかというと、これは調査士法人ができることが何なのかというのを書いているところなんですか、この規定の仕方の中で「法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省が定める業務」、こういうのがあって、ここは

調査士法人の業務を書くべきところを何か調査士ができる業務を書くというような、そうした省令になるということは、非常に変な規定だなと私は個人的には思っているのであります。

ただ、調査士法人がどんな業務ができるかといふことは、大変土地家屋調査士の方々には関心が深いところだと思うんですけれども、この「調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務」としてどのような業務が必要であるといふうに考えておられるかということについて、御意見があつたらお聞かせ願いたいと思います。

○西本参考人 私の最初の御説明でも、業務としてやはり明確にしてあるかないかということで随分変わつてまいりますので、ぜひ明確にしていただきたいと思いますので、ざっと申し上げます。

まず、土地の境界に関する調査、境界に関して鑑定をする業務、それから境界標管理と資料管理でございます。

それから、境界に関して、境界紛争等に関する調停、あつせん、仲介に関する業務。

それから、地図に関しましては、地図の作成等に関する業務。これは、先ほど申しました既存地図の整備作業ということも含めまして、地図の作成等に関する業務。十七条地図作成もそうでございます。それから、不動産の表示について必要な地図の維持管理に関する業務。

それから、地籍調査事業への参画が望まれております。地籍の明確化に関する調査、測量、地図等の図書の作成業務。

それから、不動産に関する調査、測量業務、不動産に関する調査、測量並びに成果図書の作成にかかる業務。

それから、GISに関する業務、これは地図の情報化に関する業務でございます。

それから、相談業務。前各号及び法第三条各号に関する相談業務。現に、相談を受けなければ業務に進めないケースがほとんどでございます。ぜひ相談業務を盛り込んでいただきたい、各号に附帯する関連する業務ということでお願いしたいと

思っております。

よろしくお願ひいたします。

○平岡委員 それでは、最後に児玉参考人にお伺いしたいと思うんです。

実は今回、司法書士法の改正によりまして、訴訟代理権が付与をされる、一定の限られた範囲でござりますけれどもということでありましたけれども、司法書士会の方々の中には、今回の訴訟代理権については、上訴の提起ができないあるいは強制執行についての代理権がない、こういった問題がありまして、もっと拡大してほしいといった

ような希望も寄せられているというふうに聞いています。

この点に関して、この委員会でも質疑が行われておりますので、政府の答弁では、まずは今回与えられた訴訟代理権の実績を積んでもらつた上で判断していくといったような答弁が行われているわけでございますけれども、この司法書士の訴訟代理権の拡大についてどのようなお考えをお持ちになつておられるか、お聞かせいただければというふうに思います。

○児玉参考人 司法書士会が、簡易裁判所における訴訟代理権以外に、執行事件についての代理権とそれから家庭裁判所の家事事件についての代理権の付与を求めておられるということは承知しております。しかし、私たちはそれには賛成しております。

○漆原委員 公明党的な漆原良夫君。

きょうは大変にありがとうございました。

早速質問に移らせてもらいます。今回は、司法書士さんに簡裁の訴訟代理権を与えるということで、国民に身近な司法の確立という点で大変画期的な法案だと思っておりますが、この点について児玉参考人に、司法制度改革という観点から、この司法書士さんに対する簡裁の訴訟代理権の付与についての御見解、意義をお尋ねしたいと思います。

○児玉参考人 お答えいたします。

その点につきましては、先ほどの意見陳述の中

で申し上げましたけれども、私たちは、現在置かれております弁護士の状況及び司法書士の皆様の状況及び国民が身近なアクセスによる適正な裁判を求めているという法的ニーズ等を考えますと、今回の改正については賛成するという意見でございます。

ただし、先ほども言いましたように、全面的に

い能力担保措置が要るということが要望されてい

るわけでありますので、まずそれを実績でもつてお示しになった上で、その上でいかどうかといふことを弁護士会も含めて相談した上で決められた

ことのいいんじやないかと思います。

○平岡委員 弁護士会におかれても、まず司法書士の方々が訴訟代理人としての実績を積んだ上で判断すべき問題であるということでございまし

た。

比較的皆さんが一致した意見を持つておられるということです。

これからまだ、この参考人質疑の後に各党の質問が残されておりますので、そこでも十分にまた議論を積んで今回の法案に対する対応を決めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○園田委員長 漆原良夫君。

きょうは大変にありがとうございました。

早速質問に移らせてもらいます。司書士さんに簡裁の訴訟代理権を与えるということで、国民に身近な司法の確立という点で大変画期的な法案だと思っておりますが、この点について児玉参考人に、司法制度改革という観点から、この司法書士さんに対する簡裁の訴訟代理権の付与についての御見解、意義をお尋ねしたいと思

います。

○児玉参考人 お答えいたします。

その点につきましては、先ほどの意見陳述の中

で申し上げましたけれども、私たちは、現在置かれております弁護士の状況及び司法書士の皆様の状況及び国民が身近なアクセスによる適正な裁判を求めているという法的ニーズ等を考えますと、今回の改正については賛成するという意見でございました。

確かに画期的な、今までなかつたことでござい

賛成するんではなくて、それに能力担保の問題とか執務倫理の関係とか、それから綱紀・懲戒手続の完備とか、そういう条件がついているということをあわせて申し上げたいと思います。

○漆原委員 もう一点だけお伺いしたいのですが、全国各地で司法書士の先生方に訴訟代理権が付与される。今まで本人訴訟でほとんどやつてこられた方が代理人を立てられるケースが多くなつてくると思うんですね。

そういう意味で、私は、法律扶助制度、現在ありますのが、ようやく実現して、ことし三十億予算がついておりますけれども、もつともつとこの法律扶助制度を拡充する必要があるんだろうなど。司法書士の先生方が代理人になつていただく場合でも、この制度をどんどん利用していただかないと、実質的に、やはりお金がないと訴訟依頼できないというケースが多いと思いますので、この法律扶助制度をもつと拡充すべきだと私は思うんですが、この点、児玉参考人はどんな御意見をお持ちでしようか。

○児玉参考人 法律扶助制度の拡充につきましては、私たち弁護士が主に担当しております地裁等を含めた訴訟代理の場合においてはもちろんのこと、簡易裁判所の事件についても同様に拡充されるべきであると考えております。

ただ、現在の国的情勢では、付与されておりません。同じような犠牲も司法書士さんの方も払わなければならぬという現状にあることを認識されました上で、拡充に大いに国会の先生方の御協力を求めまして、相当犠牲を払つてこれを遂行しております。同じような犠牲も司法書士さんの方も払わなければならぬという現状にあることを認識されました上で、拡充に大いに国会の先生方の御協力ををお願いしたいと思います。

○漆原委員 ありがとうございました。

今、児玉参考人の方からも能力担保措置の話、それから職務倫理の話、懲戒手続の話、いろいろありました。

ますから、国民の皆さんも大丈夫かな。それは弁護士も不祥事をいっぱい起こしておりますけれども、それなりに長い歴史があって、訴訟に対する信頼感というのは得ていると思うんですね。今回、新しく皆さんが代理権を付与されて、財産の処分権を付与されることになるのですから、やはり心配をされるのは、これはもう当たり前だと思っています。

門家として成り立つためには、実地によるいろいろな形の処理あるいは対応が必要でございます。したがいまして、今後ともこの懲戒については私たちは特段の努力をしながら確立してまいりたいと思っております。

それをするのに自由競争ということでは制度の保持ができないのではないか、公正さが確保されない可能性が出てくるのではないかということから、国民への安心と利便に供するために透明性が確保されたもので、情報の公開も、なるべくきめ細かな実例に応じた公開をしたいというふうに思つておりますので、何分の御指導をいただきたいといふうに念願しておるところでございます。

質問だと思いますが、私たちも、基本的には、西村議員がおっしゃるように、法曹人口が少ない、国民のニーズにこたえていないということからの暫定的な措置であるということを認識しております。

私は 本当にもつもつと簡潔でも サラう金事件でも何件か合算すれば九十万を超えるわけです
から、九十万を超える事件でも、場合によつては
執行事件でも家事事件でも、気軽に頼みでできる
ような方向に将来行けばいいなと思つております
が、何よりも、やはり今はまずここから始めて、
きちつと信頼を得るということが私は大事だと思
いますね。

らしいんだけれども、和田さん曰く、僕が見れば、幾らになるかわからないというこれまでの不安もありますね。だから、そのところを全く自由にしていいのかなど。あそこの事務所は安い、この事務所はこんなに高かったということになつても、國民はやはり不安を感じますね。この点、いかがでしよう、西本参考人。

○漆原委員 以上で終わります。お三人の先生方
大変ありがとうございました。

○園田委員長 西村眞悟君。

○西村委員 重複を避けまして御質問させていた
だきますが、北野参考人と児玉参考人に御質問を
させていただきます。

まず、今回の法律をいかに位置づけるかといふ
点に関しての基本的な認識を両参考人にお伺いし
たところ、参考人の意見は、見えておりま
せん。

般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便、その権利保護の要請を踏まえ、法的サービスの担い手のあり方を改めて総合的に検討する必要がある、こういうふうに言つておりますが、私たちも同じような考え方を持っております。

しかし、これが本当に短期間であるとか、いつになつたらやめるのだというようなことは、私た

職務倫理の拡充、そして適正な綱紀・懲戒手続について、どんなふうなお考へてございましょうか。
○北野参考人　能力担保措置でありますけれども、私が考えますのは、今司法書士は裁判関係書類の作成を通じ裁判事務には精通しているという前提はありますけれども、訴訟行為の主体となり、あるいは法廷内で弁論、証人尋問等を行う経験がございません。ここを十全に職務として履修したと思つてはいるところが能力担保措置の大きな点でございます。

○西本参考人 お答えしたいと思います。
日常的に需要があるという仕事ではなくて、多くの国民にとつては恐らく一生に一度、建物を建築する、あるいは土地を買うというようなときに依頼される方にとりますと、日常的にどこが高いとか安いとかということの情報を知り得ない、そんなに機会がございません。それと、国民に申請義務を課している、それから違反には過料制裁規定がある、調査士は依頼に応じる義務があるというようなことでござります。

いんですか、私は、今回の立法は現状の法曹の口の偏在という事態に適応したものであるが、今まで臨時的、例外的措置であつて、法曹養成の制度の本質から当然導かれるものではない、このようふに認識しておりますが、まず、基本的な認識について、北野先生、また児玉先生、いかがでござりますか。

○西村委員 私が臨時的、例外的と申し上げたのは、記録に残すという意味で、御両者がどういうふうにこの改正法を位置づけておられるか、やはり記録に残しておくべきだと思うのですね。訴訟代理権付与をするに足る人材を養成する道は、司法試験という国家試験、そして二年間におよぶ実務研修を通じて行なうべきである。この問題は、申しあげません、ます私たちが「法曹人」を増加させ弁護士を増加させて、弁護士ニーズにこたえるような状態になることが前提だというふうに考えております。

さらには、私たちは、簡易裁判所あるいは最高裁判所に至るまで、今書類作成業務を通じて関与いたしておりますところであります。そこには当然に倫理性も要求されるところであります。その倫理性はありますけれども、さらなる職務拡充あるいは責務が重くなることによる倫理も、あえて私どもはさらに履修しなければならないだらうと思つています。

それから財産権の保全とともに、行財政資料として広く活用されているということは、例えば道路ができる、分筆線を入れる、このときに公団地が違つておつたりしますと、正確に、必ずしも現地を反映して分筆線が設けられません。これが往々にして、現地は道路は一本真っすぐなんですが、地図によつては真っすぐに線が入つていないと、いうような結果を招きます。次の分筆をするとい

法書士の法律家としての制度設計は言及されないところであります。私ども、そのことには一抹の不満を感じます。

しかしながら、百三十年の歴史を通じて司法書士が果たしてきた役割を、この法律改正において多くの部分が達成することになります。これを、十全に機能を發揮することによって、国民から信頼される制度として永続的な制度に持っていく

したがいまして、その二点を中心にしてこの特別研修を実施していくたいと思っているところであります。

それから、財産権の保全とともに、行財政資料として広く活用されているということは、例えば道路ができる、分筆線を入れる、このときに公団地が違つておつたりしますと、正確に、必ずしも現地を反映して分筆線が設けられません。これが往々にして、現地は道路は一本真っすぐなんですが、地図によつては真っすぐにしては線が入つていないうような結果を招きます。次の分筆をするとき、次の工事をするとき、事業をするときに、非常に大きな、二重手間といったよだんなものをおこします。ですから、公共性が高いとか質が高いとしま

法書士の法律家としての制度設計は言及されないところあります。私ども、そのことには一抹の不満を感じます。

しかしながら、百三十年の歴史を通じて司法士が果たしてきた役割を、この法律改正において多くの部分が達成することになります。これを、十全に機能を發揮することによって、国民から頼される制度として永続的な制度を持っていくべく力をする予定であります。

○児玉参考人 お答えいたします。

今回の改正及びその措置は、法曹人口が少な

懲戒・綱紀につきましても、司法書士が法律専

それから、財産権の保全とともに、行財政資料として広く活用されているということは、例えば道路ができる、分筆線を入れる、このときに公団地を反映して分筆線が設けられません。これが往々にして、現地は道路は一本真っすぐなんですが、地図によつては真っすぐになつて、線が入つてないというような結果を招きます。次の分筆をするとき、次の工事をするとき、事業をするときに、非常に大きな、二重手間といったようなものを要求します。ですから、公共性が高いとか質が高いということはそういうことでござります。

法書士の法律家としての制度設計は言及されないところあります。私ども、そのことには一抹の不満を感じます。

しかしながら、百三十年の歴史を通じて司法士が果してきた役割を、この法律改正において多くの部分が達成することになります。これを十全に機能を發揮することによって、国民から頼られる制度として永続的な制度に持っていく力をとする予定であります。

○兎玉参考人 お答えいたします。

今回の改正及びその措置は、法曹人口が少なことから生じる一時的なものではないかというふ

来、国は電磁的情報と紙に書かれた情報と同等とみなしたオンラインによる不動産登記の道を開こうとしております。本来業務の中におけるいわゆるコンピューター化の問題点と司法書士業務の将来のあり方。それから、今申し上げた司法研修所で、我々の時代は四百人です。四百人が二年かかるで研修して、訴訟代理権付与たる資格を得られるわけですね。今、先生が一人人が希望されているという中で、これをどうするのか。一万人が何百時間の研修時間をこなせばすべて訴訟代理権はオープンだというわけではいかぬと思うのですね、法曹の養成の仕方がかかるわけございまさから。どうするのかということについてお伺いしたい。骨子で結構ですから、先生にお伺いしたいと思います。

○北野参考人 私たちが本来職務とするもう一つの職務であります登記事務でありますけれども、登記につきましては、債権譲渡登記に関しましては、既にオンラインによる登記申請が実現いたしました。その後、商業・法人登記に関しオンライン申請が具体化してまいります。その後、不動産登記に関しましてもオンライン申請が現実のものとなると認識いたしているところでございます。

ちなみに、不動産登記に関しますと、不動産は全国で約一億八千万個ほどあると聞いておりまます。そして、年間の登記申請は約一千万件、そのうち九五%程度司法書士が代理申請を行っている実情にあると思います。

その中で、今回のオンライン申請になりますと、本人等の出頭主義、本人が法務局に出向いて申請するという行為がなくなるなります。登記申請が、内容が正しいという添付書類の位置づけも大きく変わってくると思います。そこには、登記の信頼性の維持が非常に難しくなってくるのではないかという危惧も持つてあるところであります。

司法書士は、登記事務に関し、本人確認を中心にして、登記の真正さ、信頼性を保持し、あるいは

みなしたオンラインによる不動産登記の道を開こうとしております。本来業務の中におけるいわゆるコンピューター化の問題点と司法書士業務の将来のあり方。それから、今申し上げた司法研修所で、我々の時代は四百人です。四百人が二年かかるで研修して、訴訟代理権付与たる資格を得られるわけですね。今、先生が一人人が希望されているという中で、これをどうするのか。一万人が何百時間の研修時間をこなせばすべて訴訟代理権はオープンだというわけではいかぬと思うのですね、法曹の養成の仕方がかかるわけございまさから。どうするのかということについてお伺いしたい。骨子で結構ですから、先生にお伺いしたいと思います。

○北野参考人 私たちが本来職務とするもう一つの職務であります登記事務でありますけれども、登記につきましては、債権譲渡登記に関しましては、既にオンラインによる登記申請が実現いたしました。その後、商業・法人登記に関しオンライン申請が具体化してまいります。その後、不動産登記に関しましてもオンライン申請が現実のものとなると認識いたしているところでございます。

ちなみに、不動産登記に関しますと、不動産は全国で約一億八千万個ほどあると聞いておりまます。そして、年間の登記申請は約一千万件、そのうち九五%程度司法書士が代理申請を行っている実情にあると思います。

○西村委員 ありがとうございます。期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、児玉先生にお伺いするのですが、先ほど、弁護士と司法書士は協働関係にあると。今、一万人に及ぶ研修をしなければならない。本来の業務についての研修はされておる、十四年間の実績がある。しかし、これは全く初めての分野の研修を今から始められるわけですから、協働関係にある日弁連として、この研修そして能力の認定、これに対する対応をなされていく御所存

は経済取引の円滑化、安定のための努力をした職能でもあると思います。そういうふうな危惧を払拭するためにも、私たち司法書士が信頼性確保のためのさらなる役割を担っていく必要があるだろうと考えるわけであります。したがいまして、オンライン申請移行に伴い、司法書士の職務を、さらに私たちは意見を続けてまいりたいと思つていいところでございます。

そして、研修のところでありますけれども、実は、私ども、新人研修というものは既に十四年前から始めておるところであります。これに関しましては、登記事務はもちろんのこと、裁判事務についても相当な比重をかけながら、日本司法書士会連合会、各ブロック会あるいは単位会において、約二ヶ月間の研修を自前で行つておるところであります。その中で、約八千名近い履修者が既に出て、全国で活動しているところであります。

その中で、私どもが研修できなかつた部分といいますのは、何回も申し上げますように、法廷内の活動であります。これを実質的にできなかつたわけであります。したがつて、これを履修、クリアすることによって訴訟代理というのはできるだろうと思つておるところであります。

しかしながら、我々は今緒についたばかりと言えます。これをさらに利用者のために活用し、信頼を得るために、今まで以上の私たちの自主研修を整えてまいりたいと思っておるところであります。それでクリアしてまいりたいと思っております。

○西村委員 ありがとうございました。期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○園田委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫です。

三人の参考人の皆さんには、大変貴重な御意見をありがとうございました。

○西村委員 私どもも、現下の状況にかんがみて、今回、司法書士の皆さん方に簡易裁判所の民事訴訟代理権、そして相談業務の権限を付与することには賛成でございます。

具体的に、まず児玉参考人からお聞きしますが、既に、民事執行代理権の付与と家事事件の代理権の付与の司法書士からの要望に関する御意見は伺いました。

一点だけ。一審、簡易裁判所民事訴訟で敗訴した場合の控訴権、控訴代理人には当然なれませんが、控訴状の提出だけは認めないと、わずか十四日間の控訴期限が徒過してしまうという心配もあります。その点についての御意見をお伺いしたいと思います。

○児玉参考人 先ほど、上訴の関係についての質問もあつたのですが、答えてることを忘れていた

であるかということについてお伺いしたいと存じます。

○児玉参考人 先ほどの意見陳述の最後にも申し上げましたように、及び今までの質問で出ました通り、私たちは、それなりに要望しております。条件がかなえられましたならば、大いに司法書士会の研修に参加したいと考えております。

今、北野会長がおっしゃいましたように、訴訟活動に関する、いわゆる法廷での証人尋問並びに事実認定、証拠収集等は簡裁事件においても、普通の事件は別として、地裁と同じように入る場合があります。そこら辺についてのトレーニングについては、弁護士会もその研修に参加して一緒に研究をするということをやりたいと思いますし、さらには、先ほど言いましたように、その後に行われます認定にかかる講師等について、も、弁護士会が助力するところがあれば助力させていただきたいというふうに考えております。

○西村委員 ありがとうございました。

○園田委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫です。

さんへ権限付与できない民事執行代理権や家事事件の代理権についての理由として、九十万円という訴訟物の価額の問題をおっしゃられました。それから、執行や家事事件は簡易裁判所ではないとおっしゃられました。

そこで聞くのですが、調停事件と即決和解事件は、日本の民事訴訟の仕組みでと簡易裁判所の所掌事件ですね。その部分については九十万円という事物管轄の限定を外してもらえないかというのが司法書士会の皆さんのお望なんですが、そうすると一貫するのです。簡裁の事件はやれる。

その点についての日弁連のお考え、簡潔に答弁願いたいのです。

○児玉参考人 確かに、その二つを協働してやるというようとしても何もおかしいことはないではないかとという御意見につきましては、聞かせていただきますけれども、だけれども、どうもやはり執行事件というのは、議員も……(木島委員執行だけでなく、簡裁の調停と即決和解」と呼ぶ)簡裁の調停事件とか即決和解というのは、御承知のように、調停は調停委員という制度があつて裁

判官が必ず関与する、それから即決和解についても、あれは裁判所内部でそれなりの検討をした上で即決和解をするという状態になつておりますので、裁判所の後見といいますか指導というようなものがありますので、それは許されると思います。執行事件とか家事事件についても裁判所が関与するのではないかと言われますけれども、額につ

いて限縮する「こと」が難しい「こと」と、それなりに争点のある難しい事案も多い「こと」とあります。今段階では直ちに賛同することができないわけあります。

先ほども言いましたように、今後の実績を示された上で改めて協議の上検討するということになりましたがなものかと考えております。

○木島委員 そこで、北野参考人からお伺いいたしました。

そこで、根本問題ですが、司法制度改革審議会が、現状では弁護士の数が少ないからそれを補完する意味もある、暫定的な意味もあるんだとおっしゃられました。

の意見書にありますように、平成二十年度をめどに法曹人口五万人体制にする。現在二万人です。ほとんどが弁護士であります。そういうことを展望したときに、では、司法書士の方の将来

展望をどう考えているのか、ある面では、弁護士がそこまでふえますと、過疎地域がなくなるのじゃないか、今司法書士さんが担っている部分ものみ込んでしまうのではないかという危惧も指摘されておるわナであります。

そこで、それに対する司法書士としての将来展望と、弁護士、法曹を五万人にするというこの根本問題についての御意見をお伺いしたいと思います。

○北野参考人　法曹人口の増加といいますのは、司法と国民を結ぶのに非常に大きく役に立つだろうと思つておるところであります。しかしながら、弁護士の過疎地域というものが、この長い歴史そのものがすぐによく解消されるとは思つておらないわ

卷之三

けであります。

及はない、希薄な地域において今まで役割を果たしてきたつもりであります。したがいまして、こ

の部分で十全に果たすのはやはり司法書士の大きな役割だろうと思つてゐるわけであります。すな

わち、国民生活にかかわる法律問題について私たちには限りない専門性を發揮してまいりたいと思つ

て いるところで あります。

担つていきたい。それによつて、弁護士制度、あるいは弁護士職との協調、協力を図りながら、国

民のための司法の充実を図ることを考えまして、司法書士の制度、将来を設計してまいりたいとい

う氣でおるわけであります。

本国において五万人がどの程度のものになるかと
いう検証はまだいたしておりませんけれども、私

たちの大きな役割をもつて、この調整的な人口増加問題については、今後脱意喩討し、意見を述べ

させていただきたいと思ってるところであります。

○木島委員 西本参考人と北野参考人に共通する問題等、現下の二事項に問題が及ばぬ見三つ

問題で、根本的に非常に重要な問題が辨配規定の問題だと思います。

先ほど西本参考人からお話をありましたように、土地家屋調査士の皆さんには、依頼されたら受

任義務があるんだ、過料で縛られているんだ、一生に一度の大変な登記手続だ、それを自由競争の

名のもとに報酬規定を自由化してしまうということに根本的な疑念を呈されました。私はよく理

解できるわけあります。
そこで、もう時間がありませんので、それでは、

その報酬規定の削除に伴つて、これから会として
どういう報酬に関するルールが望ましいと考えて

おるのか。土地家屋調査士会として、また日本司法書士連合会として、簡潔で結構ですけれども、

それぞれ、こう考へてゐるといふことをお述べいたい。

かかきかい

第一類第三號 法務委員會議錄第七號

平成十四年四月九日

○西本参考人 できましたら、ガイドラインは省令で示していただけるというのが一番ありがたいと思います。何らかのやはり公的な基準がないと国民が安心できないのではないかという気はいたします。

あるいはまた、法務省が発注する作業もあるわけでございますから、一緒に考えていただけるとありがたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○北野参考人 報酬の問題は、利用者に迷惑と混乱を起こさないことが第一であろうと思います。

そして、今回の規制改革の流れで、残念ながらといいますか、報酬規定は廃止されました。報酬の原則に立ち返ってみたいと思うわけであります。報酬の契約原則に基づきながら、司法書士が報酬を透明性のあるもの、あるいはきちっと明示し、利用者に対して御理解をいただく努力、これを極力強力に私どもは指導してまいりたいと思うわけであります。

そしてまた、そのいろいろな情報あるいは根拠的なものについても、極力連合会において周知したいと思っています。

○木島委員 ありがとうございました。終わります。

○園田委員長 植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀でございます。

三参考人におかれましては、お忙しいところ、本当に貴重なお話をお乗りできまして、ありがとうございます。

うございました。私も午後から対政府質疑をやらせていただきましたが、非常に参考になったと思つております。

特に、今回の法案の意義、また論点、そして今後の課題等々、私なりに粗雑な頭の中で少し整理をさせていただいているところでございますけれども、いずれにいたしましても、今回の大きな改正の柱でありますところの、いわゆる司法書士の皆さんに対する簡裁代理権の付与とということについての意義は、私は非常に大きいというふうに考

そこで、日弁連の児玉参考人に、非常に素朴な素人っぽい話を伺いたいわけですがけれども、実際これまでは、簡裁事件に弁護士さんが関与する例というものは余りなかつたわけですね。そういう意味で、我々にはさうの話は非常にわかりやすかつたのですが、今回の司法書士さんへの簡裁代理権の付与ということが、すぐに弁護士の仕事の領域を侵食するといったようなことはないだろうというふうに私は思つておるわけです。

そういう意味で、その辺のすみ分けというものは可能だろうと思いますし、また、余り弁護士会の方できついお話を出てきますと、むしろ、その辺が非常にオーバーアクションのように見えてしまうようなところも、これは印象といえば印象なんですけれども、その辺のところ、今後、簡裁にかかる弁護士の関与等含めまして、どういう御見解をお持ちなのか、また現状についてはどういう御認識なのかという点について、まずお伺いしたいと思います。

○児玉参考人 現在の簡易裁判所の事件はほとんどが本人訴訟でございまして、弁護士は関与しておりません。また、関与することを「先ほどの意見陳述で申し上げましたように、弁護士は好まない」という状況もあることも事実であります。

これは本当はいけないことなのでありますけれども、しかし、その本人訴訟を背後でカバーされているのが司法書士の皆さんだというふうに伺っておりますまして、その意味では、簡易裁判所の訴訟代理権に関する限りの実情が変わることはないんだと思います。

ただ、私たちが心配しておりますのは、裁判所の代理権ではなくて、いわゆる改正法の三条一項七号に規定されております、いわゆる民事に関する紛争について相談に応じ、裁判外で示談をすることという規定については、これが司法書士の皆さんの方で拡大していくということは、弁護士の仕事との競合ということが生じるというふうに考えておりまして、その辺をどうするか等について

いりまして、簡裁代理権を行使する過程で照会制度を設ける必要が高いという事情が生ずれば、その時点で検討することにいたしたいと思います。

○平岡委員 これも、訴訟代理権の拡大の問題とも関連するといいますか、実績を見た上でどういうことでござります。ある程度そういう事情もやむを得ないのかなという気もしますので、ぜひ、ある程度の実績が出てきたところで検討していただければというふうに思います。

ちょっときょう私は、時間が余りないので、最後

に、今回、司法書士制度あるいは土地家屋調査士制度が、一つは規制改革、規制緩和、一つは司法制度改革の流れの中で改革が進められたわけありますけれども、これから司法制度改革の方もいろいろ進んでくるとは思いますが、司法書士制度あるいは土地家屋調査士制度をどのように方向で改革されていくべきかというふうに考えておられるかについての所見をお願いいたしまして、最後の質問とさせていただきます。

国民に身近な法律家として重要な役割を果たしてまいりました。

今回、簡裁代理業務という新しい権限が認められることになりました場合には、今後、司法書士の方々には、簡易裁判所における民事訴訟代理について実績を積んでいただいて、多くの国民から信頼を得ていただき、そのような実績を踏まえて、訴訟代理権の拡大について検討していくべきものと考えております。

また、土地家屋調査士につきましては、本年三月二十九日に閣議決定されました規制改革推進三ヵ年計画で改定したものですが、それでは、土地境界紛争に関する裁判外紛争処理制度の仕組みにつきまして、司法制度改革推進本部で行われております総合的なADRの制度基盤の整備に関する検討を踏まえまして、必要な方策を検討することとされております。

土地家屋調査士は、業務の性質上、境界問題について豊富な経験と専門的な知識をお持ちでいらっしゃいますから、裁判外境界紛争解決制度が創設された場合には、ADR機関の構成員や申し立て代理人として、積極的にその能力が活用されるものと期待しております。

○平岡委員　ありがとうございました。以上で終ります。

○園田委員長 西村眞悟君。
○西村委員 自由党は、本法案に賛成でございま
すけれども、本法案が法曹制度また法曹を含むブ
ロフェッショナルな資格制度のあり方の中でいか
に位置づけられるかということについては、明確
にしておかねばならないと思っております。午前
中、参考人の皆さんにもお聞きしました。

合格者に二年間の研修を課した上でその資格が与えられるものでございます。これは万人に開かれております。司法書士さんが訴訟代理人の資格を得たいというならば、司法試験を受験され、そして、法曹が持つてある最低限の資格が確認され、その研修制度を受けられればいいわけでござります。司法書士にそれを禁止しているわけではございません。

さて、この前提から、この制度、司法試験から司法研修所の研修を経るというプロセスを経ずして、法曹の一つの任務である訴訟代理権を司法書士に与えるというものは、弁護士が偏在するという現下の状況下において臨時のまた例外的に与えられた立法であるのか、司法書士であるならば必然的に司法試験からの司法研修を経ることによって得られるべき権利である。

然的にお詫びの言ふ所が、たゞ冗談として、いふべきを絶ずして訴訟代理権が与えられるという論理的な整合性のもとになされた立法なのか。これは、いざれでございましょうか。

○房村政府参考人 今回の制度でございますが、これが考えられました背景としては、弁護士の方方が地域的に偏在している、そういうことから、身近に弁護士のいない地域が相当ある。そして現実

に、簡易裁判所の代理人として弁護士の方がつく事件が非常に少ない、そういう実情にあり、また、弁護士の数を増加するという方向にはあります
が、これも一氣にはいかない。そういう背景事情のもとで、国民に裁判を受ける権利を実質的に行使していただくために、代理人となる人を身近に

選任できるようにしたい。
また一方 司法書士については、既に、現在しておられます裁判所に提出する書類の作成等を通じて、実質的に国民に一番身近な法律家として活躍し、簡裁事件の相当数について国民のお役に立つておる。こういう実情を考えまして、司法書士の方々に簡易裁判所において訴訟代理人となる道をあけることによつて国民の権利保護に寄与しようということを考えたわけでござります。
背景はそうでございますが、制度としては、決して臨時的なものとして考へてゐるわけではなくて、法律として、ちゃんとした法務大臣の認定を受けて、簡易裁判所において訴訟代理人人等として活動していくなどという制度として構築したものでございます。
確かに御指摘のように、訴訟代理人となるとい

うことであれば、現在の司法試験を受け、研修を受けてなるという道があるわけでございます。ただ、例えば簡易裁判所について見ますと、少額、軽易な事件を簡易迅速に処理するということで、訴訟手続についても通常事件と違う特則が用意されておりまし、また、裁判所を構成する判事の資格について見ましても、判事補、判事という地裁以上の司法試験を経た方でない、簡易裁判所判事という別個の資格を用意いたしまして、司法試験を経ない人が裁判官になるということも認めているわけでござります。

そういう観点からいたしますと、司法試験を通っていない司法書士の方々に、研修と法務大臣の認定ということで能力的担保を与えて、簡易裁判所に限って訴訟代理権を認めるということも現在の資格制度と決して矛盾するものではないとうぐあいに考へているところでございます。

○西村委員 今のお答えを前提にして次に御質問いたしますけれども、そうであるとするならば、訴訟物の価額が九十万円を超えないという点に意味があるのでなくて、簡易裁判所管轄事件とい

うことに限定することに合理的な根拠があるということです。ございますね。

制度改革審議会で種々御議論がなされたわけあります。ですが、今回認められております中でも、簡易裁判所における即決和解それから民事調停、これについて、簡易裁判所の管轄を基準としてその事件についての代理権を与えるということが司法制度改革審議会の最終的な結論になつております。その過程では、簡易裁判所におきましては、即

決和解あるいは民事調停につきましては、いわゆる訴額の制限はございません。したがって、簡易裁判所で扱える事件として、問題となつてゐる事件の価額いかんにかかわらずすべてに代理権を認めるべきであるという御意見と、やはり事件の重さによつて法律的な難しさとともに相当違つてくるので、将来の課題としてはいざ知らず、相手方では、やはり简易裁判所の事物を専門とする

冒頭では、やはり簡易裁判所の事物管轄を基礎にして司法書士の方々に代理権を認めるべきだという御意見がるる闘わされて、最終的には、そういう制限をつけた形で代理権を与えるべきだという結論が出たように聞いておりますので、司法制度改革審議会の考え方としては、やはり簡易裁判所であるということと同時に、その事件の持つている特徴的な基準とへますか、そういうひつたるものも

○西村委員 同様に重視しているというぐあいに理解していくところでございます。

られない現下の状況にあるということから出発しておりますから、必然的に生ずることでございましょうけれども、論理、合理的に説明はできない。司法試験や、弁護士の数を三千人にしていくといふような体制もこれまた進んでおるわけですから、この司法書士さんがどういう種類の事件を扱うか

ということはつまり弁護士会との利害調整の中であつたといふことなんでしょうか。決まつていくといふことなんでしょうか。

○房村政府参考人 決してそういう利害調整ということではなくて、やはり司法制度改革審議会の答申に、十分な能力的担保措置を講じた上で代理人としての研修とか実務とそういうことがない、そういう方々に新たに認める場合には、やはり能力的な担保措置を講じないと国民の利益に反する事態が生じ得るということが考えられたわけでございます。

事件の大きさについて一定の制限を加えているという点も、そのような、やはり事件の額が大きい場合には、争いも深刻になりますし、含まれる法律的問題も多くなることが通常でございますので、最初からそういう事件を取り扱わせるということには、争いも深刻になりますし、含まれる法律的問題も多くなることが通常でございます。

○西村委員 今、期せずして研修、能力担保のことについて話題が移っていくんですけれども、金銭請求をやればわかるのですが、一円の請求と十億円の請求とは要件事実は全く同じでして、十億円を借りる方も貸す方も覚悟してやっているわけですから、非常に事実としては明確だ。しかし、二十万、三十万、借りたのか借りていないのか、もらったのか預かったのかわからない。むしろ九十万以下の訴訟が非常に大変なんございまして、難しいわけでございます。

午前中の参考人質疑で、司法書士の先生方が、研修を希望し訴訟代理人資格付与を希望している方は一万人を超える。これをどうして研修するのかというふうな重大な課題、これがなけれ

ばこの法案は絵にかいたもんという大問題がこれから控えておる。法務省としては、この法案を審議し成立を期す以上、この法案が絵にかいたもちろんないような研修、そして能力担保をいかなる体制で臨まるのか。和光市にある研修所で養成する十倍は来るわけですから、どうされるのでござります。

そういう能力的な担保措置を講じないと国民の利益に反する事態が生じ得るということが考えられたわけでございます。

事件の大きさについて一定の制限を加えているという点も、そのような、やはり事件の額が大きい場合には、争いも深刻になりますし、含まれる法律的問題が多くなることが通常でございますので、最初からそういう事件を取り扱わせるということにはならぬでしょうと思いませんけれども、その概要について御答弁いただきますよう。

○房村政府参考人 司法書士の方々に受けたいたとしておりますが、これにつきましては、法務省令で定める法人が法務大臣の指定を受けて研修を実施するということにいたしております。そして、法人を定めるに当たりましては、研修をきちんと実施できるかどうかということを確認した上で行いますし、また、研修の内容について、訴訟代理人となる司法書士の方々に十分その能力を身につけていただけるような内容であるかどうかということを審査して指定をするということをしております。

具体的な法人としては、日本司法書士会連合会において、現在、その法人となるべく種々検討を重ねられているよう聞いておりますので、私もともしても、ぜひそうなつていただきたいというふうに思っております。

研修の具体的な内容といたしましては、現在、司法書士の方々は、裁判所に提出する書類そのものはもう既に作成する権限を持つておられますので、今後、司法書士の方々が訴訟代理人となつて活動する場合、今までと一番大きく違つてくるのは、実際の法廷に出て訴訟代理人として活動するという場面でございましょうから、やはり弁論であるとか証人尋問というような法廷実務、あるいは事実認定の手法に関する能力、こういったものについて、講義とかゼミナー、模擬裁判、ある

いは裁判所の協力を得て実務研修というようなことを実施していくべきだといふことに考えております。

そういう研修を受けていたいた後、法務大臣が認定するわけですが、これにつきましては、研修によって能力が十分身についているかどうかと判断は非常にまた難しくなると思うんですが、これは、筆記式の試験を行つて、その結果に基づいて認定を行うということを考えております。

○西村委員 次に、少々細かいんですけど、ちょっとイメージとしてわからぬのでお教えいただきたいんですが、三条七号の「民事に関する紛争」訴訟手続の対象となるものに限る。これは、書いたことがあります明快でわかるんですけど、「民事に関する紛争」「訴訟手続の対象となるものに限る。」といふものが単品で来ることはまれでして、家族の関係だと離婚に伴うとかあらゆるもののが、解きほぐさなければ、これはこういう領域だ、これはこういう領域だとわからないまま生の事件は来るわけですね。そのときに司法書士の先生方はどうすればいいのか、こういうことですよね。離婚して来たら九十万取り立てるることはやつてあげるよ、これで済まないと私は思います。

このときどうすればいいのか。それからまた、事情を聞いてみれば、いや、これはあなた、うつかりしていただけれども実は百五十万じゃないですかと、百五十万の和解調書をつくったその和解の効力はどうなるのか。したがって、そもそも初めから、百五十万は彼に貸していいんだから彼から取り立てほしい、どうすればいいんだ、ああすればいいんだと相談に乗つておられると思うんですね。この法律ができる相談に乗れないことになるのか。

今は、相談に乗る、ああ、私がいつも協働している弁護士さんがおるから紹介しましよう。今は、相談に乗る、ああ、私がいつも協働している弁護士さんになるんですね。この法律ができるということになるんでしょうね。この法律ができる

日常必ず起つておるし、将来この法律ができる後も起つておること、これはどうなるのかといふことについて、ちょっと細かいですが、お教えいただきたい。

○房村政府参考人 御指摘のように、紛争というものが、紛争としては一つであつても、その中に、まさに離婚というような問題を含むものもあれば、その離婚に伴う財産的な給付を求める部分もあります。

それで、そういうものについての法律相談がどうかということですが、法律相談というのは、依頼者の側からこういう点についての解決を求める離婚はできるのか、離婚そのものを目的とした相談ということであれば、これは、離婚訴訟は地方裁判所の管轄、あるいは離調停であれば家庭裁判所の管轄ということで、この簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに当たりませんので、そういう法律相談は受けられない、そういう法的助言は行えないということにならうかと思います。

ただ、同一の夫婦間の紛争であつても、例えば、財産分与として九十万以下の価額を請求したい、そういう前提での法律相談であれば、これは、財産的給付を求める訴訟は簡易裁判所に訴訟として提起することができますので、そういう実質的な解決について、簡易裁判所において訴訟となし得るものかどうかという点から最終的に判断されるのではないか。財産分与請求とすることでいくと簡易裁判所に行きませんが、実質的には財産の請求を行つ、そういう趣旨の争いであれば相談に乗れる、そういう観点から判断をしていただくことにならうかと思います。

実際にはなかなか難しい問題もあろうかとは思いますが、今回の司法書士の方々に与えられた代理権が、基本的には簡易裁判所における訴訟代理あるいはその他の調停、和解といったものを中心

とするものである、それに伴つて法律相談についても司法書士の方々にやっていたらんだという観点を踏まえて、適切に判断していただければと思つております。

○西村委員 一点だけ、細かいんですけど、これはどうなるんやという話がちょっとあるの

で。

今の関連ですけれども、法律相談に乗つていて、そして相手と和解してくれと。それで相手が出てきた。五、六回呼び出して、いろいろ事情を聞いて煮詰まつたら、これは九十万ではなくて百万だ、ああ、私はもうやめますわと。これはできないで、プロとしては、そのときに、百万の和解書で相手も納得する。この和解書の効力というのはどうなるんですか、この約束の効力。これは現実に起ることなんですね。プロとしては逃げられないと思いますね。十回も二十回もやつて、相手も、恐れ入りました、こちらも、先生、ありがとうございます。これはどうなるんかなと思うんですね。

○房村政府参考人 非常に難しい点がござりますが、仮に即決和解ということで、やはり代理権が今回与えられておりまして、簡易裁判所の事物管轄を基準にと考へられることになつております。

その場合、即決和解としては、申し立てのときに請求の趣旨を明示いたしますので、最終的に和解を求める条項としてそういう基準となるような額がその趣旨に明示されれば、それに従つて簡易裁判所の基準に該当するのかどうかという判断をすることにならうかと思ひますが、裁判所に提出しない当事者間の和解につきましても、判断の仕方としては、そういう最終的な和解条項をやらで行うということになるのではないかと思つておりますが、具体的な事案については、私どももまた個別に十分検討してまいりたいとは思つております。

○西村委員 本法案は、司法書士の権限を縮小するためにはなく、国民の法的サービス充実のために、より拡大するためにあるわけですから、その方向で個々に解釈していくか仕方がな

いんだろう、こういうふうに質問する私も思つております。

最後に、司法書士の本来の業務である登記実務について、政府は今、オンラインシステムによつて、電磁記録による登記申請を可能にするというふうに進んでおりますが、登記の信頼性維持に關していかなる配慮を政府としてはなしておるかということについて御回答いただきたいと存じます。

○房村政府参考人 現行の登記制度では、登記の真実性の担保のために、申請については当事者が出頭しなければならないという当事者出頭主義を採用し、さらに、申請は両当事者、所有権移転でいえば譲り渡し人と譲り受け人の双方の申請に基づくということ、及びそういう申請書等は書面によつて行うという書面主義、こういったものを採用しておりますが、これらは、オンライン登記申請になりますと、そのままの形では到底適用できません。

そのため、現在検討しているところでございますが、オンライン登記申請の導入の趣旨は、申請人が登記所に出頭しなくとも登記申請を可能とすることによって国民の利便性を向上させることでございますので、その観点からいきますと、できるだけ利用しやすい簡単な手続が望ましいわけでございます。

しかし、一方、オンラインの上で新たに本人確認等の制度は、現行制度で行われております当事者出頭であるとか、印鑑証明書あるいは登記済み証の添付といったような、真実性担保のための手段に匹敵する信頼性が必要となります。

印鑑証明書につきましては、住基システムを基礎とする公的個人認証サービスといったような、電子署名とか電子証明書が既に実用に供されておりますが、これらを登記申請のオンラインにどのように利用するか、あるいは代理人が申請する場合の代理権の証明方法をどうするか、さらには、登記済み証に相当する制度を設ける必要があるかどうか、こういったような種々検討すべき点があ

るものですから、今後、関係機関等の意見も分ります。聞きながら、真実性担保のために十分でかつ国民にとつて利用しやすい、そういう制度を目指して検討していただきたいと思っております。

○西村委員 これで質問をやめます。ありがとうございます。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫です。

最初に、法務大臣に、平成三十年ごろまでの法曹五万人体制が打ち出されたわけであります。それに対する弁護士、司法書士、土地家屋調査士その他各士業の将来展望についてお伺いをしたいと思います。

○森山国務大臣 弁護士等の法曹人口の大幅な増加につきましては、先ほど閣議決定されました司

法制度改革推進計画におきましても、司法試験の合格者の増加に直ちに着手いたしまして、平成二十二年ごろには司法試験の合格者数を年間三千人程度にしたい、そのようなことを目標にいたしております。これが実現いたしますと、委員御指摘のとおり、平成三十年ごろには実効法曹人口は五万人規模に達するということが見込まれております。また、司法制度改革審議会意見の中におきまして、弁護士と隣接法律専門職種の関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来におきまして、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえまして、法的サービスの担い手のあり方を改めて総合的に検討する必要があるとされております。法務省といたしましても、内閣の一員いたしまして、かつ弁護士法、司法書士法等を所管する省庁といたしまして、今後これら推進計画及び審議会の意見を踏まえながら、弁護士及び司法書士等の隣接法律専門職種のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○木島委員 私がこの質問をするのは、司法制度改革審議会の意見書の基本的な立場ですが、現状は日本の法曹三者で約二万人、弁護士は一万七千と余りにも少な過ぎる、とりわけ司法書士その他

の隣接業種との関係では地域偏在がひど過ぎるというのが一つ。そして、それも原因となつて、特に簡裁事件、少額訴訟の弁護士闘争率が低過ぎる。それを解消しようというのが大きな柱ですね。そ

れで、国民の法的ニーズにこたえようというので、平成三十年度に五万人体制にしていくこと。そうすると、弁護士が四万を超えることになると思つます。そういうと、この意見書の根幹の考え方は、それだけ弁護士があれば基本的に弁護士過疎は解消するであろう、あるいは弁護士が少額事件にまで入つてくるだろう、場合によつては弁護士が登記業務なんかにも入つてくる可能性もある、そつ考へているのでしょうか。そうしますと、今回意見書を読んで、司法書士さんの中には、司法書士が将来展望どうなるんだ、五万人になつたときに、膨れ上がつた弁護士に吸収されてしまうんじゃないか、のみ込まれてしまふんじやないかという危機も非常に高いわけです、率直に言つて。

その時期の弁護士会がどうなるのか、司法書士会がどうなるのか、読んでも出できません。まさに改革審議会意見書は無責任な書き方をしていました、八十七ページに、将来のそのときには改めて総合的に検討する必要があると。こんな無責任なやり方では、ではそのとき司法書士会はどうなるんだということに回答がないわけですね。そういう問題意識を私は持つてゐるのです。特に司法書士の皆さんを所轄しているのが法務大臣ですから、司法書士の数、これからどうするんだといふことだつて問われるわけでしょう。そんなことも含めて、では、弁護士、四万、五万体制になつたときの日本の司法書士さんの将来像を法務大臣としてはどう考へているのか、ちょっと答えていただきたい。

○森山国務大臣 この司法制度改革審議会の意見書、そしてそれに基づいて今検討されている考え方の基本にありますものは、現在の日本の社会が、今までとは違つてこれから事後チェック・救済型ということに切りかわつていく、今までのようになつた事前にルールをつくつてそれにみんなが従つてと

いう、いわゆる護送船団方式みたいなやり方から、自由に行動して、その後問題があればそれをチェックし救済していくという仕組みに大きく変わりつつあるということを前提にしていると思いまます。

そのような場合には、司法全体の役割が非常に大きくなつてまいりまして、弁護士さんももちろんもつとたくさん必要でありますけれども、もつと多様な数の多くなるであろう司法に関する要望に対してもうかるためには、司法書士さんの役割も今よりもさらに大きくなるであろう司法に関しては、司法書士さんにも新たな分野が開拓され、またふえていくというふうに私は感じております。

○木島委員 事後チエック社会になれば法的二二がふえるだろうからいいだろうと、大変楽観的な見通しであります。やはり経済情勢がどうなるかが根本ですね。経済情勢が冷え込んで土地が動かなければ登記件数も減つてしまつわけですね。恐らく紛争も少なくなるだろう。事後チエック型社会になるといつたつて、経済が萎縮していく法的紛争も減るわけですから。そしてまた、日本は少子高齢化の社会に突入しているわけで、ありまして、やはりそういう基本的な日本の、少なくとも二十一世紀の前半ぐらいは見通した上で、こういう経済社会になる、そのときにこういう法的二二が出て、それに対し、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、弁理士その他その他がどういう職掌になるのか、そういう青写真がしっかりあつて初めて、どのぐらいの人数にするかと、いう論議が出るんではないかと思うのですが、その部分が、一番大事な部分が改革審議会意見書には欠けているということだけ指摘をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

実に現在行われております司法書士の業務は、そういうもので、本人の名義の書類になりますが、その中身を業として作成することが可能となつておりますので、それを活用すれば、おしゃつたような不都合は防げるであろうということを申し上げておきます。

○木島委員 やはりできないんですね。
これで何が問題かといいますと、敗訴した当事者が控訴状を出すときに、一番で闇号していた司法書士さんの名前が消えていく。本人名義でなければ控訴状が出せないという仕組みになりますと、裁判所の方から見ますと、司法書士さんに見限られたというふうに受けとめられるんじやないでしょうかね。本人の控訴ということになりますからね。

理権を持つようになるということは、本人出頭義務がなくなるわけでしょう。

う、要するに、本人と一緒になく、代理人である司法書士の人だけが法廷に出て訴訟活動ができるかという意味であれば、そのとおりでございます。

○木島委員 そうなんですよね。ですから、司法書士に一審、簡易裁判所の代理権を与えるというのは大変なことなんです。本人がいないところで証拠調べもできるし、弁論もできるし、全部でき

るんです」ということは、逆に言うと、それで一審判決を受けた、その一審で敗訴した、その敗訴判決を受

本認定が間違っているか否か、あるいは一審の証拠調べが足りなかつた、あるいは自分の訴訟活動

代理人である司法書士ですよ。私は、弁護士の実感からしてそう確信します。

すべきかどうかの正確な判断権を持つのは、代理
人、司法書士ですよ。それなら相談を受けて代書
はできるというと、別件になっちゃうわけでしょ
う。だから、別件じやなくて、一審を受任した司
法書士として、最後の御奉公として、上訴すべき
かどうかの判断を加える義務があると私は思うん
です、一審の受任司法書士は。判断を加えて、控
訴状を書いてあげる。実費は本人が負担でしょ
う。せめてそんなものは、定型的なものですから、三
行、四行でいいわけですから、費用を取らずに、
控訴状を出すだけはきちっと、一審の代理人とし
ての責任で控訴状を出すというのが筋ではないか
と思うんですが、いい答えが出るのなら答えをも
らいましょう。

○房村政府参考人 まことに申しわけありません
が、先ほど来申し上げておりますように、司法書
士の今回認められる代理権が一審についてのもの
ということをございますので、御理解をいただき
たいと思います。

○木島委員 ではこれで、これは論議をやめます。
次に、今度の法改正で、司法書士さんには相談
業務は明確に入りました。相談業務については、
九十万を超えてはならないといいうわゆる事物管
轄はないですね。ありますか。

○房村政府参考人 御指摘の相談業務というの
は、七号、二条……（木島委員「三条五号」と呼ぶ）
五号の相談業務ですか。もちろんこれについては、
九十万という制限はございません。といいますの
は、本来的な司法書士の登記業務であるとか、そ
ういったものについて相談に応ずるということで
すから。

いわゆる法律相談と称されるものは三条の一項
七号の方の、民事に関する紛争で、括弧がついて
おりますが、これについての相談に応ずるという
ことでございますので、こちらは制限がございま
す。

に難しいと私は思うんです。それを指摘しておいた上で、三条七号の裁判外の和解代理についても事物管轄の制約をつけましたね。九十万以上の相談事もできないし、九十万以下の事件は明々白々ですね。訴訟物の価額などいふのは決まっているから、裁判所へ訴状が行くわけですから。しかし、裁判外の和解、裁判外の相談というのは、第三者は関与しません。当事者、民間人と、相談を受けた、代理をした司法書士さんだけです。そういう中で行われる法律業務によりまして、九十万を超えちゃったか九十万以下だったかの監視といいましょうか、チェックというか、それはだれがするということを法務省は想定しているのでしょうか。

○房村政府参考人 基本的に、司法書士の方々は、この法令を遵守する、この法令のもとで業務に携わるわけでございますので、今回の改正法によりまして与えられた代理権、あるいは相談、和解についての代理をする権限、これについて法律上このようないくつかの制約があるということは当然皆さんは御承知のはずでありますし、その点について、当然研修等においても、どのような場合がこの制限を超すことになるかということは周知されると思いますので、当然司法書士の方々は法令に従つて適切にこの代理権限を使つていただける……(木島委員「だれがチェックすることを想定しているのか」と呼ぶ)ですから、事後的に法律相談あるいは裁判外の和解について紛争が生すれば、それはその段階で、例えば懲戒権者が知り得れば懲戒の手を引くというようなことになるのでしょうか

か。現実には、司法書士さんはやると思うのです、私は。やらざるを得ないと思う。

しかし、現実にこういう条文が入ってきました。相談または裁判外の和解について九十万という事物管轄の制約をつけてしまった。そうすると、現実には進んでいくでしょう、だれが監視するんだ。弁護士会から監視される、弁護士法違反だと。あるいはこの法律違反だと、懲戒権者である司法書士会が日常監視するのでしょうか。そうすると、それが高じますと、問題になる。そのときに、残念ながら、まだ日本の司法書士さんの自主権はありません。懲戒権者は法務大臣ですね。私は、これは変な形で運用されると、日常、司法書士の皆さんの業務が事物管轄を入れてしまつたことによつて監視監督のもとにさらされるということを非常に危惧しているということを指摘しておきたいと思います。それだけに、この相談、裁判外の和解についての事物管轄の制約を入れたという点は、単なる小さい事件だけしかやらせてはならぬという理屈だけじゃない問題を秘めているということを指摘だけしておきたいと思います。

次に、研修の問題ですが、認定の基準、方法について具体的な方向が出てきておりません。午前中の日弁連の児玉参考人から、少なくとも認定の際は論文式試験は欠かせないという意見が出ましたが、これについて法務省の見解はどうでしょうか。

○房村政府参考人 法務大臣が認定をする場合には、当然、その前に受けていたいたい研修で訴訟代理人として業務を行うのに足りる能力を身につけているかどうかという点を判断して認定を行ふことになるわけですが、その方法としては筆記試験を実施して、その結果に基づいて認定を行うということを考えております。

○木島委員 もう一点点、午前中、日弁連の代表参考人から、問題点の一つとして、司法書士の試験を受けた合格され司法書士になつた方だけではなくて、大臣認定の司法書士さんがおられるといふ点も問題点として指摘をされました。司法書士の

場合は大臣認定司法書士さんが非常に多い、土地家屋調査士さんはほとんど大臣認定土地家屋調査士さんはいない。こういう日弁連の指摘に対しては、法務省としてはどういう見解ですか。

○房村政府参考人 多年法務に携わってそれなりに実力をつけた方々については、御指摘のように、大臣の認定によって司法書士となる道を開いておられます。現実に、法務局において多年登記業務あるいは証務業務など法務に関する事務を処理しておられますので、その方々が現実に司法書士となられて、その処理に当たって試験を通った司法書士の方々と何ら遜色のない実績を上げていただいている方々には、その能力を身につけていた方がいました。そういう方々についても、研修を受けて訴訟代理人となる能力を身につけていただければ、簡易裁判所における訴訟代理権を与えるということに問題はないものと考えております。

○木島委員 今度の法改正で、司法書士の試験には憲法が入ってきました。まことに結構なことだと思います。司法書士会の政治連盟からの要望によりますと、新しい司法書士試験で合格した人はすべてが研修を受けて訴訟代理権を付与できるようでもらいたいという要望もこれあります。そこで、こういう非常に重要な訴訟代理権といふ権限を手にするわけですから、司法書士の試験を現状よりもっとレベルを高くする、そういうことをお考えでしょうか。それだけ。

○房村政府参考人 現状におきましては、司法書士の方々の中で、実際に訴訟に關係する、裁判所に提出する書類の作成でございますが、そういうことを業務とする方がそう必ずしも多くない。

そういう実情を踏まえまして、今回、訴訟代理人となるかどうかについては、それぞれの司法書士の方々の判断にゆだねるということで、ただし、ある場合には研修を受けて認定を受けてもらいますという制度にしたわけでございます。

将来的に、代理権を司法書士の方々が活用して、

特に新しくなられる方々がほとんど研修を受けで、訴訟代理人もできる認定を受けられるということであれば、将来的にそういうことに対応した司法書士の試験にするということも検討に値す

るとは思っております。

○木島委員 大事なのは司法書士試験のあり方と研修ですね。

最高裁を呼んでおります。ぜひ研修にも、法曹三者になるには、最高裁と法務省・検察と弁護士会が全力を挙げて法律家の卵を養成しているわけですから、それに準じて、最高裁としても、これから司法書士で訴訟代理権を得ようという皆さんに対しては万全の援助をしてもらいたいと思うのですが、最高裁、どうですか。

○千葉最高裁判所長官代理者 具体的な研修の方につきましては、現在、日本司法書士会連合会が設置しました司法書士特別研修制度検討会で検討中であると聞いておりますけれども、裁判所としても、司法書士の簡裁における訴訟代理権についての円滑な導入と運用が図られるようになります。研修につきましてはできる限り協力をしていただきたいというふうに考えております。

具体的には、裁判実務に直結するような講義に

ついて裁判官・書記官を講師として派遣する、あ

るは、簡裁の実務についての法廷傍聴を中心と

した研修が行われる場合には裁判官等がこれを指

導する、こういった形で協力をしていきたいと考

えております。

○木島委員 最後に一問だけ。

先ほどのほかの同僚委員の質問に対する法務大臣の答えでまことに不満なのは、照会権を与えないと

いふことです。弁護士は、公務所や公私との団

体に照会をする権利が法律上明記されておりま

す。しかし、さつき質問されました、訴訟代理権を付与された司法書士さんには照会権限を与えないと、理屈を述べて答弁をされました。

しかし、これからこういう事態になるのです。

○森山国務大臣 おっしゃるお気持ちはわからな

いことはございませんが、まずこのよくな新しい

分野に取り組んでいただきまして、そして実績を積んでいただいた上で、また改めて考えることは

あります。

○木島委員 いや、今の答弁は納得できません。

不公平が現実に生ずるからですよ。

終わります。

○園田委員長 植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

最後になりますけれども、できるだけ重複を避

けながらお伺いしたいと思います。

この間、質疑の中でも話題になつております司

法書士法改正にかかわりまして、簡易裁判所にお

ける調停の代理権及び相談の訴願を九十万円と制

限することにかかるでございますが、まづ

この法規はこの提言を実現することを目的とす

るものでございますので、簡易裁判所の事物管轄

である九十万円の限度を付したものでござい

ないですか。この法律で司法書士さんに簡裁の訴訟代理権を付与するというのなら、それだけの資格と能力があるということが前提になつているんですから、そういう司法書士さんに弁護士と同じような、その裁判に必要な限りでいいわけですから、公務所、公私の団体に対する照会権は付与して当然だ。

○木島委員 さっきの理屈を聞いていましたら、まだ今の司

法書士さんは訴訟実務に精通しているものではな

いとか理屈を言っておりますが、そんな理屈は立

たないですよ、現に与えるんですから。国民の代

理人となつて裁判をやるんですから、照会権を与

えたらどうですか。答弁を撤回されるよう大臣に

求め、質問を終わります。これは大臣。さっき

大臣が答えたから。不公平じゃないかという質問

です。

○森山国務大臣 おっしゃるお気持ちはわからな

いことはございませんが、まずこのよくな新しい

分野に取り組んでいただきまして、そして実績を

積んでいただいた上で、また改めて考えることは

あります。

○木島委員 いや、今の答弁は納得できません。

不公平が現実に生ずるからですよ。

終わります。

○森山国務大臣 司法制度改革審議会は、司法書士に対して裁判所のどの範囲の手続について代理

を認めるかということを議論なさいまして、その

上で、最終的には、隣接法律専門職種などの有す

る専門性を活用するという見地から、少なくとも、

司法書士について、簡易裁判所での訴訟代理権や

簡易裁判所の事物管轄を基準とする調停・即決和

解事件の代理権については、信頼性の高い能力担

保措置を講じた上でこれを付与すべきであるとい

う意見をまとめていただいたわけでございます。

この法規はこの提言を実現することを目的とす

るものでございますので、簡易裁判所の事物管轄

である九十万円の限度を付したものでござい

ます。

○植田委員 説明はよくわかるんですが、実際十万円を限度とするということで、我々活用する側が、例えば、簡単な話です、司法書士さんによ

うわからぬけれども相談に行きました、でも、相談してみたらどうも司法書士さんではできない話やということで、司法書士さんの方もちゅうちょする場合も出てくる、そういうケースがいろいろありますよね。そうなった場合、せっかく當てに

ありましたのに、いや、法律の上では私らはかんだらあかんことになってしまいますねんという場面も出てくる。そういうやはり実際の現場での問題とい

た経過は承知しておりますので。そういう危険がありますよね。どうですか。

○森山国務大臣 おっしゃるとおり、現実の社会はそう簡単に割り切れないこともあるかもしれません。しかし、その場合には、このたび新しく認められた範囲というのはここまでなのでということで御説明をいただくというしか、当面やむを得

ないのではないかと思います。

○植田委員 やむを得ないのではないかということなんですが、実際の実例、題材を幾つか挙げながら御質問をさせていただきたいわけですね。

○植田委員 やむを得ないのではないかということなんですが、実際の実例、題材を幾つか挙げながら御質問をさせていただきたいわけですね。

○植田委員 やむを得ないのではないかということなんですが、実際の実例、題材を幾つか挙げながら御質問をさせていただきたいわけですね。

○植田委員 やむを得ないのではないかということなんですが、実際の実例、題材を幾つか挙げながら御質問をさせていただきたいわけですね。

○植田委員 やむを得ないのではないかということなんですが、実際の実例、題材を幾つか挙げながら御質問をさせていただきたいわけですね。

○植田委員 やむを得ないのではないかということなんですが、実質倒産処理機能を果たしているということだらあかんことになってしまいますねんという意味で、債務者の側からすれば、経済

的再生のニーズというものは非常に高い。これをま

ず事実認識として、前提として、ちょっとと例えれば

こういう特定調停事件を考えてみたんですが、例えれば森山さんという債務者がいらっしゃったとし

ます。全部で二百万の借金をしていた。植田金融からは百万借りていた。下村金融からは五十万、

山本金融からは五十万、計二百万森山さんという債務者が借りておられた。返済に窮して特定調停の申し立てをするとなれば、これは山本金融、植

田金融、下村金融、全部一齊に、三社全部の調停が成立して初めて債務者森山さんの再生が可能となるわけです。五十万ぐらいだった今の消費者金融は普通ですけれども、例えば今例に挙げた植

田金融みたいに、百万円ぐらいほんとやる、やや悪質な、たちの悪い金融屋もいるわけでございま

すよね。そうした場合、全部を処理しないことに

は、実際、債務者の言つてみれば再生というものが受けられないわけです。

そこで、森山債務者さんが、町で優秀だと言わ

れてる横内さんという司法書士さんに御相談に行かれた。そして、いろいろ相談に乗つた。話を聞きました、下村金融と山本金融の五十万はでき

るけれども、あの植田金融のものはちょっと相談できませんね、そういう局面もあるんじゃないのかな

かなと思うわけですが、この場合、仮に例えば五十万、五十五万、百万だったらどうでしょうか、全

部司法書士さんでありますか。

○房村政府参考人 特定調停の申し立てですが、これは一般に、債権が存在しないという形で申し立てるのではなくて、債権の額には争いはないけれども、支払い猶予を求める、あるいは分割弁済を求めるという形で求めるのが通常であろうと思

います。そういう形の特定調停を求めたときに、

調停を求める事項の価額、これをどう計算するかといいますと、その場合は当事者の受ける利益は、債権額ではなくて、支払い猶予もしくは分割弁済によって得する利益というのではなくて、支払い猶予を受ける額が九十万を超えるわけですから、支払い猶予で受ける額が九十万を超えるような債権というのではなくて、元本は物すごく大きなものになるはずで、おっしゃるような形で何社もかなら借りている場合に、そういうものが入っていることは通常はないのではないかとは思います。

○植田委員 今のがけでございますが、特定調停事件がこの間激増しているというのは、やはり民事調停手続というものが実質倒産処理機能を果たしているということだらあかんことになってしまいます。したがいまして、百円の債権についてその弁済猶予であるとかある

いは分割弁済を求める調停の申し立てをした場合、その弁済猶予によつて得る利益、分割によつて得る利益ですから、当然百万よりはるかに下の額になります。

したがいまして、今御指摘のような五十万、五十万、百万で、トータルでは二百万、これについて三件の特定調停を申し立ててやるという場合を考えますと、よほど特別な事情がない限りはまず全部の事件について九十万の範囲内で司法書士の方が代理人になれるということだろうと思いま

す。

〔山本(有)委員長代理退席、委員長着席〕

○植田委員 かわいらしい金額だったら、今のそういうあちこちの金融をつまんでいて、何とかなり

るだろう、司法書士さんで全部賄えるだろうとい

うことですが、これは、今みたいに二百万ぐらいの特定調停するぐらいだったら、親からでも

うちの一つぐらいは司法書士が関与できないケ

ースも当然出ますよね。そういうケースも考えられますが、そんな金額的には、やはり金額がごつつな

てくると、例えばA、B、Cといろいろなところからつまんでいました、いろいろ考えたら、その

うちの一つぐらいは司法書士が関与できないケ

ースも当然出ますよね。そういうケースも考えられますが、そんな金額的には、やはり金額がごつつな

てくると、例えばA、B、Cといろいろなところからつまんでいました、いろいろ考えたら、その

うちの一つぐらいは司法書士が関与できないケ

スも当然出ますよね。そういうケースも考えられますが、基本的には事件の額によるわけで

り集約されるわけですね。A、B、C、Dとあって、Cが不調になつたとか、Dが不調になつたとか、一件だけでもまとまらへん場合は、やはりこ

れは結果として債務者の破綻を招く例もこれまでもあつたわけでございます。

そういう意味で、今のお話を伺つていますと、今私が題材に挙げた特定調停事件の場合、多くの場合そういうことはならないだろう、司法書士さんが責任を持つて対処できるだろうというお話でございましたけれども、じや、今度、こういう場合どうだらうかと思うんですけれども、特に中

小零細企業を債務者にしている、例えば商工ローンが登場する場合ですね。

植田ローンでも何ローンでもいいですけれども、場合どうだらうかと思うんですけれども、特に中

小零細企業を債務者にしている、例えば商工ローンが登場する場合ですね。

議論の余地なく、これは代理ができないよということですぐ早合点してしまふんですが、ある司法書士の方からちよつと教えていただいたんで

すけれども、例えば、債権者が利息制限法を超えて高利融資を目的とする商工ローン業者の場合、

長期間の継続取引をしているときには、利息制限法による再計算をすることでの過払い金、要するに、債務者から債権者に対して不当利得による金

銭を請求できることもあるわけですね。こういうケースも出てくるわけですね、例えば債権額が一千萬とした場合でも。すると、この不当利

得金額が九十万以内であれば、この不当利得金の返還を求める調停申し立て、これについては司法

書士には代理権があるわけですね。

○房村政府参考人 御指摘のとおり、代理権はござります。

○植田委員 この場合はある。ただ、当然、不当利得金が九十万を超える場合はないですね。当然ないですわね。また、単に一千万円の債務不存

在の確認を求める調停を行う場合はほはないで

しょう。また、短期間の取引で債務残高が九十万

以上残るときも代理権ないですわね。

そういう簡裁に係属する同じ事案であるにもかかわらず、ある局面では代理権が生じる、あるときは代理権がないというケースは私は非常にけつたいなことやなあと。いや、法律の専門家からすれば、それは全然奇妙なことではございませんとおっしゃるのかも知れませんが、実際にお世話をしてももう側からすると、けつたなことやなあと。

これは、やはり簡裁における代理権といふものを九十万で線引きした、要するに、同じ事案の中で、ある特定のケースの場合は司法書士は関与できますよというような、そういうのはやはり代理権の九十万線引きの一つの弊害と言えるんじやないのかなというふうに私は思うわけです。

少なくとも、簡裁事件に係属する調停事件についてはすべて代理権があるよというふうにしてあげた方が、これは司法書士さんにとってもそうでしょうけれども、実際調停を依頼するときに、全体の枠組みの中で、ここまで私はできません

というようなことであると、市民の側からすると非常に使い勝手が悪いということは御理解いただけると思うんですよ。

その意味で、この調停制度、今も冒頭申し上げましたように、昨年のデータでも二十五万五千件ぐらいあるわけでございまして、非常にニーズの高い制度でございまして、これを利用促進するという点でも、安心して司法書士にお任せできるような制度的枠組みというのをやはりこれから恐らくこれから法の運用状況ではこういうケークは絶対出てくると思いますよ、たくさん。司法書士さんだつて困りますよ。それだつたら最初からこちつて頼みに行きづらなりますよね。だから、こうした問題が恐らく出てくるだろうと私も推察いたしますので、やはりそうした運用状況を見て、そうした個々の事例に即した問題の解決方等についてもこれから検討していく必要もあるんではないか。今の段階で弊害と考えている

か考えていないかはともかくとしても、今後の検討の課題でもありますので、その点につい

て、私はちょっとこれはけつたいやと思うんですが、けつたいでないというのであれば、その御説明も含めてお願ひできますか。

○房村政府参考人 簡易裁判所で扱います民事調停あるいは即決和解事件につきまして、事物管轄である九十萬の制限を設けているというのは、先ほども申し上げましたように、司法制度改革審議会の審議で、司法書士の方々の能力とか、そういう点をいろいろ配慮してそういう制約を設けると

いうことでございますので、今回の法案ではそれに従つておられるわけでございます。

その基準となりますものは、やはり訴訟の目的物の価額というようなことで、従来、訴訟において、あるいは調停において、当事者の受ける利益を基準として目的の価額を算出しておりますので、それに従つて、簡易裁判所の代理権の制限についても同じ基準でやるということが法律上明確であるということから、直接受けれる利益を基準に判断することといたしております。

ただ、これは確かに、代理人となる司法書士の方についても、あるいは相談をする国民にとっても一種の制約でございますので、それに当たる場合には、ある面では不便を強いる面もございます。いずれにいたしましても、司法改革審議会の意見に従つて新たな権限として認めるわけでございまして、その点について、そういう制約があるということを國民の方にも十分知つていただき、誤解を招かないようにしていきたいと思っておりますし、また、この権限の活用の実績を踏まえて、今後、代理権の拡大等については検討をしてまいりたいというふうに考えております。

本司法書士会連合会を私ども想定しておりますので、拡大等も今後検討課題だということでおつしやついただきましたので、引き続き、具体的な現場での、やはり司法書士さんの皆様方の要望もそうですし、実際、司法書士さんに物をお願いしに行く言つてみれば我々の立場からしても、安

心して物が頼めるという条件の整備が恐らくこれからやはり必要になつてくるだらうと思ひます。

もう一点、司法書士法の改正にかかるつて、も思つてゐる所ですけれども、ただ、いずれにしても、ここは希望される方の数から認定する数というのが算出されるというわけでもないだらうと思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○房村政府参考人 法務省としては、認定をするといふのを見ましたら、大体、すべての司法書士さんが回

答しているわけではないですが、最低でも一万人ぐらいの人は、やはり受けたいとかやりたいとおつしやつておられるようですねけれども、実際どうぞういの頭数の簡裁代理権を与えるつもりなのかといふことをお伺いしたいんです。

というのはさつきの参考人質疑でも、データを見ましたら、大体、すべての司法書士さんが回答しているわけではないですが、最低でも一万人ぐらいの人は、やはり受けたいとかやりたいとおつしやつておられるようですねけれども、実際どうぞういの頭数の簡裁代理権を与えるつもりなのかといふことをお伺いしたいんです。

それらしい考へておられるのかというのは、その認定の体制を含めて当然かわつてくるので、その点だけちょっとお聞かせいただけますか。

○房村政府参考人 アンケート結果だけによりますと一万という数字も出てくるわけでありま

すと、ある意味では長い目で見ればそのくらいの司法書士の方が訴訟代理権を行使できる司法書士になつていくのかなと思つておりますが、現実に

簡易裁判所での訴訟事件に関与している業務の割合というのは、司法書士全体の業務の中では決してそういうわけではない。やはり圧倒的に多い業

務は登記関係でございますので、今後実際にどのくらいの方々が研修に入つてくるか、これは受け

る方にとっても時間的にもかなりの負担にはなりますから、正直申し上げると、ある程度やつてみ

ますので、その点について、そういう制約がある

といふことを國民の方にも十分知つていただき

て、誤解を招かないようにしていきたいと思っております。

この研修を実施する法人といたしましては、日

試験に通つていただきたいというふうには思つております。

○植田委員 具体的な数を言いようはないだろうと思うんですけども、ただ、いずれにしても、そこは希望される方の数から認定する数というの

が算出されるというわけでもないだらうと思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○房村政府参考人 司法書士の方々の数を事前に決めておくという考

えは全くございません。研修を受けていただいて、その能力を判定する試験で一定のレベルに達していただければ、数にこだわらずに認定をするといふことで考えております。

○植田委員 そういうふうに最初に言つていただけますと、わざと今みたいなことを聞いたわけございます。そう言わぬと答えそうになかったのでね。

あと、懲戒制度にかかるつて、今回改正はされなければよかつたので、わざと今みたいなことを聞いたわけございます。そう言わぬと答えそうになかったのでね。

○房村政府参考人 地方法務局が懲戒権を持つていています。要するに、懲戒制度といつたら、法務局また地方法務局が懲戒権を持つていています。

ただ、訴訟代理権を獲得する司法書士が当然これからたくさん出てくるということを前提にするのであれば、むしろ、行政庁が監督権を持つといふシステムよりは、法務省であるとか有識者を入れた第三者機関が懲戒するシステムということをこれからやはり構築していくべきではないかと思

うんですが、その点はいかがですか。

○房村政府参考人 司法書士の方々の業務は圧倒的に登記が多いというようなこともありますので、司法書士の業務内容を通じている法務局長、地方法務局長が監督権限を持つという形で従来から来ております。

今回、司法書士の方々に訴訟代理権が付与されますが、簡裁の代理権でございますので、司法書士の方々の代理業務として、例えば国を相手にする、あるいは行政庁を相手にするというような訴訟を扱うことはないわけでございますので、従来と特に変わつて懲戒の手続を見直す必要はないだ

ろうということで、今回は従来のままということ

にしているわけでございます。

○植田委員 ちょっと時間が迫つてきたので、土地家屋調査士会の関係も聞かないかぬのですが、もう一点だけ。

これは、日司連さん、日調連さん、両方かわつてくる話なんですけれども、いわゆる特殊法人改革とのかわりで、当然、日司連としても日調連さんにもその対象になるわけですけれども、

今回の法改正の中、特に特殊法人改革によつてこうしたそれぞれの団体の意味づけ、位置づけといふものが変わっていくということも射程に入れだ、もしくはそういうことも念頭に置いた議論というものをなさつたんでしょうか。これは参考まで聞いておきたいんですが。

○房村政府参考人 日本国法書士会連合会と日本土地家屋調査士会連合会、その特殊法人改革との関係でござりますが、特殊法人等整理合理化計画におきましては、この二つの団体につきまして、

業務、財務等について、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進すること、それから、公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除すること、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないこととすることが求められておりますが、今回の改正内容はいずれもこの求められている事項に沿つた内容でございますので、それ以上の検討はしておりません。

○植田委員 最後になりますけれども、二点ばかり、土地家屋調査士法の改正にかかわって、これは基本的なことでございます、技術的なことじやございませんので、法務大臣に御答弁いただきたくわけです。

まず一点目、これもこの間の、きのうの国会質疑、またきょうの前段のお話でもありました、いわゆるADRにかかる話ですが、きのう、またきょうも森山大臣からは、いわゆる土地境界紛争に関するADRが創設された曉には、その構成員であるとか代理人として土地家屋調査士さんの起用というものも含めてお考えになつているという

非常に前向きな答弁があつたわけですけれども、恐らくこれは、今法務省で御検討されているいわば行政委員会型のADRのことだろと推察するわけでございます。

今、御承知のように、司法制度改革の推進の中で、いわゆる隣接法律専門職種の方々の専門的知識と見どものをどう生かすかという観点からもADRに対する期待はあるわけございまして、特に日調連さんの方も、かなり具体的に土地境界に関する紛争を解決するADRの創設というものを、私も見させていただきましたけれども、かなり精緻な案というんですか、プランを出されてるようでございます。

ですから、今の行政委員会型のADRというものが、そういうものができる、これは一步前進なことは十分承知しているわけですけれども、やはり、土地家屋調査士会さんたちが実際に行つていく裁判外の境界紛争解決制度、そうしたものというのがこれから、國民生活に密着したありようというものを探求する観点からすると、やはりこれも二一ズが高いし、非常に大切なことだらうと私は思うわけでございます。

その点、今回はともかくとしても、今後、そうした問題提起を受けた配慮や関係法の整備を含めた検討といふもの、これから課題としてはやはり必要になつてくるんじやないかと思ひます。が、その点は、森山大臣、いかがでございますか。

○森山国務大臣 土地境界紛争に関するADRの創設につきましては、事案の性格、利用者のニーズ等に応じまして、多様なADR機関がそれぞれの特徴を生かしながら充実発展することが望ましいと存じます。

現在、日本土地家屋調査士会連合会におきましては、境界問題相談センターといふものを東京、大阪、名古屋などで試行的に実施していらつしやると聞いております。法務省もいたしましても、

業務上、境界問題につきまして豊富な経験と専門的知識を有していらっしゃる土地家屋調査士の方々が、民間型ADRの創設に当たつて積極的に

その能力を發揮していただくということを期待しております。

○植田委員 とりあえず、今のお話で、少なくともようしたことも頭の中にあるな、念頭にはあるなというぐらいのことはお話ししていただけたんだろうと思っておりますが、もうちょっと色よい話もあつてもよかつたんですが。

あと、最後一点だけ、これもそれと関連して、もそうしたことでもうちょっと色よい話もあつてもよかつたんですが。

土地家屋調査士の皆さん方の司法制度への一層の活用という観点で、意見書でも、「土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷

陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別に検討することが、今後の課題として考えられる」とあるわけでございます。当然のことだと思います。

また、午前中の参考人質疑でも参考人の方から、法廷に出廷して陳述する権利をやはり付与していただきたいという旨、そういうお話を伺いました。

これは何も、ただ単に権利をよこせというよりは、むしろ、専門的な知見なりこれまでの実績に裏打ちされた御要望であり、御見解だろうと思うわけです。

その意味で、これも、そのあたりのことは今回

の法改正では出ていないわけですが、意見書等も踏まえながら、当然、今後、土地家屋調査士の司法制度への活用というものは積極的にやついていかなければならぬと思いますが、その点についても

も基本的な御決意にしておきます、それをお伺いして、もうそろそろ時間ですから終わりますので、お願いします。

○森山国務大臣 今、先生がおっしゃいましたように、司法制度改革審議会の意見書においても、引用されたようなことをしっかりと記されており

ます。

土地家屋調査士の方々は、土地の境界問題について豊富な経験と専門的な知識をお持ちでいらっしゃいますから、土地家屋調査士の出廷陳述権や

訴訟代理権付与等につきましても、その専門的な知識や経験を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになつた段階で、将来において検討するべきものであると考えております。

○植田委員 将来というのができるだけ近い将来であるというふうに希望をいたします。

時間が来ましたので、以上で終わります。

○園田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○園田委員長 これより討論に入るのありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○園田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○園田委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、塩崎恭久君外五名から、自由民主党、民主黨、無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議が提出されました。

○加藤(公)委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し趣旨の説明をいたします。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

この法律の施行に伴い、政府及び関係機関は、決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し趣旨の説明をいたします。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部の改正する法律案に対する附帯決議(案)

この法律の施行に伴い、政府及び関係機関は、決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し趣旨の説明をいたします。

司法書士会、土地家屋調査士会及びその連合会の実施する研修が、会員の適正な実務の遂行に効果的なものとなるよう、研修制度の一層の充実に協力すること。

一 司法書士による簡裁訴訟代理関係業務の運用にあたっては、 국민に利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとするよう配慮するとともに、その能力担保措置の円滑な実施のために、関係諸機関の支援協力体制を万全を期すること。

二 司法制度改革に関する検討を踏まえ、国民の権利保護及び利便性向上の観点から、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を、裁判外紛争解決制度に積極的に活用すること。

三 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるよう、その周知徹底を図ること。

四 司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるよう、その周知徹底を図ること。

五 司法書士に対する家事事件及び民事執行事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績等を踏まえて早急に検討すること。

六 国民の利便性の向上を図る観点から、ワンストップ・サービスを積極的に推進すべく、司法書士及び土地家屋調査士と他の法律専門職種による協働が図れるよう、関係省庁において適切な方策を検討すること。

○園田委員長 起立総員。よつて、本動議のとり附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○森山法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○園田委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔報告書は附録に掲載〕

○園田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○園田委員長 次に、内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森山法務大臣。

○園田委員長 次に、内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森山法務大臣 最初に、商法等の一部を改正する法律案についての説明を御説明いたします。

○園田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○園田委員長 起立総員。よつて、本動議のとり附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

ております。この制度におきましては、取締役会の中に、メンバーの過半数を社外取締役とする指揮手続を整備することとしております。この新たな手続は、裁判所に公示催告手続の申し立てをするために、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を担当する執行役を設け、取締役会が執行役に対して決議事項を大幅に委任することができるようになり、機動的な業務決定を可能としております。

また、従来型の大規模株式会社につきましても、機動的な業務決定を可能とするため、社外取締役を選任している場合には、取締役会が、その中に取締役三人以上で組織する重要財産委員会を設け、これに重要な財産の処分や多額の借財等についての決定権限を委任することができるようになります。

さらに、株主総会の手続につきまして、議決権を有するすべての株主の同意がある場合には、招集手続を省略することができます。また、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社については、定款により、招集通知の発出から総会期日までの期間を一週間を限度として短縮することができます。

また、定款変更等の場合に必要となる株主総会の特別決議の定足数について、個人株主など議決権を行使しない株主が増加している反面で、安定株主が減少している状況にかんがみ、その下限を定款により議決権総数の三分の一まで緩和することを許容することとしております。

第二に、株式関係では、まず、一定の株主が議決権の比率にかかわらず一定の数の取締役または監査役を確実に選解任することができるようになります。

この法律案は、最近の社会経済情勢の変化に伴い、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るために、会社の機関関係を中心に、会社法制の全般にわたり、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものであります。その要点は、次のとおりであります。

第一に、会社の機関関係では、まず、大規模株式会社につきまして、監督と執行を分離した委員会等設置会社の制度の選択を可能とすることとしております。

また、株券を喪失した株主が発行会社に喪失登記を請求することや、ベンチャーキャピタルによるベンチャーエンターテインメントによるベンチャーエンターテインメントへの投資を行いやすくする観点から、監査役または監査役の選解任を種類株主ごとに見えております。

○園田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

ただいま議題となつております両案審査のため、来る十六日火曜日、参考人の出席を求めて、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

録をする制度を創設し、喪失株券の再発行のための手続を整備することとしております。この新たな手続は、裁判所に公示催告手続の申し立てをするために、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を担当する執行役を設け、取締役会が執行役に対して決議事項を大幅に委任することができるようになります。

第三に、会社の計算関係では、まず、大規模会社につきまして、株主への情報開示の充実を図るために、連結計算書類の作成と定時株主総会での株主への報告を要求することとしております。

また、会計基準の変更への迅速な対応を可能にし、商法会計と証券取引会計との整合性を確保し続けるため、財産の価額の評価方法等についての規定を法務省令で定めることとしております。

このほか、現物出資等の際の検査役調査にかかるものとして、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充することなどの措置も講ずることとしております。

統一して、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか百一の関係法律について、規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○園田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○園田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

ただいま議題となつております両案審査のため、来る十六日火曜日、参考人の出席を求めて、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

そのように決しました。

商法等の一部を改正する法律案

第一条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の

部を次のように

第七十四條第一項中「若

第七十四条第一項中「若ハ取締役」を「取
役若ハ執行役（株式会社の監査等に関する商

る。
の特例に関する法律第十一條の五第一項第
号ニ規定スル執行役ヲ謂フ以下同ジ」に改

第一百五十五条中「若ハ取締役」を「取締役

第百七十条第三項後段を削り、同条に次の二二
を加える。

会社ノ設立ニ際シテ第二百二十二条第一項第六号ニ掲タル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式

ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ
第一項ノ選任ハ同条第七項第一号及第二号ニ
關する事項ニ付シ、至ニ生ニ各應頭、未式ノ

擇タル事項ニ付テノ定ニ従ヒ各種類ノ株式ニ
引受ケタル発起人ノ其ノ種類ノ株式ニ付テノ
議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス比ノ場合ニ於

講演稿に述べた數々の元老院の此の場合二施設テハ第二百五十七条ノ四ノ規定ヲ準用ス

権ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於テハ

其ノ各号ニ定ムル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ
一 第百六十八条第一項第五号及第六号ノ財
産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額ガ資本本

五分ノ一ヲ超エズ且五百円ヲ超エザル場合 同項第五号及第六号ニ掲グル事項

二 第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ取引所ノ相場アル有価証券ナル場合ニ於テ定款ニ定メタル価格ガ其ノ相場ヲ超エザル場合 其ノ財産ニ係ル同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項

三 第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項相当ナルコトニ付弁護士、弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士ヲ含ム)、監査法人、税理士又ハ税理士法人ノ証明(同項第五号又ハ第六号ノ財産ガ不動産ナルトキハ其ノ証明及不動産鑑定士ノ鑑定評価ヲ受ケタル場合 同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項

左ノ各号ニ掲グル者ハ前項第三号ノ証明及鑑定評価ヲ為スコトヲ得ズ

一 財産ノ現物出資者又ハ譲渡人

二 発起人

三 取締役又ハ監査役

四 業務ノ停止ノ処分ヲ受ケ其ノ停止ノ期間ヲ経過セザル者

五 弁護士法人、監査法人又ハ税理士法人ニシテ其ノ社員中ニ前号ニ掲グル者アルモノ又ハ其ノ社員ノ半数以上ガ第一号乃至第三号ニ掲グル者ノ何レカニ該当スルモノ

第六百七十三条ノニ第一項中「前条第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人」を「前条第二項第三号」に改め、「資料」の下に「(同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ同号ノ鑑定評価ヲ記載入ハ記録シタル資料ヲ含ム)」を加える。

第七百七十五条第二項第四号ノ四中「第七項」を「第九項」に改める。

第一百八十二条第三項中「第一百七十三条第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人」を「第一百七十三条第二項第三号」に改め、「資料」の下に「(前項第三号ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ同号ノ鑑定評価ヲ記載入ハ記録シタル資料ヲ含ム)」を加える。

第百八十三条に次の二項を加える。
会社ノ設立ニ際シテ第二百二十二条第一項第六号ニ掲タル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ選任ハ同条第七項第一号及第二号ニ掲タル事項ニ付テノ定ニ従ヒ各種類ノ株式引受人ノ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於テハ第二百五十七条ノ四ノ規定ヲ準用ス
第百八十八条第二項及第三項（第三百四十五条ヲ準用スル部分ヲ除ク）ノ規定ハ前項ノ総会ニ之ヲ準用ス
第百八十九条第一項第七号ノ二中「又ハ支配人」を「執行役又ハ支配人」に、「又ハ其ノ会社」を「若ハ執行役又ハ其ノ会社」に改める。
第一百九十七条 第百九十二条ノ二第一項及第三項ノ規定ハ第二百七十三条第二項第三号（第二百八十二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證明又ハ鑑定評価（以下本条ニ於テ證明等ト称ス）ヲ為シタル者ニ、第二百九十三条第二項ノ規定ハ其ノ證明等ヲ為シタル者ガ虚偽ノ証明等ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ其ノ證明等ヲ為シタル者ガシニ付注意ヲ怠ラザリシニコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第一百十一条第四項を次のように改める。
第一項ノ定期総会ニ於テ左ノ各号ニ掲タル決議ヲ為シタルトキハ前項ノ合計額ヨリ其ノ各号ニ定ムル額ヲ控除シタル額ヲ同項ノ合計額ト看做ス
一 第二百八十九条第二項ノ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ノ決議 減少スベキ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ同項各号ニ定ムル金額ノ合計額ヲ控除シタル額
二 第三百七十五条第一項ノ資本減少ノ決議 減少スベキ資本ノ額ヨリ同項各号ニ定

二百十一条ノ三第一項又ハ第二百一十四条ノ五
項及第二百二十条第四項に改め、同条第三項
ニ「第三百七十六条第二項ニ於テ準用スル場
中「第三百七十六条第二項ニ於テ準用スル場
第二項（第二百一十四条ノ六ニ於テ準用スル場
条」を「第三百七十六条第一項及第二項」に改
合ヲ含ム」に改める。

第二百十三条第二項中「及第二項」を「第二
項及第二百二十条第四項」に改め、同条第三項
ニ「其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券
(第三項ノ株券ヲ除ク)ハ無効トナル旨」を加
える。

第二百二十条第一項中「前項ノ」の下に「規
定ニ依ル」を加え、「代ヘ」を「代ヘテ」に、「株
式」を「同項ノ株式」に、「以テ之ヲ売却シ又
ハ買受ケ」を「以テ、」に改め、同項に後段と
して次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ会社ハ其ノ株式ヲ買受ク
ルコトヲ得

第二百二十条ノ一第一項中「取締役ハ」の下
ニ「端株原簿ヲ作り」を加え、「又ハ分割」を「若
ハ分割」に、「端株原簿ヲ作り之」を「又ハ会
社ガ端株主ノ有スル端株ヲ買取り若ハ自己ノ有
スル株式一株ヲ分チテ端株ヲ有スルコトナリ
タルトキハ之ニ付端株原簿」に改める。

第二百二十条ノ六の次に次の二条を加える。

第二百二十条ノ七 会社ハ定款ヲ以テ端株主ガ
其ノ有スル端株ト併セテ一株トナルベキ端株
ヲ売渡スベキ旨ヲ会社ニ請求スルコトヲ得ベ
キ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ端株主
ノ請求アリタルトキハ其ノ請求アリタル時ニ
会社ガ其ノ請求ニ依リ譲渡スベキ端株（第六
項ノ株式ヲ含ム）ヲ有セザル場合ヲ除クノ外
自己ノ有スル端株ヲ其ノ端株主ニ譲渡スコト
ヲ要ス

市場価格アル株式ニ係ル端株ニ付前項ノ請求
アリタルトキハ其ノ株式一株ノ請求ノ日ノ最
終ノ市場価格ニ相当スル額ニ同項ノ規定ニ依
リ会社ガ譲渡スベキ端株ノ一株ニ対スル割合

ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス
前項ニ於テ準用スル第二百四条ノ四第一項ノ
期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ最終ノ
価格ナキ株式ニ係ル端株ニ付第一項ノ請求ア
リタル場合ニ之ヲ準用ス
前項ニ於テ準用スル第二百四条ノ四第一項ノ
期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ最終ノ
貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ
発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ニ第一項
ノ規定ニ依リ会社ガ譲渡スベキ端株ノ一株ニ
対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス
第二百四条ノ四第四項ノ規定ハ第一項ノ請求
アリタル場合ノ端株ノ譲渡ニ之ヲ準用ス
第一項ノ請求ヲ為シタル端株主ニ端株ヲ譲渡
スペキ場合ニ於テハ会社ハ自己ノ有スル株式
一株ヲ分チテ之ヲ端株トシテ譲渡スコトヲ得
第二百二十二条第五項中「満タザル株式」の
トに「(以下本条及次条ニ於テ單元未満株式ト
称ス)」を加ス、「其ノ株式」を「單元未満株式」
ニ改め、同条第六項中「前条」を「第二百二十一
条ノ六」に、「單元ノ株式ノ數ニ満タザル數
ノ株式」を「單元未満株式」に改め、同条に次
の一項を加える。
前項ニ於テ準用スル第二百二十二条第一項
ノ請求ヲ為シタル株主ノ有スル單元未満株式
ニ付株券ガ發行セラレタルトキハ其ノ株主ハ
其ノ請求ニ際シテ其ノ株券ヲ会社ニ提出スル
コトヲ要ス
第二百二十二条の次に次の二条を加える。
第二百二十二条ノ二 会社ハ定款ヲ以テ單元未
満株式ヲ有スル株主ガ其ノ單元未満株式ノ數
ト併セテ一單元ノ株式ノ數トナルベキ數ノ株
式ヲ壳渡スベキ旨ヲ會社ニ請求スルコトヲ得
ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ株主
ノ請求アリタルトキハ其ノ請求アリタル時ニ
会社ガ其ノ請求ニ依リ譲渡スベキ數ノ株式ヲ
有セザル場合ヲ除クノ外自己ノ有スル株式ヲ
其ノ株主ニ譲渡スコトヲ要ス
前項ノ請求ヲ為シタル株主ノ有スル單元未満
株式ニ付株券ガ發行セラレタルトキハ其ノ株

主ハ其ノ請求ニ際シテ其ノ株券ヲ会社ニ提出シテ一単元ノ株式ノ數ノ株式ニ係ル株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株主ガ会社ニ提出シタル株券ハ次項ニ於テ準用スル第二百四条ノ第四項ノ代金ノ支払ノ時ニ無効トナル。

第二百二十二条ノ七第二項乃至第四項及第二百四条ノ四第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第二百二十二条第一項を次のように改める。

会社ハ左ニ掲タル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ發行スルコトヲ得但シ第六号ニ掲タル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ發行スルニハ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アルコトヲ要ス。

一 利益又ハ利息ノ配当

二 残余財産ノ分配

三 株式ノ買受

四 利益ヲ以テスル株式ノ消却

五 株主総会ニ於テ議決權ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項

六 其ノ種類ノ株主ノ総会（他ノ種類ノ株主ト共同シテ開催スルモノヲ含ム）ニ於ケル取締役又ハ監査役ノ選任

第二百二十二条第九項中「又ハ新株予約權若ハ新株予約權付社債ノ引受」を「新株予約權若ハ新株予約權付社債ノ引受又ハ資本若ハ資本準備金若ハ利益準備金ノ減少ニ伴フ払戻」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

会社ハ第一項第六号ニ掲タル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ發行スルニハ全部ノ種類ノ株式ニ付定款ヲ以テ第二項ニ規定スル株式ノ内容トシテ左ニ掲タル事項ヲ定ムルコトヲ要ス。

一 其ノ種類ノ株主ガ取締役又ハ監査役ヲ選任スルコトノ可否及可トスル場合ニ於ケル選任スルコトヲ得ベキ取締役又ハ監査役ノ數

三 前二号ニ定ムル事項ヲ变更スル条件アルトキハ其ノ条件及其ノ条件が成就シタル場合ニ於ケル変更後ノ前二号ニ掲グル事項五項及第六項ノ規定ハ第一項第六号ニ掲ぐル事項ニ付内容ノ異ル種類ノ株式ニシテ取締役又ハ監査役ヲ選任スルコト能ハザルモノニ之ヲ準用ス

第二百一十二条ノ九第一項中「及一定」を「一定」に改め、「提出スペキ旨」の下に「及其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券ハ無効トナリ旨」を加える。

第二百一十四条ノ二第三項中「質権者」の下に「又ハ端株主」を加える。

第二百二十四条ノ二の次に次の三条を加える。

第二百一十四条ノ四 会社ハ左ノ各号ノ何れニモ該当スル株式（株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ係ル株式ヲ除ク以下本条及次条ニ於テ同ジ）ニ付テハ取締役会ノ決議ヲ以テ其ノ株式ヲ競売スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ代金ヲ從前ノ株主ニ支払フコトヲ要ス

一 其ノ株式ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主ニ対シ第二百二十四条ノ二第一項ノ規定ニ依リ通知及催告ヲ為スコトヲ要セザルモノ

二 其ノ株式ニ付前号ノ株主ガ継続シテ五年間会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和二十三年法律第六十四号）

第一項ニ規定スル住所等ニ於テ利益及利息ノ支払ヲ受領セザリシモノ

前項ノ株式ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者アル場合ニ於テハ其ノ質権者ガ左ノ各号ノ何レニモ該当スル者ナルトキニ限り同項ノ規定ニ依リ其ノ株式ヲ競売スルコトヲ得

第一二百二十四条ノ二第三項ニ於テ準用ス

ル同条第一項ノ規定ニ依リ通知及催告ヲ為
スコトヲ要セザル者
二 繼続シテ五年間会社の配当する利益又は
利息の支払に関する法律第一項ニ規定スル
住所等ニ於テ利益及利息ノ支払ヲ受領セザ
リシ者
第二百二十四条ノ五 会社ハ前条第一項ノ取締
役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ規定ニ依ル
競売二代ヘテ市場価格アル同項ノ株式ハ其ノ
価格ヲ以テ、市場価格ナキ同項ノ株式ハ裁判
所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売
却スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ会社ハ取締役会ノ決議ヲ
以テ同項ノ規定ニ依リ売却スル株式ヲ買受ク
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ四
第四項及第二百十一条ノ三第三項第三項ノ規
定ヲ準用ス
会社ハ前条第一項ノ株式ノ競売又ハ売却ヲ為
スニハ其ノ株式ニ付テノ第一百二十三条第一
項第一号乃至第三号ニ掲グル事項、其ノ株式
ヲ競売又ハ売却スル旨及利害関係人ニ対シ異
議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述アベキ旨ヲ公
告シ且左ノ各号ニ掲グル者ニハ其ノ各号ニ定
ムル場所ニ宛テ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ
要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ三月ヲ下ル
コトヲ得ズ
一 前条第一項第一号ノ株主（次号ニ掲グル
モノヲ除ク）株主名簿ニ記載又ハ記録シ
タル其ノ株主ノ住所及其ノ株主ガ第二百二
十四条第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタ
ル宛先

第一項ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザル場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ会社ガ第二百六十六条第一項ニ規定スル公告ヲ為シ且同項ノ期間内ニ利害關係人ガ異議ヲ述べザリシトキハ其ノ株券ニ付テハ会社ハ其ノ期間満了ノ日ニ其ノ株券喪失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做ス

第一項及第二項ノ規定ハ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ付第一項ニ規定スル日（前二百二十条第四項（第二百三十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム））ノ請求ヲ為シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第二百三十条ノ八 株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ付テハ会社ハ第二百三十条ノ四第六項、第二百三十条ノ五第五項若ハ前条第二項（同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラル日又ハ第二百三十条ノ六第一項ノ規定ニ依リ株券ガ無効トナル日迄ノ間ハ名義書換ヲ為スコトヲ得ズ

第二百十九条第一項、第二百二十四条ノ三第一項、第二百八十九条ノ四第三項（第二百八十九条ノ二十五第三項及第二百四十一一条ノ十五第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項又ハ第三百七十四条ノ七第一項（第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請ガ為サレ且其ノ一定ノ日後ニ同条第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ同条第一項、第二百八十九条ノ四第一項（第二百八十九条ノ二十五第一項（第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項又ハ第三百七十四条ノ七第一項（第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請ガ為サレ且其ノ一定ノ日後ニ同条第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ同条第一項、第二百八十九条ノ四第一項（第二百八十九条ノ二十五第一項（第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項又ハ第三百七十四条ノ七第一項（第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ二規定スル権利ヲ有スペキ株主又ハ質權者ト看做ス

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ニ第二百三十条ノ四第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録者ガ抹消セラレタルトキハ会社ハ其ノ期間中ト雖モ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ同条第三項ノ請求ヲ為シタルモノニ付テハ株主名簿ノ記載又ハ記録ノ変更ヲ為スコトヲ要ス

第一項及第二項ノ規定ハ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ付第一項ニ規定スル日（前二百二十条第四項（第二百三十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム））ノ請求ヲ為シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第二百三十条ノ八 株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ会社ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於テハ其ノ株式ニ付第一項ニ規定スル日（前二百三十条ノ九）ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項ニ規定スル日ニ於ケル名義人（第二百三十条ノ六第二項又ハ前条第三項ノ規定ニ依リ名義書換ヲ為シタルモノト看做サルル株券喪失登録者ヲ含ム）之ヲ取得ス

第四項第五号ノ引受権ハ第二百八十条ノ四第一項ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請アリタル場合ヲ除クノ外同一号ノ規定ニ拘ラズ株券喪失登録者ニ之ヲ与フ但シ会社ハ其ノ株券喪失登録者ニ対シ新株引受権証書ヲ交付スルコトヲ得ズ

第一項第四項（第四号乃至第六号ヲ除ク）及第五項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル会社ガ為スペキ名義書換、株式ノ発行、金銭ノ交付及支払ニ之ヲ準用ス

一 株式ノ併合、分割又ハ転換ニ因ル株式ノ發行ヲ為ス場合 其ノ株式ニ係ル株券ノ交付

二 第二百二十条第一項本文ノ規定ニ依ル金銭ノ交付ヲ為ス場合 其ノ金銭ノ交付

三 株式ノ消却ニ伴フ支払又ハ資本若ハ資本準備金若ハ利益準備金ノ減少ニ伴フ支払ヲ為ス場合 其ノ支払又ハ支払ノ為ス場合 其ノ支払又ハ支払ヲ

四 会社ノ配当スベキ利益又ハ利息ノ支払ヲ為ス場合 其ノ利益又ハ利息ノ支払ヲ

五 新株、新株予約権又ハ新株予約権付社債ノ引受権ヲ与フル場合 其ノ引受権ノ付与

六 第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録者ニヘルタルトキハ其ノ新株予約権付社債ノ発行ヲ為ス場合 其ノ新株ニ係ル株券、其ノ新株予約権ニ係ル新株予約権証券又ハ其ノ新株予約権付社債ニ係ル債券ノ交付

四号ノ利益及利息並ニ同項第六号ノ新株、新株予約権及新株予約権付社債ハ株券喪失登録者ガ其ノ新株予約権付社債ハ株券喪失登録者ニ付テハ株券ニ付第一項ニ規定スル日ニ於ケル名義人（第二百三十条ノ六第二項又ハ前条第三項ノ規定ニ依リ名義書換ヲ為シタルモノト看做サルルモノヲ除ク）ハ譲渡ヲ付取締役会ノ承認ヲ要ス

第三項ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請アリタル場合ヲ除クノ外同一号ノ規定ニ拘ラズ株券喪失登録者ニ之ヲ与フ但シ会社ハ其ノ株券喪失登録者ニ対シ新株引受権証書ヲ交付スルコトヲ得ズ

第一項第四項（第四号乃至第六号ヲ除ク）及第五項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル会社ガ為スペキ名義書換、株式ノ発行、金銭ノ交付及支払ニ之ヲ準用ス

一 会社ガ完全子会社トナル株式交換ヲ為ス場合 其ノ株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社

二 会社ガ株式移転ヲ為ス場合 其ノ株式移転ニ因リテ設立スル完全親会社トナル会社

三 会社ガ新設分割ヲ為ス場合 其ノ分割ニ因リテ設立スル会社

四 会社ガ吸收分割ヲ為ス場合（其ノ会社ガ分割ヲ為ス会社ナル場合ニ限ル） 其ノ分割ニ因リテ設立スル会社

五 会社ガ合併分割ヲ為ス場合（其ノ会社ガ合併後存続スル会社又ハ其ノ合併ニ因リテ設立スル会社）

株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ其ノ株式ニ付テハ株主（第二項十二条ノ一第一項及第三項ヲ準用スル部分ヲ除ク）に、「第一百七十三条第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人」を「第一百七十三条第二項第三号」に改め、「資料」の下に「（本項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ本項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル権利ヲ有スペキタル資料ヲ含ム）」を加え、同条に次の二項を加える。

会社ノ支配人其ノ他ノ使用人ハ前項ニ於テ準用スル第百七十三条第二項第三号ノ證明及鑑定評価ヲ為スコトヲ得ズ

第二百三十条ノ九 本法ノ規定ニ依リ公告ニ從ヒテ一定ノ期間内又ハ一定ノ日迄ニ会社ニ提

第二百五十三条を次のように改める。

第二百五十三条 総会ノ決議ノ目的タル事項ニ付取締役又ハ株主ヨリ提案アリタル場合ニテ其ノ事項ニ付議決権ヲ行使スルコトヲ得ル全テノ株主ガ左ニ掲タル事項ヲ記載又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録ヲ以テ其ノ提案ニ同意シタルトキハ其ノ提案ヲ可決スル総会ノ決議アリタルモノト看做ス

一 取締役又ハ株主ノ提案ノ内容
二 前号ノ提案ニ同意スル旨

第二百四十四条第五項及第二百六十三条第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面又ハ電磁的記録ニ、第二百六十三条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項（有限会社第四十一条ニテ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル書面又ハ電磁的記録ニヲ準用ス

第二百五十七条の次に次の五条を加える。

第二百五十七条ノ二 会社ガ第二百二十二条第一項第六号ニ掲タル事項（取締役ニ関スルモノニ限ル）ニ付内内容ノ異ル数種ノ株式ヲ発行シタル場合ニテハ取締役ハ同条第七項第一号及第二号ニ掲タル事項ニ付テノ定ニ從ヒ各

前項ノ規定ニ依ル取締役ノ選任決議ニ付テハ同項ノ総会ニ於テ選任ス此ノ場合ニテハ第二百五十四条第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二百五十七条ノ三 第百七十二条第四項、第五十二条第一項ノ規定ハ第一項ノ総会ニ於テハ第二百五十七条ノ二の下スコトヲ得ズ

第二百五十七条ノ四 第百七十二条第七項ノ規定ハ第二百二十二条第七項第一号ノ定ニ依リ共同シテ取締役ヲ選任スベキ二以上ノ種類ノ株主ハ之ヲノ種類ノ株主ト看做ス

第二百五十七条ノ五 第百二十二条第七項ノ定款ノ定（取締役ニ関スルモノニ限ル以下本条及次条ニテ同ジ）アル会社ハ法令又ハ定款ニ定メタル取締役ノ員数ヲ欠キ其ノ員数ニ足ルベキ数ノ取締役ヲ選任スベキ株主ガ存セザル場合ニハ同項ノ定款ヲ廢止シタルモ

トヲ得

株主総会ニ関スル規定及三百四十三条规定ハ前項ノ総会ニ之ヲ準用ス

第一項本文ノ取締役ノ解任ニ付テハ第二百五十七条ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ取締役ノ任期ノ満了前ニ同項本文ノ種類ノ株主ノ総会ニ於テ議決権ヲ有スル者ヲ欠クニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項本文ノ取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外六月前ヨリ引続キ左ノ何レカニ掲タル議決権ヲノスル株主ハ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ第一号ニ掲タル議決権ヲ有スル株主ニ付テハ同項本文ノ種類ノ株主ノ総会ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキニ限ル

第二項本文ノ種類ノ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ノ議決権ニ付テハ第三項第二之ヲ準用ス

第一項本文ノ取締役ノ全部又ハ一部ヲ第二百五十七条ノ規定ニ依リ解任スルコトヲ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニテハ定款ヲ以テ同条ノ規定ニ依リ解任スルコトヲ得ベキモノトセラレタル取締役ニ付テハ第四項第一号ニ掲タル議決権ヲ有スル株主ハ同項ノ規定ニ依ル解任ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二百五十七条ノ四 前二条ノ規定ノ適用ニ付テハ第二百二十二条第七項第一号ノ定ニ依リ共同シテ取締役ヲ選任スベキ二以上ノ種類ノ株主ハ之ヲノ種類ノ株主ト看做ス

第二百五十七条ノ五 第百二十二条第七項ノ定款ノ定（取締役ニ関スルモノニ限ル以下本条及次条ニテ同ジ）アル会社ハ法令又ハ定款ニ定メタル取締役ノ員数ヲ欠キ其ノ員数ニ足ルベキ数ノ取締役ヲ選任スベキ株主ガ存セザル場合ニハ同項ノ定款ヲ廢止シタルモ

ノト看做ス

第一二百五十七条ノ六 会社ガ定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定め又ハ第二百二十二条第七項ノ定款ノ定ヲ廢止シタル場合ニハ第二百五十六条ノ規定ニ拘ラズ第二百五十七条ノ三第一項本文ノ取締役ノ任期ハ其ノ定款変更ノ効力ガ生ジタル時ニ満了シタルモノト看做ス

第一二百六十条第三項中「取締役ハ」を「前項ノ取締役ハ」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一 代表取締役
二 代表取締役以外ノ取締役ニシテ取締役会ノ決議ニ依リ会社ノ業務ヲ執行スル取締役会ノ総会ニ付テハ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキニ限ル

第二 第一項本文ノ種類ノ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ノ議決権ニ付テハ第三項第二之ヲ準用ス

第一項本文ノ取締役ノ百分ノ三以上ノ議決権ニ付テハ第三項本文ノ種類ノ株主ノ総会ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキニ限ル

第二 第一項本文ノ取締役ヲ执行スル取締役会ハ第三項本文ノ取締役ニ拘ラズ定款ヲ以テ第一項本文ノ取締役ノ全部又ハ一部ヲ第二百五十七条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ会社又ハ子会社ノ業務ヲ執行スル取締役ニ付テハ第三項ノ取締役以外ノ取締役ニシテ会社ノ業務ヲ執行シタルモノハ第八十八条第一項第七号ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ会社又ハ子会社ノ業務ヲ執行スル取締役ト看做ス

第二百六十三条第一項第四号中「端株原簿」の下に「及株券喪失登録簿」を加え、同条第一項第一号中「抄本」の下に「ノ交付」を加え、同条第五項の次に次の二項を加える。

何人モ営業時間内何時ニテモ利害関係アル部 分ニ限り左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一 株券喪失登録簿ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 株券喪失登録簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第四号ニ定ム

ル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

「若ハ子会社」に、「又ハ支配人」を「若ハ支配人」に改め、「使用者」の下に「又ハ子会社ノ執行役」を加える。

第二百六十九条中「報酬ハ定款ニ其ノ額」を

「報酬ニ付テノ左ニ掲タル事項ハ定款ニ之」に改め、同条に次の各号を加える。

一 報酬中額ガ確定シタルモノニ付テハ其ノ具体的ナル算定ノ方法
額
三 報酬中金錢ニ非ザルモノニ付テハ其ノ具体的ナル内容

第二百六十九条に次の二項を加える。

株主総会ニ前項第二号又ハ第三号ニ規定スル報酬ノ新設又ハ改定ニ関スル議案ヲ提出シタル取締役ハ其ノ株主総会ニ於テ其ノ報酬ヲ相当トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百七十六条中「又ハ子会社ノ取締役又ハ」を「若ハ子会社ノ執行役」に改め、「使用人」の下に「又ハ子会社ノ執行役」を加える。

第二百八十条第一項中「第二百五十八条」を「乃至第二百五十八条」に改める。

第二百八十条ノ八第二項中「第百七十三条第二項後段及第三項」を「第百七十三条第三項（第一号ヲ除外）第三項（第二号ヲ除外）及第二百八十六条第四項」に改める。

第二百八十条ノ十三ノ二の次に次の二条を加える。

第二百八十八条第一項第二号中「第二百五十八条」に改める。

第二百八十八条第一項第二号中「第二百五十八条」に改める。

第二百八十五条第一項第四項に改める。

第二百八十五条第一項第二項ノ規定ハ第二百八十一条ノ八第二項に於て「第二百八十条ノ十三ノ二」の次に次の二条を加える。

第二百八十五条第一項第一項第二項ノ規定ハ第二百八十一条ノ十三ノ二の次に次の二条を加える。

第二百八十五条第一項第一項第二項ノ規定ハ第二百八十一条ノ十三ノ二の次に次の二条を加える。

第二百八十五条第一項第二項ノ規定ハ第二百八十一条ノ十三ノ二の次に次の二条を加える。

期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百六十六条ノ規定ハ前項ニ規定スル決議ヲ
為シタル場合ニ、第二百五十五条第三項及第四
項ノ規定ハ其ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ合

併契約書ノ記載ニ依リ会社ニ提出スルコトヲ
要セザルモノト為サレタル株券ニ之ヲ準用ス
第四百六十六条ニ次の一項を加える。

第二百二十条ノ七第六項ノ規定ハ第四百九条
ノ二ノ規定ニ依リ合併後存続スル会社ガ自己
ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス

第四百六十七条ニ次の一項を加える。

第二百三十一条ノ七第六項ノ規定ハ第四百九条
ノ二ノ規定ニ依リ合併後存続スル会社ガ自己
ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス

第四百六十七条ニ次の一項を加える。

会社ガ解散シタルトキハ第二百二十二条第七
項ノ定款ノ定(監査役ニ関スル部分ニ限ル)

ハ之ヲ廃止シタルモノト看做ス

第四百四十二条第一項中「第二百三十二条第七
項第三項」を「第二百三十二条第一項本文第
三項」に改め、同条第二項中「第二百三十二条
第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改
める。

第四百六十九条第一項中「住所又ハ其ノ他ノ
場所ニ営業所ヲ設ケル」を「会社ニ付登記及公
告ヲ為ス」に改め、同条第二項を次のように改
める。

前項ノ外国会社ノ登記ハ本条二別段ノ定アル
場合ヲ除クノ外日本ニ成立スル同種ノ又ハ最
モ之ニ類似スル会社ノ支店ノ登記及公告ノ規
定ニ從フ此ノ場合ニ於テ外国会社ガ日本ニ營
業所ヲ設ケザルトキハ日本ニ於ケル代表者ノ
住所地ヲ以テ営業所又ハ支店ノ所在地ト、日
本ニ於ケル代表者ヲ以テ支店ト、外国会社ガ
日本ニ営業所ヲ設ケタルトキハ其ノ営業所ヲ
以テ支店ト看做ス

第四百六十九条第三項中「前項」を「第一項
ノ外国会社」に改め、同項に後段として次のよ
うに加える。

第四百八十三条ノ二第一項ノ規定ニ依ル公
告ヲ為ス方法亦同ジ

第四百七十九条第四項中「外国会社ノ」の下
に「日本ニ於ケル」を加え、同条第三項の次に
加える。

次の四項を加える。

外国会社ガ初メテ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ
タル場合ニ於テ為スベキ登記ハ其ノ定ヲ為シ
タル日ヨリ三週間に内ニ之ヲ為スコトヲ要ス
日本ニ営業所ヲ設ケザル外国会社ガ其ノ登記
後日本ニ営業所ヲ設ケタルトキハ日本ニ於ケ
ル代表者ノ住所地ニ於テハ三週間に内ニ営業所
ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ営業所ノ所在地
ニ於テハ四週間に内ニ第二項及第三項ノ規定ニ
依リ登記スベキ事項ヲ登記スルコトヲ要ス但
シ日本ニ於ケル代表者ノ住所地ヲ管轄スル登
記所ノ管轄区域内ニ於テ営業所ヲ設ケタルト
キハ営業所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ
足ル。

日本ニ営業所ヲ設ケタル外国会社ガ其ノ登記
後全テノ営業所ヲ閉鎖シタル場合ニ於テハ其
ノ外国会社ノ全テノ日本ニ於ケル代表者ガ退
任セントスルトキヲ除クノ外営業所ノ所在地
ニ於テハ三週間に内ニ営業所ヲ閉鎖シタルコト
ヲ登記シ日本ニ於ケル代表者ノ住所地ニ於テ
ハ四週間に内ニ第二項及第三項ノ規定ニ依リ登
記スベキ事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ営業
所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ
日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ営
業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足
る。但シ日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキ
ハ四週間に内ニ第二項及第三項ノ規定ニ依リ登
記スベキ事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ営業
所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ
日本ニ於ケル代表者ノ住所地ガ在ルトキハ営
業所ヲ閉鎖シタルコトヲ登記スルヲ以テ足
る。

第四百八十三条ノ三 第四百六十九条第一項
ノ定メシテ為シタル外国会社ハ其ノ全テノ日本ニ
於ケル代表者ガ退任セントスルトキハ其ノ外
国会社ノ債権者ニ対シ其ノ退任ニ異議アラバ
一定ノ期間内ニ之ヲ述バベキ旨ヲ官報ヲ以テ
公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告
スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ
一月ヲ下ルコトヲ得ス。

第四百八十三条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ準用ス。

第一項ノ退任ハ前二項ノ手続ノ終了シタル後
ニ其ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
第四百八十四条第一項各号列記以外の部分中
「外国会社ノ」を「外国会社ガ日本ニ於テ取引
ヲ繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト及其ノ」に
改め、同項第一号中「営業所ノ設置」を「営業
所ノ設置」に改め、同項第二号中「二定ムル」を「第四項
に改め、同項第二号中「二定ムル」を「第四項
ノ」に改め、同項第二号中「外國会社ノ」の下
に「日本ニ於ケル」を加え、「営業所ニ於テ
を削る。

第四百八十五条第三項中「其ノ営業所ヲ閉鎖
シタル」を「日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコ
トヲ止メタル」に改め、同条に次の二項を加
える。

第四百八十五条第三項中「始メテ」を「初メテ」に
改め、「営業所」の下に「(未ダ日本ニ営業所ヲ
設ケザルトキハ初メテ定メタル日本ニ於ケル代
表者ノ住所)」を加え、同条の次に次の二項を
加える。

第四百八十三条ノ二 第四百六十九条第一項ノ
登記ヲ為シタル外國会社ニシテ日本ニ成立ス
ル者ノ退任ニ付テハ第四百八十三条ノ二ノ規
定ハ之ヲ適用セズ

第四百八十三条ノ二 第四百六十九条第一項ノ
登記ヲ為シタル外國会社ニシテ日本ニ成立ス
ル者ノ退任ニ付テハ第四百八十三条ノ二ノ規
定ハ之ヲ適用セズ

第四百八十三条ノ二 第四百六十九条第一項ノ
登記ヲ為シタル外國会社ニシテ日本ニ成立ス
ル者ノ退任ニ付テハ第四百八十三条ノ二ノ規
定ハ之ヲ適用セズ

表者ノ退任ニ付テハ第四百八十三条ノ二ノ規
定ハ之ヲ適用セズ

第四百九十四条第一項第二号及び第三号中
「第二百八十九条第三項及第三百四十一
条ノ十五第三項」を「第二百八十条ノ三十九第
四項及第三百四十四条ノ十五第四項」に改める。

第四百九十八条第一項第六号を次のように改
める。

第六 第百条、第一百十七条第三項、第三百七十
六条ノ四、第三百七十四条ノ二十、第三百
七十六条第一項第二項、第四百十二条又ハ
五百九十五条第一項但書及第五項ノ規定ハ
前項ノ公告ニ、第一百八十八条第二項第十号ノ
規定ハ本項ニ於テ準用スル第二百八十三条第
五項ノ決議アリタル場合ニ於ケル登記ニ之ヲ
準用ス。

第四百八十三条ノ三 第四百六十九条第一項
ノ定メシテ為シタル外国会社ハ其ノ全テノ日本ニ
於ケル代表者ガ退任セントスルトキハ其ノ外
国会社ノ債権者ニ対シ其ノ退任ニ異議アラバ
一定ノ期間内ニ之ヲ述バベキ旨ヲ官報ヲ以テ
公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告
スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ
一月ヲ下ルコトヲ得ス。

第四百八十三条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ準用ス。

第一項ノ退任ハ前二項ノ手續ノ終了シタル後
ニ其ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
第四百八十四条第一項各号列記以外の部分中
「外國会社ノ」を「外國会社ガ日本ニ於テ取引
ヲ繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト及其ノ」に
改め、同項第一号中「営業所ノ設置」を「営業
所ノ設置」に改め、同項第二号中「二定ムル」を「第四項
に改め、同項第二号中「二定ムル」を「第四項
ノ」に改め、同項第二号中「外國会社ノ」の下
に「日本ニ於ケル」を加え、「営業所ニ於テ
を削る。

第四百八十五条第三項中「其ノ営業所ヲ閉鎖
シタル」を「日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコ
トヲ止メタル」に改め、同条に次の二項を加
える。

十六ノ二 第二百三十条ノ四第六項、第二百
三十二条ノ五第五項又ハ第二百三十条ノ七第
二項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)ノ規定ニ違反シテ株券喪失登録ヲ抹消
又ハ売却ヲ為シタルトキ

第四百九十八条第一項第十六号ノ二を同項第
十六号ノ五とし、同項第十六号の次に次の三号
を加える。

十六ノ二 第二百三十条ノ四第六項、第二百
三十二条ノ五第五項又ハ第二百三十条ノ七第
二項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)ノ規定ニ違反シテ株券喪失登録ヲ抹消
又ハ売却ヲ為シタルトキ

十六ノ三 第二百三十条ノ八第一項ノ規定ニ
違反シテ株券ノ名義書換ヲ為シタルトキ

十六ノ四 第二百三十条ノ八第四項ノ規定ニ
違反シテ同項各号ニ定ムル行為ヲ為シ又ハ
同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項(第
四号乃至第六号ヲ除く)ノ規定ニ違反シテ

同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項第一
号乃至第三号ニ定ムル行為ヲ為シタルトキ
同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項(第
四号乃至第六号ヲ除く)ノ規定ニ違反シテ

同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項第一
号乃至第三号ニ定ムル行為ヲ為シタルトキ
同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項(第
四号乃至第六号ヲ除く)ノ規定ニ違反シテ

百九十四条第二項」を「第二百九十四条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム」に改め、同項第十九号中「端株原簿」の下に「株券喪失登録簿」を加え、同項第二十一号中「準備金」を「資本準備金又ハ利益準備金」に改める。

第四百九十九条中「取締役」の下に「執行役」を加える。
(有限公司法一部改正)

第二条 有限公司法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条ノ一第三項中「第二百七十三条第一項後段」を「第二百七十三条第二項(第一号ヲ除ク)」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条ノ一 第十四条第一項ノ規定ハ第二十一条ノ二第三項ニ於テ準用スル商法第二百七十三条规定評価(以下本条第二項第三号ノ証明又ハ鑑定評価)以下本条ニ於テ証明等ト称スヲ為シタル者ニ、同法第二百九十三条第二項ノ規定ハ其ノ証明等ヲ為シタル者が虚偽ノ証明等ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ之ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条中「前二条」を「第十四条(前二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第十五条」に改める。 第十七条 第十九条第四項中「及第四項前段」を「乃至第四項第六項及第七項前段」に改める。 第十八条第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。 第十九条第四項中「及第四項前段」を「乃至第四項第六項及第七項前段」に改める。 第二十二条第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。 第二十三条第四項中「及第三項」を「乃至第四項及第十五条ノ二」に改め、同項に次の二条を加える。

但シ同法第二百四十六条第三項ノ規定中同法第二百九十七条ヲ準用スル部分及第十五条ノ二ノ規定中第十四条第一項ヲ準用スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ 第四十二条第一項中「第二百五十二条ノ」を「第二百五十三条ノ」に改める。

第二条 有限公司法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

(第二十一条の五一第二十一条の二十九)

第三章 小会社に関する特例 (第二十一条の二十九)

第四章 罰則 (第二十八条第一項第三十条)

附則 第二十七条

第一条 「資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が二百億円以上の株式会社における監査等に關し、株式会社の規模に応じて必要となる」に改め、第一章中同条の次に次の二条を加える。

(定義)
第一条の二 この法律において「大会社」とは、次の各号のいずれかに該当する株式会社をいう。

一 資本の額が五億円以上であること。
二 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以上であること。

三 この法律において「小会社」とは、資本の額が一億円以下の株式会社(前項第一号に該当するものを除く。)をいう。

4 この法律において「連結子会社」とは、他の株式会社により經營を支配しているものとして法務省令で定める会社その他の団体をいう。

5 この法律において「連結子会社」とは、他の株式会社により經營を支配しているものとして法務省令で定める会社その他の団体をいう。

6 第二章 資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が二百億円以上の株式会社に関する特例」を「第二章 大会社等に関する特例」に改める。

第二章中第二条の前に次の二節及び節名を加える。

第一節 取締役会に関する特例

(重要財産委員会の設置等)

第一条の二 大会社又はみなし大会社であつて、次に掲げる要件を満たすものは、取締役会の決議により、重要財産委員会を置くことができる。

一 取締役の数が十人以上であること。

二 取締役のうち一人以上が社外取締役(商法第八十八条第二項第七号ノ二に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)であること。

三 重要な取締役会の決議による取締役会の決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行うこと。

4 前項の取締役(次条及び第一条の五において「重要財産委員」という。)は、取締役会の決議により定める。

5 重要な取締役(次条及び第一条の五において「重要財産委員会を置く旨」という。)は、取締役会の決議により、同項第一号及び第二号に掲げる事項の決定を重要財産委員会に委任することができる。

(重要財産委員会の登記)

第一条の五 大会社又はみなし大会社が重要財産委員会を置いたときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 重要な取締役会の登記

二 商法第六十七条の規定は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

第三章中第二条の二に該当する株式会社(以下この章において「会社」という。)は、この節に定めるところにより改め、同条各号を削り、同条の二第一項を加える。

2 資本の額が一億円を超える株式会社(第一

条の二第一項各号のいずれにも該当しないものに限り、清算中のものを除く。)は、定款をもつて、この節に規定する特例の適用を受ける旨を定めることができる。この場合においては、当該株式会社を大会社とみなして、

前項及び次条から第十九条まで(第四条第二

項第二号並びに第七条第三項及び第五項中連

結子会社に関する部分並びに第十八条第四項

をいう。以下同じ。)で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの大手又はみなし大会社の本店における閲覧又は謄写

第三条第四項及び第六項中「会社」を「大会社」に改め、同条第七項中「会社を」を「大会社を」に改め、同条第八項中「会社」を「大会社」に改める。

第四条第二項第一号中「会社の第二条」を「大会社の第二条第一項」に改め、同項第二号中「会社の」を「大会社の」に、「その取締役」を「連結子会社若しくはそれらの取締役、執行役(第二十二条の五第一項第四号に規定する執行役をいう。以下この節において同じ。)」に改める。

第五条及び第六条第二項中「会社」を「大会社」に改める。

第七条第一項第一号中「会社」を「大会社」に改め、同項第二号中「会社」を「大会社」に改め、「(商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「会社」を「大会社」に改め、同条第三項中「職務」の下に「(連結子会社については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。)」を、「子会社」の下に「若しくは連結子会社」を加え、同条第五項中「会社又は」を「大会社又は」に改め、「子会社」の下に「若しくは連結子会社」を、「取締役」の下に「執行役」を加える。

第九条及び第十二条中「会社」を「大会社」に改める。

第十六条第二項ただし書及び第三項中「会社」を「大会社」に改め、同条第五項中「会社」を「大会社に」に改める。

第十七条第一項中「第一条」を「第二条第一項」に改める。

第十八条第一項中「会社に」を「大会社に」に、「会社又は」を「大会社又は」に、「取締役」を「取締役 執行役」に改め、同条第一項及び第三項中「会社」を「大会社」に改め、同条に次の三項を加える。

4 大会社の監査役は、その連結子会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ね

一 重要な取締役は、重要な取締役でない場合であつても、次に掲げる閲覧又は謄写をすることができる。

二 重要な取締役会の議事録が電磁的記録

(商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録

一 指名委員会	行役の選任及び同条第六項の規定による執 行役の解任
二 監査委員会	五 第二十二条の十五第一項本文の規定によ る同項に規定する代表執行役の決定及び同 条第二項の規定による共同代表に関する決 定
三 報酬委員会	六 第二十二条の十七第四項及び第六項にお いて準用する商法第二百六十六条第十二項 の定款の定めに基づく責任の免除
四 一人又は数人の執行役	七 第二十二条の二十六第一項に規定するも のの承認
2 委員会等設置会社には、監査役を置くこと ができる。委員会等設置会社を設立する場 合についても、同様とする。	八 商法第三百四十四条第一項ただし書の定款の 定めに基づく株式の譲渡の承認及び同法第 二百四十四条第二項前段（同法第二百四条 ノ五第一項後段において準用する場合を含 む）の規定による株式の譲渡の相手方の 会の招集の決定

2 取締役は、委員会等設置会社の業務を執行 することができない。ただし、この法律又は この法律に基づく命令に別段の定めがある場 合は、この限りでない。	九 商法第二百三十三条の規定による株主總 会の招集の決定
1 取締役会は、次に掲げる事項 その他委員会等設置会社の業務を決定し、取 締役及び執行役の職務の執行を監督する。 一 経営の基本方針	十 株主總会に提出する議案（取締役及び会 計監査人の選任及び解任並びに会計監査人 を再任しないことを関するものを除く。） の内容の決定
2 監査委員会の職務の遂行のために必要な ものとして法務省令で定める事項	十一 商法第二百四十五条第一項各号に掲げ る行為の内容の決定（同項の株主總会の決 議によらずに他の会社の営業全部の譲受け を行う場合を除く。）
3 職務の分掌及び指揮命令關係その他の執行 役の相互の関係に関する事項	十二 商法第二百四十六条第一項に規定する 契約の内容の決定
4 第二十二条の十四第三項の規定による取 締役会の招集の請求を受ける取締役	十三 商法第二百五十九条第一項ただし書に 規定する取締役の決定

2 取締役会は、委員会等設置会社の業務の決 定を執行役に委任することができる。	十四 商法第二百六十四条第一項（第二十一 条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の規定による承認又は同法第 二百六十四条第三項（第二十二条の十四第 七項第五号において準用する場合を含む。） の規定による決定
1 第二十二条の八第五項の規定による同条 第一項から第三項までに規定する委員会を 組織する取締役の決定	十五 商法第二百六十五条第一項（第二十一 条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の規定による決定
2 第二十二条の八第五項の規定による同条 第一項の規定による執行役の決定	十六 商法第二百八十条ノ三十三第一項た だし書の規定による新株予約権の譲渡の承認
3 第二十二条の八第五項の規定による同条 第一項の規定による執行役の決定	十七 商法第二百九十三条ノ五第一項の定款 の定めに基づく金銭の分配
4 第二十二条の八第五項の規定による同条 第一項の規定による執行役の決定	十八 株式交換契約書の内容の決定（その委 員会等設置会社において商法第三百五十三 条第一項の株主總会の承認を得ないで株式 交換を行う場合を除く。）

1 第二十二条の五第一項第一号から 第三号までに掲げる機関をいう。以下同じ。) は、それぞれ、取締役三人以上で組織する。	十九 株式移転を行う場合における商法第三 百六十五条第一項各号に掲げる事項の決定 （取締役会の権限等）
2 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける 個人別の報酬の内容を決定する権限を有す る。	二十 分割計画書の内容の決定（その委員 会等設置会社において商法第三百七十四条第 一項の株主總会の承認を得ないで新設分割 を行う場合を除く。）
3 報酬委員会（第二十二条の五第一項第一号から 第三号までに掲げる機関をいう。以下同じ。) は、それぞれ、取締役三人以上で組織する。	二十一 分割契約書の内容の決定（その委員 会等設置会社において商法第三百七十四条第 一項の株主總会の承認を得ないで合併を行 う場合を除く。）
4 委員会（第二十二条の五第一項第一号から 第三号までに掲げる機関をいう。以下同じ。) は、それぞれ、取締役三人以上で組織する。	二十二 合併契約書の内容の決定（その委員 会等設置会社において商法第四百八条第一 項の株主總会の承認を得ないで合併を行 う場合を除く。）
5 委員会等設置会社は、取締役及び執行役は、委員会 等設置会社の執行役の監査の権限を有する。 （取締役会の権限等）	二十三 取締役及び執行役は、委員会等設置会 社の執行役の監査の権限を有する。

取締役の職務の執行に必要でないことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

一 費用の前払い

二 支出をした費用の償還及び当該支出をした日以後における利息の償還

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期ないときは相当の担保の提供）

四 取締役は、委員会の議事録について、当該議事録に係る委員会を組織する取締役でない場合であつても、次に掲げる閲覧又は謄写をすることができる。

一 当該議事録が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写

二 当該議事録が電磁的記録で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものとの委員会等設置会社の本店における閲覧又は謄写

五 商法第二百五十八条、第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条ノ一、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二及び第二百六十一条の規定は、委員会について準用する。この場合において、同法第二百五十九条ノ二及び第二百六十一条ノ二第一項中「定期」とあるのは、「取締役会ノ決議」と読み替えるものとする。

（監査委員会による監査の方法等）
第二十一条の十 監査委員会が指名する監査委員は、いつでも、他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は委員会等設置会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監査委員会が指名する監査委員は、監査委員会の権限（連結子会社については、連結計算書類に関するものに限る。）を行使するため必要があるときは、子会社若しくは連結

子会社に対して営業の報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。この場合においては、商法第二百七十四条ノ三第二項の規定を準用する。

3 前二項に規定する監査委員は、当該各項の規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

4 監査委員は、執行役が委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれららの行為をするおそれがあるときは、取締役会において、その旨を報告しなければならない。

5 監査委員は、執行役が前項に規定する行為をして、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。この場合においては、商法第二百七十五条ノ一第二項の規定を準用する。

6 委員会等設置会社が取締役若しくは執行役に對し訴えを提起し、又は取締役若しくは執行役が委員会等設置会社に對し訴えを提起する場合においては、当該訴えについては、次号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が当該委員会等設置会社を代表する。ただし、取締役又は執行役が委員会等設置会社に対し訴えを提起する場合においては、監査委員が当該訴えの当事者である場合は、監査委員（当該訴えを提起するものを除く。）に対してされた訴状の送達は、当該委員会等設置会社に對して効力を有する。

一 監査委員が当該訴えの当事者である場合は、監査委員（当該訴えを提起するものを除く。）に対してされた訴状の送達は、当該委員会等設置会社に對して効力を有する。

二 前号の場合以外の場合 監査委員会が指名する監査委員

7 次の各号に掲げる場合には、監査委員（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては第一号の訴えの相手となるべきものを、第三号に掲げる場合にあつては商法第二百六十八条第六項に規定する訴訟の当事者であるものを除く。）が委員会等設置会社を代表する。

一 第二十二条の七第三項の規定による取締役会の決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行うこと。

二 委員会等設置会社の業務を執行すること。

（執行役の選任等）

第二十二条の十三 執行役は、取締役会において選任する。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。

2 前項後段の規定により執行役が選任された場合であつても、委員会等設置会社の成立の前ににおいては、執行役は、その権限を行使することができない。ただし、商法第二百八十八条规定する登記に関する事務については、この限りでない。

3 執行役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会が終結した最初に開催される取締役会の終結の時までとする。

4 委員会等設置会社は、定款によつても、執行役が株主でなければならない旨を定めることができない。

5 取締役は、執行役を兼ねることができる。執行役は、いつでも、取締役会の決議をもつて解任することができます。

6 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会等設置会社に對し、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。（執行役の取締役会に対する報告義務等）

7 第二十二条の十四 執行役は、三月に一回以上、取締役会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人（他の執行役に限る。）により當該報告をすることができる。

2 執行役は、取締役会の求めた事項について説明をしなければならない。

3 執行役は、第二十二条の七第一項第四号の取締役に對し、会議の目的たる事項を記載し

第一項（第二十二条の十一 報酬委員会による報酬の決定の方法等）
三 委員会等設置会社が商法第二百六十八条第六項（第二十二条の二十五第五第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百四条ノ二第二項の承諾をする場合

（報酬委員会による報酬の決定の方法等）
二 報酬委員会は、第二十二条の八第三項に定める権限を使用するには、前項に規定する方針によらなければならない。

2 報酬委員会は、第二十二条の八第三項に定める権限を使用するには、前項に規定する方針によらなければならない。

3 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを取扱いなければならない。

一 確定金額 個人別の額

二 不確定金額 個人別の具体的な算定方法

三 金銭以外のもの 個人別の具体的な内容

4 第一項に規定する方針は、営業報告書に記載しなければならない。

（執行役の権限）
第一項の十二 執行役の権限は、次に掲げるとおりとする。

2 前号の場合以外の場合 監査委員会が指名する監査委員

3 第二十二条の十 執行役は、三月に一回以上、取締役会に出席し、取締役会の求めた事項について説明をしなければならない。

2 執行役は、第二十二条の七第一項第四号の取締役に對し、会議の目的たる事項を記載し

た書面を提出して、取締役会の招集を請求することができる。

4 商法第二百五十九条第三項の規定は執行役が前項に規定する請求をする場合について、同条第四項の規定は前項に規定する請求があつた場合における当該請求をした執行役について準用する。

5 執行役は、委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告しなければならない。

6 執行役は、商法第二百四十七条第一項、第二百五十二条、第二百八十一条ノ十五第一項、第三百六十三条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十四条ノ十二第一項、第三百七十四条ノ二十八第一項、第三百八十一条第一項、第四百十五条第一項及び第四百一十八条第一項に規定する訴えの提起については、取締役とみなす。

7 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。

一 商法第六十七条ノ一 執行役の職務執行停止若しくは職務代行者選任の仮処分又は当該仮処分の変更若しくは取消し

二 商法第七十条ノ一 仮処分命令により選任された執行役の職務代行者

三 商法第二百三十七条ノ三 株主の求めた事項についての執行役の株主総会における説明

四 商法第二百五十四条第三項 委員会等設置会社と執行役との間の関係

五 商法第二百五十四条ノ一 第二百五十四条ノ二、第二百五十八条、第二百五十四条及び第二百六十五条 執行役（代表執行役）

第二十一条の十五 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、当該委員会等設置会社を代表すべき執行役（以下「代表執行役」という）を定めなければならない。ただし、

執行役の員数が一人である場合においては、当該執行役が当然に代表執行役となるものとする。

2 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、数人の代表執行役が共同して当該委員会等設置会社を代表すべきことを定めることができる。

3 商法第三十九条第二項、第七十八条及び第一百五十八条の規定は、代表執行役について準用する。

（表見代表執行役）

第二十一条の十六 委員会等設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合においては、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してもその責めに任ずる。

（取締役及び執行役の会社に対する責任）

第二十一条の十七 取締役又は執行役は、その任務を怠ったときは、委員会等設置会社に対して、これにより当該委員会等設置会社に生じた損害を賠償する義務を負う。

2 前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、すべての株主の同意がなければ免除することができない。

3 商法第二百六十六条第四項の規定は、取締役又は執行役が同法第二百六十四条第一項（第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して同法第二百六十四条第一項に規定する取引をした場合における損害額の推定について準用する。

4 商法第二百六十六条第七項から第十六項まで及び第十八項の規定は、取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務の免除について準用する。ただし、当該取締役が監査委員である場合においては、同条第九項及び第十三項の規定は、準用しない。

5 商法第二百六十六条第十九項から第二十三項までの規定は、第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役が第一項の規定について準用する。ただし、当該社外取締役がより委員会等設置会社に対しても負う損害賠償義務についての責任の限度額を定める契約について準用する。ただし、当該社外取締役が監査委員である場合においては、同法第二百六十六条第二十一項の規定は、準用しない。

6 商法第二百六十六条第七項から第十七項までの規定は、執行役が第一項の規定により委員会等設置会社に対して負う損害賠償義務の免除について準用する。この場合においては、当該執行役が第一項の規定により委員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額

7 前項後段に定めるもののほか、前三項の場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（第二十一条の十八 執行役は、次の各号に掲げる行為をしたときは、委員会等設置会社に対して、当該各号に定める額を支払う義務を負う。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。）

一 商法第二百九十条第一項の規定に違反する利益の配当に関する議案の取締役会への提出（取締役会において当該議案に基づき同項の規定に違反する決議がされたときに限る。）当該決議に基づき配当がされた額

二 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

三 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

四 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

五 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

六 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

七 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

八 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

九 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

十 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

十一 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

十二 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

十三 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

十四 商法第二百九十九条第一項の規定に違反する利益の配当 当該配当をした額（当該配

四 配がされた額

（当該分配をした執行役が前号の規定により当該分配の額の全部又は一部について委員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額）

2 前条第二項の規定は、前項の規定により執行役の負う義務の免除について準用する。

（第二十一条の十九 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配に違反する金銭の分配の分配）当該分配をした執行役が前号の規定により当該分配の額の全部又は一部について委員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額

3 第二十一条の十九の規定は、前項の規定により当該分配の額の全部又は一部について委員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額

4 第二十一条の二十 取締役又は執行役は、商法第二百九十四条ノ二第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、委員会等設置会社に対し、当該財産上の利益の価額に相当する金銭を支払う義務を負う。この場合においては、同法第二百六十六条第二項及び第三項の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

5 第二十一条の二十一 商法第二百六十五条第一項（第二十一条の二十一の規定）の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

6 第二十一条の二十二 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

7 第二十一条の二十三 商法第二百六十五条第一項（第二十一条の二十三の規定）の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

8 第二十一条の二十四 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

9 第二十一条の二十五 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

10 第二十一条の二十六 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

11 第二十一条の二十七 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

12 第二十一条の二十八 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

13 第二十一条の二十九 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

14 第二十一条の三十 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

15 第二十一条の三十一 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

16 第二十一条の三十二 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

17 第二十一条の三十三 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

18 第二十一条の三十四 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

19 第二十一条の三十五 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

20 第二十一条の三十六 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

21 第二十一条の三十七 取締役又は執行役の負う義務の免除の規定により取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

とを証明したときは、この限りでない。

一 商法第二百六十五条第一項の取締役又は執行役

二 第二十二条の七第三項の規定による委任に基づき当該取引をすることを決定した執行役

三 商法第二百六十五条第一項の承認の決議に賛成した取締役（当該承認を受けた取引が委員会等設置会社と取締役との間の取引又は委員会等設置会社と取締役の利益が相反する取引である場合に限る。）

2 前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、総株主の議決権の三分の一以上の多数をもつて免除することができる。この場合において、当該取締役又は当該執行役は、株主総会において、前項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

（取締役及び執行役の第三者に対する責任）

第二十二条の二十二 取締役又は執行役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該取締役又は当該執行役は、これにより第三者に生じた損害を賠償する義務を負う。

2 監査委員が、監査委員会の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は監査委員会において当該記載のある監査報告書の承認の決議に賛成したときも、前項と同様とする。ただし、当該記載をし、又は当該賛成をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 執行役が株式申込証の用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙若しくは目論見書若しくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録若しくは第二十二条の二十六第一項に掲げるものに記載若しくは記録をすべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録をし、又は虚偽の登記若しくは公告（第二十一

条の三十一第三項において準用する第六条第三項に規定する措置を含む。以下この項において同じ。）をしたときも、第一項と同様とする。ただし、その記載若しくは記録又は公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4 商法第二百六十六条第三項の規定は、第二項本文の決議について準用する。

（取締役及び執行役の連帯責任）

第二十二条の二十三 取締役又は執行役が委員会等設置会社又は第三者に生じた損害を賠償する義務を負う場合において、他の取締役又は他の執行役も当該損害を賠償する義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（現物出資財産の価格とん補責任）

第二十二条の二十四 現物出資の目的たる財産（以下この条において「現物出資財産」という。）の新株発行当時における実価（以下この条において「実価」という。）が商法第二百八十条ノ一第一項第三号の価格（以下この条において「予定価格」という。）に著しく不足する場合において、予定価格が第二十二条の七第三項の規定による委任に基づき執行役により定められたときは、当該執行役は、委員会等設置会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合において、予定価格が取締役会の決議により定められたときは、次の各号に掲げる者は、委員会等設置会社に対し、連帯して、それぞれ当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該決議に賛成した取締役 当該不足額は、当該決議に係る議案を取締役会に提出した取締役（前号に掲げるものを除く。）又は執行役 当該不足額（現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額を限度とする。）

3 第一項に規定する場合において、予定価格

次の各号に掲げる者は、委員会等設置会社に対し、連帯して、それぞれ当該各号に定める額を限度として、当該不足額を支払う義務を負う。

一 当該決議に係る議案を株主総会に提出した取締役 現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額

二 前号の議案の内容の決定に係る議案を取締役会に提出した取締役（この号に定める額が前号に定める額よりも低い場合における同号に掲げるものを除く。）又は執行

役 現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額

4 商法第二百六十六条第三項の規定は第一項第一号の場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項第一号の場合について準用する。

5 商法第二百八十条ノ一第一項第三号に掲げる事項について検査役の調査を受けたときは、取締役又は執行役は、前各項の規定にかかるわらず、現物出資財産について第一項から第三項までの義務を負わない。ただし、当該取締役又は当該執行役が現物出資者である場合は、この限りでない。

6 商法第二百八十条ノ十三第二項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（代表訴訟）

第二十二条の二十五 委員会等設置会社における商法第二百六十八条第一項の取締役の責任を追及する訴えについては、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の二十一の十七第二項（同法第二十二条の二十二項二於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第八項中「第二百六十六条第九項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の二十一の十七第四項ニ於テ準用スル第二百六十六条第九項」とある。

（計算書類の作成等）

第二十二条の二十六 取締役会が指定した執行役は、毎決算期に、次に掲げるもの及びその附属明細書を作成し、取締役会の承認を受けなければならぬ。

一 貸借対照表

2 損益計算書

3 営業報告書

4 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 商法第三十三条ノ二第一項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げるものについて準用する。

3 商法第二百八十二条第三項の規定は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書の作成について準用する。

4 第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書については、同項の規定による取締役会の承認を受ける前に、会計監査人の監査（同項第二号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）及び監査委員会の監査を受けなければならない。

5 商法第二百八十五条の規定は、第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその附属明細書について準用する。

(計算書類の提出期限等)

第二十一条の二十七 前条第一項の執行役は、

定時総会の会日の八週間前までに、同項各号に掲げるものを監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

2 前項の執行役は、前項の規定により前条第一項各号に掲げるものを提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査委員会及び

会計監査人に提出しなければならない。

3 前条第二項又は第三項の場合においては、

第一項の執行役は、前二項の規定による同条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書

の提出に代えて、同条第二項において準用する商法第三十三条ノ二第一項又は前条第三項において準用する同法第二百八十五条第三項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。この場合においては、当該執行役は、前二項の規定により前条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書を提出したものとみなす。

4 前条第二項又は第三項の場合において、監査委員会又は会計監査人の請求があるときは、第一項の執行役は、前三項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対し、前三項の規定により前項の電磁的記録に記録された情報の電磁的方法により提供すべき時期まで

報告書を監査人提出するものとみなす。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(会計監査人の監査報告書)

第二十一条の二十八 会計監査人は、前条第一項の規定により第二十一条の二十六第一項各号に掲げるものを受領した日から四週間以内に、監査報告書を作成し、監査委員会及び同項の執行役に提出しなければならない。この場合においては、前項の監査報告書には、次に掲げる事項を

記載しなければならない。

一 第十三条第一項第一号に掲げる事項

二 商法第二百八十五条第三項第一号から第七号まで及び第十二条に掲げる事項

(同項第六号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

三 第二十一条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不

実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若し

くは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分に限る。)

4 第二十二条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不

実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若し

くは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分以外の部分に限る。)

5 第二十二条の二十六第一項の附属明細書の監査報告書の作成について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十五条第三項中「取締役」とあり、並びに前条第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「会計監査人」と、同条第四項中「会計監査人」とあるのは「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第二十一条の二十六第一項の執行役」とあるのは「会計監査人」と読み替えるものとする。

(監査委員会の監査報告書)

第二十二条の二十九 監査委員会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを第二十条の二十六第一項の執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。

2 前項の規定により監査委員会が作成すべき監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査委員は、当該監査報告書に自己の意見を付記す

ることができる。

一 第十四条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

二 第二十一条の七第一項第二号に掲げる事項

三 第二十一条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不

実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若し

くは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分に限る。)

4 第二十二条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不

実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若し

くは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分以外の部分に限る。)

5 第二十二条の二十六第一項の附属明細書の監査報告書の作成について、前条第三項及び第二百九十三条ノ一の規定にかかるわらず、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する議案については、これららのものについての第二十二条の二十六第一項の取締役会の承認があつた時に、同法第二百八十三条第一項の承認を得たものとみなす。この場合においては、取締役は、定期総会にこれらのものを提出し、その内容及び利益の処分又は損失の処理の理由その他該定期総会における株主の議決権行使の参考にならざるべきものとして法務省令で定める事項を報告しなければならない。

6 第二十一条の十第二項の規定により子会社に対し営業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果(会計に関する部分以外の部分に限る。)

7 前条第四項の規定は、前項の監査報告書について準用する。

4 商法第二百八十五条第三項の規定は第二項の監査報告書の提出又はその謄本の交付について準用する。この場合において、同法第二百八十七条第三項及び第四項の規定は第二項の監査報告書の作成について、第二十二条の二十七第三項及び第四項の規定は第二項の監査報告書の提出又はその謄本の交付について準用する。この場合において、同法第二百八十七条第三項中「取締役」とあり、並びに第十二条の二十七第三項中「第一項の執行役」とあるのは「監査委員会」と、同条第四項中「監査委員会」とあるのは「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第二十一条の二十六第一項の執行役」とあるのは「監査委員会」と読み替えるものとする。

(監査委員会の監査報告書)

第二十二条の三十 監査委員会は、第二十二条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書、会計監査人の監査報告書並びに監査委員会の監査報告書に記載又は記録がされている情報を、法務省令で定めるところにより、法務省令で定める時期までに、各取締役(監査委員を除く。)に提供しなければならない。この場合において、監査委員会は、執行役に当該提供をさせることができない。この場合において、監査委員会は、定期総会における計算書類の取扱い等の及びその附属明細書の承認を会議の目的とする取締役会は、前項の規定による提供がされる前には、開催することができない。

(計算書類の取締役への提供等)

第二十二条の三十 監査委員会は、第二十二条の二十六第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書、会計監査人の監査報告書並びに監査委員会の監査報告書に記載又は記録がされ

て、法務省令で定めるところにより、各取締役(監査委員を除く。)に提供しなければなら

い。この場合において、監査委員会は、執行

役に当該提供をさせることができる。

2 第二十二条の二十六第一項各号に掲げるも

の及びその附属明細書の承認を会議の目的とされる前には、開催することができない。

3 第二十二条の二十六第一項の附属明細書の監査報告書の承認を会議の目的とする取締役会は、前項の規定による提供がされる前には、開催することができない。

4 第二十二条の二十六第一項の附属明細書の監査報告書の承認を会議の目的とする取締役会は、前項の規定による提供がされる前には、開催することができない。

5 第二十二条の二十六第一項の附属明細書の監査報告書の承認を会議の目的とする取締役会は、前項の規定による提供がされる前には、開催することができない。

6 第二十一条の十第二項の規定により子会社

に対し営業の報告を求め、又は子会社の

業務及び財産の状況を調査したときは、そ

の方法及び結果(会計に関する部分以外の

部分に限る。)

7 前条第四項の規定は、前項の監査報告書に

ついて準用する。

4 商法第二百八十五条第三項の規定は第二項の監査報告書の作成について、第二十二条の二十七第三項及び第四項の規定は第二項の監

査報告書の提出又はその謄本の交付について

準用する。この場合において、同法第二百八十七条第三項中「取締役」とあり、並びに第十二条の二十七第三項中「第一項の執行役」とあるのは「監査委員会」と、同条第四項中「監査委員会」とあるのは「第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第二十一条の二十六第一項の執行役」とあるのは「監査委員会」と読み替えるものとする。

(監査委員会の監査報告書)

第二十二条の三十一 各会計監査人の監査報告書に次に掲げる記載があるとき。

イ 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い委員会等設置会社の財産及び損益の状況を正しく表示したものである旨

ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令及び定款に適合する旨

二 監査委員会の監査報告書(各監査委員の意見の付記を含む。)に次に掲げる記載が

ないとき。

イ 前号イ及びロについての会計監査人の

監査の結果を相当でないと認めた旨

ロ 利益の処分又は損失の処理に関する議

案が委員会等設置会社の財産の状況その

他の事情に照らし著しく不当である旨

委員会等設置会社につては、利益の処分

として、取締役又は執行役に対する金銭の分

配をすることができない。

3 第十六条第二項から第四項までの規定は、

取締役が商法第二百八十三条第一項の承認を得

(第一項前段の規定により当該承認を得たものとみなされる場合を除く)、又は第一項後段の報告をした場合について準用する。この場合において、第十六条第二項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。

4 委員会等設置会社に関する商法第二百八十九条第二項第十号の規定の適用については、同号中「第二百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三十二第三項」に於テ準用スル同法第十六条第三項ノ取締役会ノ委任ニ基ク當該決議ニフル執行役ノ決定」とする。

(連結計算書類)

第二十一条の三十二 第二十二条の二十六第一項の執行役は、連結計算書類を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成された連結計算書類は、次項の承認を受ける前に、法務省令で定めることにより、監査委員会及び会計監査人の監査を受けなければならない。

3 前項の監査を受けた連結計算書類は、当該連結計算書類に係る委員会等設置会社の決算期に関する定時総会の開催前に、法務省令で定めることにより、取締役会の承認を受けなければならない。

4 取締役は、前項の承認を受けた連結計算書類

類を前項の定期総会に提出し、当該定期総会において、その内容を報告し、かつ、法務省令で定めるところにより、第一項の監査の結果を報告しなければならない。

5 商法第二百八十二条第三項の規定は第一項の連結計算書類の作成について、同法第二百八十三条第二項及び第三項の規定は第一項の連結計算書類について準用する。この場合において、同法第二百八十二条第三項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。

6 みなし大会社である委員会等設置会社については、前各項の規定は、適用しない。

(株式申込証の用紙等の記載事項)

第二十一条の三十二 委員会等設置会社の発起人又は執行役が作成すべき株式申込証の用紙 新株引受権証書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込証の用紙には、第一条の二第三項の定款の定めがある旨をも記載しなければならない。

2 委員会等設置会社に関する商法第二百七十五条第二項第十三号の規定の適用については、同号中「取締役若ハ」と、「第二百六十六条第十九項」にあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項」に於テ準用スル第二百六十六条第十九項」とする。

(登記事項)

第二十一条の三十四 委員会等設置会社の登記においては、商法第二百八十八条第二項第七号(監査役に関する部分に限る)及び第七号ノ二から第九号までに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 委員会等設置会社である旨

二 取締役が第二十二条の八第四項ただし書に規定する社外取締役であるときは、その

四 を組織する取締役の氏名
五 執行役の氏名及び住所

六 数人の代表執行役が共同して委員会等設置会社を代表すべきことを定めたときは、

その規定

第二十一条の三十五 委員会等設置会社が解散したときは、第一条の二第三項の定款の定めを廃止したものとみなす。

2 清算中の株式会社は、前項の定款の定めを設けることができない。

3 委員会等設置会社が解散した場合における商法第四百七十七条第一項の規定の適用については、同項中「取締役其ノ清算人」とあるの

は、「取締役(監査委員会ヲ組織スルモノヲ除く)其ノ清算人ヲ為リ監査委員会ヲ組織スル取締役其ノ監査役」とする。

4 前項に規定する場合における第十八条第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「取締役(第二十一条の八第四項たゞ書に規定する社外取締役を除く)」とする。

(商法等の規定の読み替え適用等)

第二十一条の三十六 委員会等設置会社についてのこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条の二第一項	監査役会	監査委員会
第六条の二第二項	監査役会が選任した監査役	監査委員会が指名した監査委員
第六条の四第一項	監査役会	監査委員会
第八条第一項	監査役	監査委員会が指名した監査委員
第八条第二項		

2 委員会等設置会社についての商法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 委員会等設置会社についての商法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条の三十四 委員会等設置会社の登記

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第一項第三号	取締役	執行役
第一百八十九条第一項	発起人又ハ取締役	発起人、取締役又ハ執行役
第二百十条ノ二第二項	依り買受ヲ為シタル取締役	依ル買受ヲ為ス旨ノ取締役会ノ決議又ハ取締役会ノ委任ニ基キ其ノ買受ヲ為ス旨ヲ決定シタル執行役ハ
取締役ガ		
取締役又ハ執行役ガ		

三 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

第二百十一条ノ二第二項	第二百六十六条第一項第三項	第二百六十六条第三項
第二百三十八条	監査役	取締役又ハ執行役
第二百三十九条第六項	監査役	取締役又ハ執行役
第二百七十二条	監査役	取締役又ハ執行役
第二百八十条十一第一項	取締役	取締役又ハ執行役
第二百八十三条ノ十二第一項	取締役	取締役又ハ執行役
第二百八十五条第二項	取締役	取締役又ハ執行役
第二百八十三条ノ十三第二項	取締役	取締役又ハ執行役
第二百八十九条ノ五第五項	分配ヲ為シタル取締役ハ	取締役又ハ同項ニ規定スル執行役
第二百九十三条ノ五第五項	分配ヲ為シタル取締役及分配ヲ為ス旨ノ議案ヲ第一項ノ取締役会ニ提出シタル執行役ハ	取締役又ハ執行役
第二百九十三条ノ五第七項	取締役ガ	取締役又ハ執行役
第二百六十六条第二項第三項	取締役又ハ執行役	取締役又ハ執行役
第二百六十六条第三項	取締役又ハ執行役	取締役又ハ執行役
2 前一項に定めるもののほか、委員会等設置会社についてのこの法律及び商法の規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。	三百八十二条並びに第二編第四章第七節の規定は、適用しない。	二 第二条の二第一項各号のいずれにも該当しなかつたとき（前号に該当する場合を除く。）。
4 委員会等設置会社については、第一条の三から第一条の五まで、第三条第二項及び第三項、第五条の二第三項、第六条第三項、第十二条から第十四条まで、第十六条並びに第十九条の二並びに商法第二百二十二条第一項第六号、第七項及び第八項、第二百五十六条、第二百五十七条ノ二から第二百五十七条ノ六まで、第二百六十条、第二百六十二条、第二百六十六条から第二百六十六条ノ三まで、第二百六十九条、第二百八十条ノ十三ノ二、第二百六十九条、第二百八十条ノ二に該当する場合を除く。	（委員会等設置会社に該当しなくなる場合の経過措置）	三 第二条の二第三項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。
2 第二十一条の三十七 委員会等設置会社である株式会社（大会社に限る。）であつて、委員会等設置会社特例規定の全部の適用があるものが、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連続特例規定以外の委員会等設置会社特例規定及びみなし大会社特例規定を適用する。	（新たに委員会等設置会社となる場合の経過措置）	2 委員会等設置会社となる場合の経過措置（みなし大会社が大会社となる場合の経過措置）
2 第二十一条の三十八 大会社又はみなし大会社である株式会社（委員会等設置会社特例規定の適用があるものを除く。）が定款を変更して第一条の二第三項の定款の定めを設けた場合においては、当該株式会社については、その後最初に招集される定時総会（当該定款の定めを設けた株主総会が定時総会であるときは、当該定時総会を含む。）の終結の時までは、委員会等設置会社特例規定は、適用しない。	（新たに委員会等設置会社となる場合の経過措置）	2 前項に規定する株式会社が第一項の二第一項第一号に該当することとなつた場合には、当該株式会社についての定款の適用がある場合に於ける決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連続特例規定及びみなし大会社特例規定を適用する。
2 第二十二条の二 第二項に規定する場合においては、当該株式会社については、当該株式会社特例規定は、適用しない。この場合においては、当該株式会社が、第二十二条の二第一項第二項の規定の適用があるものであるときは、当該定時総会の終結後、同項に規定する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連続特例規定を適用する。	（新たに委員会等設置会社となる場合の経過措置）	2 前項に規定する株式会社が第一項の二第一項第一号に該当することとなつた場合には、当該株式会社についての定款の適用がある場合に於ける決算期に関する定時総会の終結の時までは、委員会等設置会社連続特例規定及びみなし大会社特例規定を適用する。

「第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例」を「第三章 小会社に関する特例」に改める。

第二十二条第一項中「資本の額が一億円以下の株式会社（第二条第一号に該当するものを除く。以下この章において「会社」という。）」を「小会社」に改め、同条第二項第一号、第三項及び第四項中「会社」を「小会社」に改める。

第二十四条の見出し中「会社」と「小会社」とに改め、同条中「会社」を「小会社」に改める。

第二十五条中「会社に」を「小会社に」に、「第一百八十九条第三項」を「第二百八十九条第四項」に改める。

第二十六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（小会社に該当しなくなる場合の経過措置）

第二十六条 小会社である株式会社であつて第二十二条から前条までの規定（以下「小会社特例規定」という。）の適用があるものの資本の額が一億円を超えることとなつた場合においては、当該株式会社が当該終結の時まで、その後最初に到来する決算の時までは、小会社特例規定を適用する。

ただし、当該株式会社が当該終結の時まで最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、小会社特例規定を適用する。

第二十一条第三項若しくは第五項又は第二十条の三十八第一項前段の規定の適用を受けたこととなつた場合には、これらの規定に規定する定時総会の終結後は、この限りでない。

2 小会社である株式会社であつて小会社特例規定の適用があるものが第一条の二第二号に該当することとなつた場合においては、当該株式会社については、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、小会社特例規定を適用する。

3 前二項の株式会社の監査役は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時に、退任する。

一 第一項本文に規定する場合に該当し、同項ただし書に規定する場合に該当しない場

合 同項本文の定時総会の終結の時
一 第一項本文に規定する場合及び同項ただし書に規定する場合のいずれにも該当する場合 同項ただし書に規定する定時総会の終結の時
三 前項に規定する場合に該当する場合 同項の定時総会の終結の時
第二十七条に見出として「（新たに小会社となる場合の経過措置）」を付し、同条第一項を次のように改める。

小会社以外の株式会社であつて小会社特例規定の適用がないものの資本の額が一億円以下となつた場合（第一条の二第一項第二号に該当するときを除く。）においては、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、小会社特例規定は、適用しない。

第二十七条第二項中「第一條第二号」を「あつて第一条の二第一項第二号」に、「第二十二条から第二十五条までの規定」を「小会社特例規定」に改める。

第二十八条の前に見出として「（会計監査人等の汚職の罪）」を付し、同条第一項中「その職務」を「その職務」に、「不正の請託を受け」を「不正の請託を受けて」に、「これを要求し、若しくは約束した」を「その要求若しくは約束をした」に改め、同条第二項中「その職務」を「その職務」に、「不正の請託を受け」を「不正の請託を受けて」に、「これを要求し、若しくは約束した」を「その要求若しくは約束をした」に改める。

（虚偽文書行使罪）

第二十九条の四 第二十九条の二第一項に掲げる者が、株式、新株予約権又は社債の募集に当たり、株式申込証、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙、目論見書、株式、新株予約権若しくは社債の募集の広告その他株式、新株予約権若しくは社債の募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録のあるものをその募集の事務の用に供し

商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時執行役の職務を行うべき者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害をえたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

（会社財産を危うくする罪）

第二十九条の三 前条第一項に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 商法第二百八十一条ノ第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主総会に對して虚偽の申述を行い、又は事實を隠ぺいしたとき。

二 何人の名義をもつてするかを問わず、株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき。

三 法令又は定款の規定に違反して、利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ第五項の金銭の分配をしたとき。

四 株式会社の當業の範囲外において、投機取引のために株式会社の財産を処分したとき。

（株式の超過発行の罪）

第二十九条の六 第二十九条の二第一項に掲げる者が、株式会社が発行する株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

（執行役等の汚職の罪）

第二十九条の七 第二十九条の二第一項に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けた、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

（会社荒らし等に関する贈収賄罪）

第二十九条の八 第二十二条の二第一項に規定する商法第二百六十七条规定第三項若しくは第四項に規定する訴えの提起又は第二十二条の二十五第二項において準用する同法第二百六十八条第二項に規定する訴訟参加に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

（没収及び追徴）

第二十九条の一 執行役、仮処分命令により選任された執行役の職務を代行する者又は第二十二条の十四第七項第五号において準用する

を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(株主の権利の行使に関する利益供与の罪)

第二十九条の十 第二十九条の二 第一項に掲げる者が、株主の権利の行使に関し、株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を人に供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前項の利益の供与を受け、又は第三者に当該利益を供与させた者も、同項と同様とする。

3 株主の権利の行使に関し、株式会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4 前一項の罪を犯した者が、その実行につき第一項に規定する者に対し威迫をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前二項の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十条に見出として「(過料に処すべき場合)」を付し、同条第一項中「商法第四百九十八条第一項」を「第二十九条の二第一項に掲げる者、商法第四百九十八条第一項」に、「(に)」を「いずれかに」に改め、同項中第十一号を第十七号とし、第一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、同項第九号の二中「の決議」を「(第二十九条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」の決議又は取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十四号とし、同項第九号を削り、同項第八号中「第十五条」の下に「、第十九条の二第五項若しくは第二十二条の三十一第五項」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第七号を第十二号とし、第三号から第六号までを削り、第二号を第十一号とし、第一号の三号を第十号とし、第一号の二を第九号とし、第一号を第八号とし、同項に第一号から第七号まで

として次の七号を加える。

一 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記をすることを怠つたとき。

二 この法律又はこの法律において準用する商法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する商法に定める開示をすることを怠つたとき。

四 この法律又はこの法律において準用する商法に定める調査を妨げたとき。

五 正当の理由がなく、第一条の四第二項の規定、同条第三項、第十八条の二第二項若しくは第二十二条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項の規定、第七条第一項の規定、第二十一条の三第六項において準用する同法第二百三十九条第七項の規定、第二十二条の九第五項の規定又は第二十二条第二項の規定による帳簿に係る閲覧若しくは謄写又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

六 この法律の規定による議事録貸借対照表、営業報告書、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する議案、連結計算書類若しくは監査報告書又は第二十二条の二の書類若しくは第二十二条の二十六第一項の附属明細書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第一条の四第三項、第十八条の三第二項若しくは第二十二条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第五項の規定、第十五条において準用する同法第二百八十二条第一項の規定、第二十二条の九第六項において準用する同法第二百三十九条第六項の規定又は第二十三条第六項の規定に違反して、書類若しくは書面又は電磁的

記録を備え置かなかつたとき。

第三十条第一項に次の五号を加える。

十八 この法律又は定款の規定により必要となる委員会を組織する取締役若しくは第二十二条の八第四項ただし書に規定する社外取締役又は執行役の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十九 第二十一条の十四第七項第三号において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して、株主総会において、株主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

二十 第二十一条の十四第七項第五号において準用する商法第二百六十四条第二項又は第二百六十五条第三項の規定に違反して、株主総会に対する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第二十一条の三十一第二項の規定に違反して、取締役又は執行役に対する金銭の分配をしたとき。

二十二 第二十一条の三十三第一項の規定に違反して、株式申込証の用紙、新株引受権証書又は新株予約権申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙(これらの書類の作成に代えて作るべき電磁的記録を含む。)に第一条の二第三項の定款の定めがある旨を記載せず、又は記録しなかつたとき。

二十三 第三十条第二項中第七条第三項の下に「、第十九条の三又は第二十二条の十第一項」を加え、同条に次の二項を加える。

二十四 第二十九条の二第一項に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二十五 商法第四百九十八条第一号、第一号、第三号から第五号まで、第九号(同法第七十五条第一項に規定する部分を除く)、第十号(同法第七十五条第四項を同号に規定する他の規定により準用する場

合に限る。)、第十一号、第十二号から第十四号まで、第十六号から第十六号ノ四まで、第二十号(同法第四百二十条第五項及び第四百三十条第二項に関する部分を除く)、

二 商法第二百二十六条第二項の規定に違反して、株券を発行したとき。

三 定款、株主名簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む)、端株原簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四条第一項第二号、第三百六十条第一項(第三百七十二条第二項において準用する場合を含む)、第三百六十六条第一項第二号、第三百七十四条第一項第二号若しくは第三号、第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む)、第三百七十四条ノ十一第一項(第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む)、第三百七十四条ノ十八第一項第二号若しくは第三号、第四百八条ノ二第一項第二号若しくは第四百十四条ノ二第一項の書面に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 商法第三百六十六条第一項の規定に違反して、債券を発行したとき。

五 商法第三百七十四条ノ四第一項本文の規定、同条第二項、同法第三百七十四条ノ二第一項若しくは第四百十二条第二項において準用する同法第一百条第一項後段若しくは第三項の規定、同法第三百七十四条ノ二第一項本文の規定又は同法第四百十二条第一項本文の規定に違反して、会社の分割又は合併をしたとき。

六 商法第三百七十六条第一項又は同条第二項において準用する同法第一百条第三項の規

定に違反して、資本の減少をしたとき。
七 清算人に事務の引渡しをしなかつたとき。

4

執行役が株式の引受けによる権利を譲渡したときも、前項と同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(現物出資等の目的である不動産についての証明及び鑑定評価に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第五条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第七条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第八条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第九条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第一百七十三条第三項（旧商法第一百八十二条第二項、第二百四十六条第三項（この法律による改正前の有

限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第四十条第四項において準用する場合を含む。）

第六十一条中「第三百四十三條」を「第三百一十四条但書」に改める。

第一百五条第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百十条中「取締役」の下に「(執行役)」を加える。

(鉄道抵当法の一
部改正)

第二条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十六条中「取締役」の下に「及執行役」を加える。

第九十二条中「左ノ」を「次ノ」に改め、「取締役」の下に「執行役」を加える。

(法人ノ役員処罰ニ関スル法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「取締役」の下に「執行役」を加える。

一 法人ノ役員処罰ニ関スル法律(大正四年法律第十八号)

二 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和十八年法律第四十三号)第十条

三 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十九条第二項

四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)第二条第三項

五 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百四十二条、第一百八十九条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十一号

六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十一号)

七 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第七条第一号

八 労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)第三十一条第二項

九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条第三項

十 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)

第一二十三条の二第三号
十一 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十九号)第六十一条第一項第三号

十三 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第五百七十六号)第五条第一項第一号及び第十五条第二項

十二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)第六十一条第一項第三号

十四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)第二十五条第八号及び第二十七条第一項第一号

十五 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十八条(見出しを含む)、第二三十六条及び第三十八条から第四十条まで

十六 企業担保法(昭和三十三年法律第二百六号)第三十三条

十七 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二条)第二十三条第一項第二号

十八 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第一条第十五号

十九 電気工業事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第四条第一項第三号

二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七条)第七条第二項第一号

二十一 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第二百十一号)第五条第一項第四号

二十二 警備業法(昭和四十七年法律第二百十七号)第三条第十号

二十三 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第十四条第一項第二号

二十四 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四条第一項第二号

二十五 净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十二条第一項第三号

二十六 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十一年法律第二百二号)

九年法律第六十九号)第七条、第十四条第一項、第十六条及び第十七条
二十七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第二十二条第一項第三号

二十八 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百一十九号)第四十条第一項第一号及び第六十七条

二十九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第四十条第一項第六号

三十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第三条第一項第六号

三十一 信託業法の一部改正(信託業法の一
部改正)

三十二 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二条)第二十三条第一項第二号

三十三 企業担保法(昭和三十三年法律第二百六号)第三十三条

三十四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十八条(見出しを含む)、第二三十六条及び第三十八条から第四十条まで

三十五 电気工業事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第四条第一項第一号

三十六 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第一条第十五号

三十七 企業担保法(昭和三十三年法律第二百六号)第三十三条及び第四十条第一項第一号

三十八 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第二百三十七条)第七条第二項第一号

三十九 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ關スル法律等(昭和十八年法律第四十三号)第十条

四十 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十九条第二項

四一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)第二条第三項

四二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十一号)

四三 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第七条第一号

四四 労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)第三十一条第二項

四五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条第三項

四六 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)

四七 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百四十二条、第一百八十九条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十一号

四八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十一号)

四九 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第七条第一号

五十 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)

置会社ニ在リテハ商法特別法第二十二条の八第七項三規定スル監査委員)」を加える。

第十八条ノ二中「第二百八十二条第一項」の下に「又ハ商法特別法第二十二条の二第六第一項」を加える。

第二十二条ノ二第一項中「決議」の下に「又ハ決定」を加える。

第二十九条中「取締役」の下に「執行役若ハ」を加える。

第三十条第一項第六号

第三十一条第一項中「執行役」の下に「執行役若ハ」を加える。

第三十二条第一項第一項第一号及び第二項第一号

第三十三条第一項第一号及び第二項第一号

第三十四条第一項第一号及び第二項第一号

第三十五条第一項第一号及び第二項第一号

第三十六条第一項第一号及び第二項第一号

第三十七条第一項第一号及び第二項第一号

第三十八条第一項第一号及び第二項第一号

第三十九条第一項第一号及び第二項第一号

第四十条第一項第一号及び第二項第一号

第四十一条第一項第一号及び第二項第一号

第四十二条第一項第一号及び第二項第一号

第四十三条第一項第一号及び第二項第一号

第四十四条第一項第一号及び第二項第一号

第四十五条第一項第一号及び第二項第一号

第四十六条第一項第一号及び第二項第一号

第四十七条第一項第一号及び第二項第一号

第四十八条第一項第一号及び第二項第一号

第四十九条第一項第一号及び第二項第一号

第五十条第一項第一号及び第二項第一号

第五十一条第一項第一号及び第二項第一号

関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十一号）を、「取締役」の下に「執行役」を加え、同条第二項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第二十二条中「左」を「次」に改め、同条第一号中「取締役」の下に「執行役」を加える。

（農業協同組合法の一部改正）

第九条 農業協同組合法（昭和二十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「当該組合」の下に「理事若しくは使用人」を加え、「理事若しくは取締役又は」を「取締役、執行役若しくは」に改める。

第三十六条第十項中「附屬明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十七条の二第十項中「この条及び第一百一条において」を削り、「第一条」を「第二条第一項」に改める。

第三十九条第一項中「前項」との下に「同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「理事（農業協同組合法第三十条の二第四項組合ニ在リテハ經營管理委員」と」を加える。

第五十条の四中「及び第三十五条及び第三十六条まで」を、「第三十五条及び第三十六条」に改め、「第二百八十五条ノ一、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二」を削り、「第三十三条第二項第一項」に改め、「第三十四条及び」を削り、「第二百八十五条ノ七から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二」を「及び第三十三条第二項」に、「同法第三十三条第一項」を「同条第一項」に改め、「第三十四条及び」を削り、「第二百八十六条中「第二百六十八条规定ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第九十三条第三項規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百八十六条中「第二百六十八条规定ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第五条二規定スル」とあるのは「農業協同組合法第五条二規定スル

組合ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配當ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「農林水産省令」に改める。

第五十二条第一項第五号を次のように改める。

五 その他農林水産省令で定める額

第五十二条第一項第六号を削る。

第七十二条の二の中「及前項」との下に「同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「清算人（農業協同組合法第三十条の一第四項ノ組合ニ在リテハ經營管理委員」と」を加える。

第七十三条第一項中「前二条」を「第十四条（前二条於テ準用スル場合ヲ含ム）及第十五条」に改める。

第七十三条の十三第三第一項中「取締役」の下に「（委員会等設置会社（商法特例法第一条の二第十三項に規定する委員会等設置会社をいう。第八十一条第二項及び第八十九条第七号において同じ。）にあつては、執行役）」を加える。

第七十三条の十四第二項に後段として次のよう

に改める。

第七十三条第一項中「取締役」の下に「（委員会等設置会社（商法特例法第一条の二第十三項に規定する委員会等設置会社をいう。第八十一条第二項及び第八十九条第七号において同じ。）にあつては、執行役）」を加える。

第七十三条第一項中「取締役」の下に「（委員会等設置会社（商法特例法第二十九条の二第一項）にあつては、執行役）」を加える。

織する取締役、執行役及び代表執行役）」を加える。

第百条の二中「又は株式会社若しくは」を「株式会社の取締役若しくは執行役（商法第八十八条规定若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者を含む。」又は「に改め、「商法第八十八条第二項若しくは」を削り、「同法第二百五十八条第一項（有限会社法第三十二条において準用する場合を含む。）」を「有限会社法第三十二条において準用する商法第二百五十八条第二項」に改める。

第八十条第一項中「第四百九十八条第一項」の下に「（商法特例法第二十九条の二第一項）」を加える。

第七十三条第一項中「取締役」の下に「（若しくは執行役）」を加える。

第五十二条第二項中「取締役」の下に「（若しくは執行役）」を加える。

第七十三条第一項中「取締役」の下に「（委員会等設置会社（商法特例法第二十九条の二第一項）にあつては、執行役）」を加える。

款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号に、「及び第三項」を「中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員証券取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特別法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）二付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と、同条第三項に、「組織変更前」を「組織変更ノ決議ノ当時」に改め、同条第五項を次のように改める。

第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、同項の組織変更の後三年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

第一百一条の十の次に次の一条を加える。

第一百条の十の二 商法第二百九十二条ノ一第一項及び第三項の規定は第一百一条の九第三項において準用する同法第二百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という）をした者について、同法第一百九十三条第二項の規定は當該証明等をして者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百九十二条ノ一第一項中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「証券取引法第一百条の九第一項第四号」と「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第二百八十六条中「発起人」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

第一百条の九第二項において準用する商法同一項に、「同条第一号中「前条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第一号」に、「同条第三号」を「同項第一号」に改める。

第一百四十六条第一項中「第九十条」を「第九十一条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第九十一条第一号中「前条第一号」を「第九十一条第一号」に、「前条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第一号」に改める。

第一百四十七条の二中「仮取締役」の下に「、仮執行役」を加える。

第一百四十七条の二中「取締役」の下に「、執行役」を加える。

第一百四十七条中「及び仮取締役」を「、仮執行役」を加える。

第一百四十七条の三中「仮取締役」の下に「、仮執行役」を加える。

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の証券取引法第一号の九第三項において準用する商法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）の下に「商法改正法」といふ。（商法改正法）と

「同項第一号」を「第九十二条第一項」に、「同項第三号」を「第九十条第一項」と、同項第三号

が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

下に「（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特別法第二十二条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）」を加え、同項第八号口中「第一百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第一百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改める。

第一百五十六条の二十五第二項第四号口中「取締役」の下に「又は執行役」を加える。

第一百五十六条の三十一中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

第一百五十六条の二十五第二項第四号口中「取締役」の下に「又は執行役」を加える。

号」に改める。

第一百五十六条の二第一項第四号中「監査役」の下に「（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）」を加える。

第一百五十六条の四第二項第四号及び第一百五六条の十四中「取締役」の下に「、執行役」を加える。

第一百五十六条の二十五第二項第四号口中「取締役」の下に「又は執行役」を加える。

第一百五十六条の三十一中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

第一百五十六条第六項第四号中「要請」の下に「〔委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。〕」を加え、同項第四号の二中「〔委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。〕」を加える。

第一百五十七条第五項第四号中「決定したもの」の下に「〔委員会等設置会社にあつては、執行役の決定したものを含む。〕」を加え、同項第五号中「要請」の下に「〔委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。〕」を加える。

〔水産業協同組合法の一部改正〕

第三条 第十二条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）の一部を次のように改正する。
第三十四条第十一項中「五年間當該組合」の下に「の理事若しくは使用人」を加え、「理事若しくは取締役又は」を「取締役 執行役若しくは」に改める。
第四十条第十項中「附屬明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第四十四条第一項中「前項」との下に「、同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるの「理事（水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ經營管理委員）」と「を加える。

第五十四条の四中「及び第二十四条から第三十六条まで」を「第二十五条及び第三十六条」に改め、「、第二百八十五条ノ一、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二

百八十七条ノ二」を削り、「第三十三條第二項、

第二百八十五条ノ七から第二百八十六條ノ三まで及び第二百八十七条ノ二」を「及び第三十三條第二項」に、「同法第三十三條第一項」を「同

条第一項」に改め、「第三十四条及び」を削り、「同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十一

条の六第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、「同法第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並

二」であるのは「漁業協同組合ノ負担ニ帰すべき設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」を「第三十

四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「農林水産省令」に改める。

第五十六条第一項第五号を次のように改め

る。
五 その他農林水産省令で定める額
第五十六条第一項第六号を削る。

第七十七条中「及前項」との下に「同法

〔清算人（水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員）〕と」を加える。

第八十六条第二項中「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業生産組合」と」を削る。

第九十二条第三項中「漁業協同組合」とあるのは「漁業協同組合連合会」と削る。
第九十六条第三項中「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合」と」を削る。

第一百条第三項中「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と」を削る。
第一百条の六第三項中「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「共済水産業協同組合

連合会」と」を削る。

第一百三十条第二項中「第四百九十八条第一項」の下に「商法特例法第二十九条の二第一項」

三十六条まで」を「第三十五条及び第三十六条まで」を「第三十五条及び第三十六

条」に改め、「第二百八十五条ノ二（流動資産の評価）、第二百八十五条ノ四から第二百八

十六条ノ三まで（金銭債権等の評価、費用の繰延べ等）及び第二百八十七条ノ一（引当金）

及び「第三十四条及び」を削り、「同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子

会社（協同組合による金融事業に関する法律第

号）第三十九条及び第五十二条

（協同組合による金融事業に関する法律の一部

改正）

三 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第五十六条及び第七十八条

（協同組合による金融事業に関する法律の一部

改正）

四 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十四

号）第三十九条及び第五十二条

（協同組合による金融事業に関する法律の一部

改正）

五 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第五十六条及び第七十八条

（協同組合による金融事業に関する法律の一部

改正）

六 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十四

号）第三十九条及び第五十二条

（協同組合による金融事業に関する法律の一部

改正）

第六条第一項中「取締役」を「取締役等」に改める。

第六条の二第三項中「及び第三十四条から第

三十六条まで」を「第三十五条及び第三十六

条」に改め、「第二百八十五条ノ二（流動資

産の評価）、第二百八十五条ノ四から第二百八

十六条ノ三まで（金銭債権等の評価、費用の繰

延べ等）及び第二百八十七条ノ一（引当金）

及び「第三十四条及び」を削り、「同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子

会社（協同組合による金融事業に関する法律第

四条第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同

号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額並

但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並

ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号

但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並

ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号

但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並

ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号

但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並

ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号

但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並

ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号

但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並

ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号

務省令の定めるところによる。

（電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律の一部改正）

第十六条 電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和二十一年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十六条第二項本文」の下

に「（同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中

「第十六条第三項」の下に「（同法第二十二条の三十一第三項において準用する場合を含む。）」

を加える。

第二条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第三条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第十七条 船主相互保険組合法（昭和二十一年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項各号列記以外の部分中「第

百十三条第一項前段」を「第百十三条前段」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 その他内閣府令で定める額

第十四條第一項中「第三十四条第二号（固定資産の評価）」を削り、「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸

借対照表」を「及貸借対照表」と、同項第三号中「營業報告書」とあるのは「事業報告書」に

「若しくは」を「若ハ」に改め、「モノ」とあるのは「書類」との下に「同法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸

借対照表」を「及貸借対照表」と、同項第三号中「會計帳簿」とあるのは「財產目録及貸借

対照表」と、「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同

条第二項中「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸借対照表」を「及貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに第一項において準用する同法」を加える。

（商品取引所法の一部改正）

3 前項に定めるもののほか、法人が再評価を行つた資産の評価については、内閣府令・財

を「準用スル第二百四十三条第一項」に改める。

第一百五十五条第一項中「準用スル第三百四十三条」を「準用スル第三百四十三条第一項」に改め、「作りタル日」との下に「〔述アベキ旨と〕を加える。

第一百六十三条中「第六項並びに」を「第七項並びに」に改める。

第一百七十八条中「第一百条第一項」を「第三百七十六条第一項」に改める。

第一百八十二条中「第七十九条」を「第七十九条第一項及び第四項」に改め、「株主総会」の下に「〔ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。〕」を加え、「同法第八十一条」を「同条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条第一項に「又は監査役」を「重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社については、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」に改める。

第一百三十八条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第一百五十二条中「第一百三十九条の五第八項」を「第一百三十九条の五第八項」に改め、同条第二十九号中「第一百条」を「第三百七十六条第一項及び第二項」に改める。

投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正(正に伴う経過措置)

第一百五十二条会日より八週間前の日がこの法律の施行の日前である投資王総会に関する前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項において「新法」という)の規定の適用については、これらの規定を新法第一百六十三条第一項において準用する場合を含む。の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

第一百四十二条第一項において準用する新商法第二百三十二条ノ二第一項及び第二項(これらの規定を新法第一百六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

この法律の施行前に次に掲げる請求をした投

資主又は投資法人債権者(前条の規定による改

正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下の条において「旧法」という)第一百三十九条の三に規定する投資法人債権者をいう)旨及最終貸借対照表(開示する事項ニシテ法務省令ニ定ムモノ)とあるのは、「述アベキ旨」とを加える。

第一百六十三条中「第六項並びに」を「第七項並びに」に改める。

第一百七十八条中「第一百条第一項」を「第三百七十六条第一項」に改める。

第一百八十二条中「第七十九条」を「第七十九条第一項及び第四項」に改め、「株主総会」の下に「〔ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。〕」を加え、「同法第八十一条」を「同条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条第一項に「又は監査役」を「重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社については、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」に改める。

第一百三十八条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第一百五十二条中「第一百三十九条の五第八項」を「第一百三十九条の五第八項」に改め、同条第二十九号中「第一百条」を「第三百七十六条第一項及び第二項」に改める。

投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正(正に伴う経過措置)

第一百五十二条会日より八週間前の日がこの法律の施行の日前である投資王総会に関する前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項において「新法」という)の規定の適用については、これらの規定を新法第一百六十三条第一項において準用する場合を含む。の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

第一百四十二条第一項において準用する新商法第二百三十二条ノ二第一項及び第二項(これらの規定を新法第一百六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

この法律の施行前に次に掲げる請求をした投

(信用金庫法の一部改正)

第二十二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第五項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第三十七条第十項中「附属明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十七条の二第十項中「第一条」を「第二条第一項」に改め、「第三十二条第五項に規定する旧商法第二百三十七条第三項の請求」

一 旧法第九十四条第一項において準用する旧商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十九条の六第一項において準用する旧商法第三百二十条第五項において準用する旧商法第三百二十条第五項の請求

三 旧法第一百三十九条の六第一項において準用する旧商法第三百二十条第五項において準用する旧商法第二百三十七条第三項の請求

3 この法律の施行前に最低純資産額(旧法第六十七条第六項に規定する最低純資産額をいう)を減少させることを内容とする規約の変更の決議をした場合における公告及び債権者に対する催告並びに当該決議に係る最低純資産額の減少による変更の登記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

以下この項において同じ。)を減少させることは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」とを加える。

第三十九条中「から第二百六十条ノ一まで(取締役会)」を「取締役会の招集通知」、第二百五十九条ノ三(招集手続の省略)、第二百六十一条第一項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十条第一項及び第二項(取締役会の決議方法)に

第二百六十条ノ一(取締役会の決議方法)に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に「(同法第二百六十条第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「理事」と)を加える。

第五十五条の二中「及び第三十四条から第三十六条まで」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、「第二百八十五条ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五条ノ二(引当金)」の規定

等に改め、「第二百八十五条ノ二(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ一(引当金)」の規定

を、第五十四条の二第一項の債券を発行する全国を地区とする信用金庫連合会の計算について

は、同法第二百八十六条ノ四から第二百八十六

条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ一(引当金)」の規定

を、第五十四条の二第一項の債券を発行する全

国を地区とする信用金庫連合会の計算について

は、同法第二百八十六条ノ四から第二百八十六

条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ一(引当金)」の規定

を、第五十四条の二第一項の債券を発行する全

定スル子会社」と、同法第二百八十六条中「第六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「信用金庫法第二条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十一条ノ五中「社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券」と、同法第二百八十五条の二第一項ノ債券」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該債券」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」に改める。

第五十七条第一項第四号を次のように改め

第五十七条第一項第五号を削る。

第六十四条中「第四百十七条」を「第四百七十七条第一項及び第二項」に、「から第二百六十一条三まで(取締役会)」を「(取締役会の招集通知)、第二百五十九条ノ三(招集手続の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十条ノ二(取締役会の決議方法)、第二百六十条ノ三(監査役の取締役会出席義務等)」に改め、「本法」との下に「(同法第二百六十条第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「清算人」と)を加える。

第八十九条第一項中「取締役」を「取締役等」に改める。

第九十一条第一項中「取締役」の下に「(執行役)」を加え、同条第二項中「第四百九十八条第一項」の下に「(商法特例法第二十九条の二十一条の十四第七項第一号において準用する商法)に、「の取締役」を「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の二第十七項第五号において準用する場合を含む。)の取締役若しくは執行役」に改める。

第九十一条第一項中「取締役」の下に「(執行役)」を加え、同条第二項中「第四百九十八条第一項」の下に「(商法特例法第二十九条の二十一条の十四第七項第一号において準用する商法)に、「の取締役」を「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の二第十七項第五号において準用する場合を含む。)の取締役若しくは執行役」に改める。

第二十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第七百七十二条)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百三十一条」を「第二百三十二

は、同項第七号（監査役に関する部分に限る。）に代えて、商法特別法第二十一条の三十四各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第一百条の十五第一項中「取締役」の下に「（委員会等設置会社にあつては、執行役）を加える。

第一百条の十六第二項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十九条第一項及び第四百十五条第一項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

第一百条中「又は株式会社若しくは有限会社の取締役（商法第八十八条规定若しくは「株式会社の取締役若しくは執行役（商法第八十八条第三項若しくは商法特別法第二十条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ一又は同法第二百五十八条第二項（商法特別法第二十一条の十四第七項第五号において准用する場合を含む。）の職務代行者を含む。）又は有限会社の取締役〔に、「又は商法」を「又は有限会社法第三十二条において準用する商法」に改め、「（有限会社法第三十二条において準用する場合を含む。）」を削る。〕

第一百条中「又は監査委員（株式会社の監査等に関する商法の特例において准用する場合を含む。）」を削る。

第三十二条 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「代表取締役」の下に「又は監査委員（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員をいう。）の選定及び解職」を加える。

第十三条第一項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

（商業登記法の一部改正）
第三十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）の一部を次のように改正する。
（商業登記法の一部改正）

目次中「第二百三條」を「第二百一一条の二」に改める。

第七十九条を次のように改める。（添付書面の通則）

第七十九条 登記すべき事項につき株主総会（ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。）取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合においては、申請書に、前項の議事録に代えて当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）以下「商法特別法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）における登記すべき事項につき、商法特別法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

4 登記すべき事項につき会社に一定の額の純資産又は負債が存在し、又は存在しないことを要するときは、申請書に最終の貸借対照表を添付しなければならない。

（前項第一号）の下に「又は弁護士又は弁護士法人の証明」を「第一百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価」に改める。

第八十二条の二第三号中「決議」の下に「又は取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行の決定」を加える。

第八十七条第一号を次のように改める。

一 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したことは資本減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面。

第八十九条の三に次の二項を加える。

3 第七十九条第二項の規定は、第一項第一号及び前項（同号に関する部分に限る。）の場合について準用する。

第八十九条の三に次の一項を加える。

（資本減少による変更の登記）

第九十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、有限会社法第五十八条第二項において準用する商法第三百七十六条第一項の規定

述べた債権者があるときは、その者に対し弁済

代表執行役」を加え、同条の次に次の二条を加える。（重要財産委員会の登記）

第八十条の二 商法特別法第一条の三第一項に規定する重要財産委員会の登記の申請書には、重要財産委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

第八十一条を次のように改める。（取締役等の変更の登記）

第八十一条 取締役、代表取締役、重要財産委員又は監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役）の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

2 前項に規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

第八十二条の二号中「及び」を「並びに」に、

「第一百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明」を「第一百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価」に改める。

第八十二条の二第三号中「決議」の下に「又は取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行の決定」を加える。

第八十七条第一号を次のように改める。

一 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したことは資本減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面。

第八十九条の三に次の二項を加える。

3 第七十九条第二項の規定は、第一項第一号及び前項（同号に関する部分に限る。）の場合について準用する。

第八十九条の三に次の一項を加える。

（資本減少による変更の登記）

第九十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、有限会社法第五十八条第二項において準用する商法第三百七十六条第一項の規定

述べた債権者があるときは、その者に対し弁済

（前項第一項第二号に関する部分に限る。）の場合について、それぞれ準用する。

第八十九条の七第二項を次のように改める。

2 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項及び第三項の規定は前項第二号の場合について、それぞれ準用する。

第八十九条の八に次の二項を加える。

2 第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第二項及び第九十五条第一項の規定は、前項第二号の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第九十条に次の二項を加える。

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第九十一条第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第七十九条第二項及び第九十五条第一項の規定は、前項第一号（前条第一項第二号に規定する部分に限る。）の場合について準用する。

第九十四条の見出しを「（添付書面の通則）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 登記すべき事項につき有限会社法第四十二条第一項において準用する商法第二百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされる場合においては、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

第九十五条第二号中「第一百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明」を「第一百七十三条第二号の証明及び鑑定評価」に改める。

第九十七条を次のように改める。

（資本減少による変更の登記）

第九十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、有限会社法第五十八条第二項において準用する商法第三百七十六条第一項の規定

述べた債権者があるときは、その者に対し弁済

済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は資本減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

第九十七条の二第一項を次のように改める。
第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項及び第三項並びに第

九十四条第二項の規定は前項第一号の場合について、それぞれ準用する。

〔第八十九条の八第一項各号〕に改め、同条に次の二項を加える。

2 第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第一項の規定は、前項（第八十九条の八第一項第一号に関する部分に限る。）の場合

について準用する。

九十九条第一項第七号に改め 同條に次の二項を加える。

規定は、前項第一号の場合について準用する。

第一項第一号」に改め、同条第二号中「第九十一条第三号」を「第九十一条第一項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十九条第一項及び第九十四条第二項の規定は、前項第一号（前条第一項第一号に関する部分に限る。）の場合について準用する。

第三章第九節中第百二条の前に次の二条を加える。

(管轄の特例)
第一百二条の二　日本に営業所を設置していない
外国会社の日本における代表者の住所地は、

第一条の規定の適用については、営業所の所在地とみなす。

第百四条の見出しを「外国会社の營業所の設置」に改め、同条第一項中「外国会社の營業所の設置」を「商法第四百七十九条第一項（有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。）」の規

定による外國会社に、「添附し」を「添付し」と改め、同条第三項中「當該」を「日本における代表者を定めた旨又は日本に」に、「添附し」を「添付し」に、「添附を」を「添付を」に改める。

第一百五条第一項中「前項」を「前」項に、「すでに同項」を「既に前二項」に、「添附し」を添付しに、「同項」を「前二項」に、「添附を」を「添付を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 すべての日本における代表者が退任しようとする場合には、その登記の申請書には、前項の書面のほか、商法第四百八十三条ノ三第一項（有限会社法第七十六条において準用する場合を含む）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は退任してもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。ただし、当該外国会社が商法第四百八十五条第一項（同条第三項（有限会社法第七十六条において準用する場合を含む）及び有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定により清算の開始を命ぜられたときは、この限りでない。

第一百六条を次のように改める。

（準用規定）

第一百六条 第五十七条及び第五十八条の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。この場合において、次の各号に掲げる場合におけるこれらの規定の読み替えは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外国会社がすべての営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合 第五十八条第四項中「本店移転」とあるのは、「営業所の移転」と読み替えるものとする。

二 日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所

を他の登記所の管轄区域内に移転した場合 第五十七条及び第五十八条中「新所在地」とあるのは「新住所地」と、「旧所在地」とあるのは「旧住所地」と、同条第四項中

「本店移転」とあるのは「日本における代表者の住所の移転」と読み替えるものとする。

三 日本に営業所を設置していない外国会社
が他の登記所の管轄区域内に営業所を設置

した場合 第五十七条及び第五十八条中「新所在地」とあるのは「営業所の所在地」と、「旧所在地」とあるのは「日本における

る代表者の住所地」と、同条第四項中「本店移転」とあるのは、「営業所の設置」と読み替えるものとする。

四 日本に営業所を設置している外国会社がすべての営業所を閉鎖した場合（すべての

日本における代表者が退任しようとするときを除く。) 第五十七条规定第一項中「新所在地」とあるのは「日本における代表者の住地」とある。

所地」と、「旧所在地」とあるのは、「最後に閉鎖した営業所（複数あるときは、そのうちの一つ）」を指す。

いすれか、次項及び次条において同じ」とあるのは、「最後に閉鎖した営業所の所在地」とあるのは「同条第一項中「旧所在地」

地」と、第五十八条中「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所の所在地」と、「新所在地」とあるのは「日本における

表者の住所地」と、同条第四項中「本店移転」とあるのは「営業所の閉鎖」と読み替へ

「一項第三号」を加える。

第三十四条 商法改正附則第一条第一項に規定する場合における株式会社又は有限会社の設立の登記 新株発行による変更の登記及び資本増加による変更の登記の申請書に添付すべき資料

例による。

2 商法改正法附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる公告及び債権者に対する催告に係る資本減少による変更の登記、新設分割による設立の登記及び変更の登記、吸収分割による変更の登記並びに合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料に関する事項は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にすべての日本における営業所を閉鎖した外国会社の変更の登記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第三十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第十九号(一)ナを同号(一)ラとし、同号(一)ネを同号(一)ナとし、同号(一)ツ中「ソ」を「ツ」に改め、同号(一)ツを同号(一)ネとし、同号(一)ソを同号(一)ツとし、同号(一)レを同号(一)ソとし、同号(一)タを同号(一)レとし、同号(一)ヨ中「選任、取締役」の下に「執行役」を、「代表取締役、取締役」の下に「代表執行役、執行役」を加え、同号(一)ヨを同号(一)タとし、同号(一)カを同号(一)ヨとし、同号(一)ワ中「若しくは監査役」を「重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役」に改め、同号(一)ワを同号(一)カとし、同号(一)ヨの次に次のように加える。

ワ 重要財産 申請件数 一件につき

委員会の登記の申請と同時に申請するものを除く。

記(口、手及びトの登記)

三万円

別表第一 第十九号(一)イ中「ツ」を「ネ」に、「ワ」を「カ」に改め、同号(一)中「所在地」の下に「又

例による。							
2 商法改正法附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる公告及び債権者に対する催告に係る資本減少による変更の登記、新設分割による設立の登記及び変更の登記、吸収分割による変更の登記並びに合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料に関する事項は、この法律の施行後も、なお従前の例による。							
(登録免許税法の一部改正)							
第三十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。							
別表第一 第十九号(ナ)を同号(ラ)とし、同号(ネ)を同号(ナ)とし、同号(ソ)中「ソ」を「ツ」に改め、同号(ツ)を同号(ネ)とし、同号(ゾ)を同号(ツ)とし、同号(レ)を同号(ソ)とし、同号(タ)を同号(レ)とし、同号(ヨ)中「選任、取締役」の下に「執行役」を、「代表取締役、取締役」の下に「代表執行役、執行役」を加え、同号(ヨ)を同号(タ)とし、同号(カ)を同号(ヨ)とし、同号(ワ)中「若しくは監査役」を「重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役」に改め、同号(ワ)を同号(カ)とし、同号(ヲ)の次に次のように加える。							
ワ 重要財産 申請件数 一件につき							
委員会の登記の申請と同時に申請するものを除く。)							
記(ロ、ホ及びトの登記)							
三万円							

はその代表者の住所地」を加え、同号(3)イ中「登記」の下に「(口)の登記に該当するものを除く。」を加え、同号(3)ハを同号(3)ニとし、同号(3)ロ中「及びハ」を「(口)及びニ」に改め、同号(3)ロを同号(3)ハとし、同号(3)イの次に次のように加える。

口 営業所を 申請件数

一件につき
六万円

設置してい
ない場合の
外国会社の
登記又は當
該營業所を
設置してい
ない外国會
社が初めて
設置する一
の營業所の
設置の登記

下に「又はその代表者の住所地」を加える。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一
部改正)

第三十六条 金融機関の合併及び転換に関する法
律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次
のように改訂する。

第二十五条第一項中「取締役」の下に「若し
くは執行役」を加える。

第三十七条第一項中「において準用する同法」
を「若しくは株式会社の監査等に関する商法の
特別に関する法律(昭和四十九年法律第二十二
号)第二十一条の十四第七項第一号において準
用する商法」に改め、「第二百八十一条第一項」
の下に「及び株式会社の監査等に関する商法の
特別に関する法律(昭和四十九年法律第二十二
号)第二十一条の十四第七項第五号において加
入する法律(昭和四十九年法律第五号)」の一部を
次のように改正する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第三十七条 外国証券業者に関する法律(昭和四
十六年法律第五号)の一部を次のように改正す
る。

第四条第一項第三号中「取締役」の下に「執
行役」を加える。

第十四条第一項中「親銀行為等の取締役」及び
「の取締役」の下に「若しくは執行役」を、「証
券会社の取締役」の下に「又は執行役」を加え
る。

(預金保険法の一部改正)

第三十八条 預金保険法(昭和四十六年法律第三
十四号)の一部を次のように改訂する。

第三十七条第三項中「取締役」を「取締役
及び監査役(破綻金融機関が株式会社の監査等
に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九
年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。)
第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社
(以下「委員会等設置会社」という。)である場
合にあつては取締役及び執行役」に「理事」、
監査役(破綻金融機関が信用金庫等である場合
にあつては、監事)及び「を「理事及び監事」
並びに」に改める。

第七十七条第一項中「第一百八十九条第三項」
を「第二百八十九条第四項」に改め、「取締役」
の下に「及び執行役」を加え、「理事。以下こ
の章において同じ。」を「理事」に改める。

第八十一条第一項中「監査役」を「及び
監査役(被管理金融機関が委員会等設置会社で
ある場合にあつては取締役及び執行役、」に、
「監事。以下この章において同じ。」及び「を
「理事及び監事。第八十七条第五項において同
じ。」並びに」に改める。

第八十三条第一項中「監査役」の下に「(被
管理金融機関が委員会等設置会社である場合に
あつては取締役又は執行役、被管理金融機関が
信用金庫等である場合にあつては理事又は監
事」を加える。

第三十七条第一項中「(同法」を「及び第二
百五十七条ノ三第一項(これららの規定を同法」
に改め、「含む。」の下に「商法特例法第一
十一条の十三第六項」を加え、「及び」を「並
びに」に改め、「監査役」の下に「(被管理金融
機関が委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)にあつては、執行役」を加える。

機関が委員会等設置会社である場合にあつては
取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫
等である場合にあつては理事又は監事。次項に
おいて同じ。」を加え、同条第四項中「(同法」
を「及び第二百五十七条ノ二第一項本文(これ
らの規定を同法」に改め、「含む。」の下に「商
法特例法第二十一條の十三第一項」を加え、「及
び」を「並びに」に改め、同条第五項中「選
任時」を「選任時」に改め、「時に」の下に「執
行役は選任時の属する営業年度の終了後最初に
招集される定期総会が終結した後最初に開催さ
れる取締役会の終結の時に」を加える。

第八十九条中「第三百七十六条第二項におい
て準用する同法第百条」を「第三百七十六条第
一項」に改める。

第一百十二条に次の二項を加える。
5 特別危機管理銀行が商法第二百二十二条第
七項の定款の定めをしているときは、当該定
めは、公告時において廃止されたものとみな
す。

第一百十四条第一項中「含む。」の下に「及び
商法特例法第二十二条の十三第一項」を、「取
締役」の下に「執行役」を加え、同条第二項
の下に「(同法」を「及び第二百八十九条第四
項」に改め、「当該決議」の下に「又は決定」
に「又は執行役」を加える。

第三十四条第一項中「取締役」の下に「執
行役」を加える。

第三十五条第一項中「又は取締役会の決議」
を「若しくは取締役会の決議又は執行役の決定」
に改め、「当該決議」の下に「又は決定」を加
える。

第四十七条第一項中「日本に支店又は代理店
を設けて」を削り、同条第二項中「第二章の二」
の下に「第十八条第二項」を加える。

第五十二条に次の二項を加える。

4 第四条第一項の免許を受けた外国銀行につ
いては、商法第四百八十三条ノ三(外国会社
の代表者の退任に関する債権者の異議)の規
定は、適用しない。

第五十二条第一項中「取締役」の下に「(株
式会社の監査等に関する商法の特例に関する法
律(昭和四九年法律第二十二号)以下「商法
特例法」という。)第一条の二第三項に規定す
る委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」と
いう。)にあつては、執行役」を加える。

第五十二条の三十九第一項中「取締役」の下に「又
は商法特例法第二十二条の二十六第一項(計算書
類の作成等)」を加える。

第七条の二の見出しを「(取締役等の適格性)」
に改め、同条中「取締役」の下に「(委員会等
設置会社にあつては、執行役」を加える。

第十四条の見出し中「取締役」を「取締役等」
に改め、同条第一項中「取締役」の下に「又は
執行役」を加え、同条第二項中「銀行の取締役」
の下に「又は執行役」を、「取引」の下に「(商
法特例法第二十二条の十四第七項第五号におい
て準用する場合を含む。)」を加え、「同法」を「商
法」に改める。

第二十二条中「作成」の下に「又は商法特
例法第二十二条の二十六第一項(計算書類の作
成等)」を加える。

第二十七条中「取締役」の下に「執
行役」を加える。

第三十四条第一項中「取締役」の下に「執
行役」を加える。

第三十五条第一項中「又は取締役会の決議」
を「若しくは取締役会の決議又は執行役の決定」
に改め、「当該決議」の下に「又は決定」を加
える。

第三十六条第一項中「取締役」の下に「執
行役」を加える。

第三十七条第一項中「日本に支店又は代理店
を設けて」を削り、同条第二項中「第二章の二」
の下に「第十八条第二項」を加える。

第五十二条に次の二項を加える。

4 第四条第一項の免許を受けた外国銀行につ
いては、商法第四百八十三条ノ三(外国会社
の代表者の退任に関する債権者の異議)の規
定は、適用しない。

第五十二条第一項中「取締役」の下に「又
は商法特例法第二十二条の二十六第一項(計算書
類の作成等)」を加える。

の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、執行役」を加える。

第三十四条の十二第二項中「から第四項まで及び第七項」を「第二項、第四項、第七項及び第九項」に改め、「発行価額」との下に「、同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第一百六十六号第十九項」とあるのは「第二百六十六号第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の八第七項に規定する監査委員）」とする。

第十一条、第十九条、第二十三条及
び附則第十五条

監査役

執行役

第十五条
監査役

執行役
項目に規定する監査委員

第二十六条
取締役

執行役

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第四十三条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号中「監査役」の下に「（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）」

の二第三項に規定する委員会等設置会社（第三十条において「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役」を加える。

第三十条中「取締役」の下に「委員会等設置会社にあつては執行役」を加え、「については、」を「あつては」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第四十四条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を、「解任」の下に「又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）」の下に「取締役」を次のように改正する。

（鉄道事業法の一部改正）

第十六条第一項、第十九条及び第二十条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

（鉄道事業法の一部改正）

第四十五条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九

十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「の適用がある」を「により鉄道事業者が同項の損失及び費用に相当する額を貸借対照表の資産の部に計上した」に改め、「第二百九十条第一項」の下に「及び第二百九十二条ノ五第三項」を加え、「同項第四号中「第二百八十六号ノ一及第二百八十六号ノ三」をこれららの規定中「左ノ金額」に、「第二百八十六号ノ二及第二百八十六号ノ三並ニ」を「左ノ金額及」に改め、「第二十条第二項」の下に「ノ規定ニ依り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額」を加える。

（金融先物取引法の一部改正）

第四十六条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七条）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「代表取締役」の下に「、執行役、代表執行役」を、「仮代表取締役」の下に「、仮執行役、仮代表執行役」を加え、同条第三項中「第二百八十一条第一項」の下に「並

びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第一條の二第二項ニ規定ス

ル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ付キ商法第二百八十一条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為

ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ」とある

のは「組織変更後ノ株式会社金融先物取引所ノ取締役」と、同条第三項に、「組織変更前」を「組織変更ノ決議ノ當時」に改め、同条第五十五条第三項を加える。

第九条の三第一項中「仮代表取締役」の下に「、仮執行役、仮代表執行役」を加える。

（商法特例法第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社の監査等に関する法律の一部改正）

第三十四条の八第一項中「取締役」の下に「（商

法特例法第一條の二第三項に規定する委員会等

均等額以上の償却をしなければならない。
第三十四条の十三の次に次の二条を加える。
（現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任）

第三十四条の十三の二 商法第百九十二条ノ二第一項及び第三項の規定は第三十四条の十二第二項において準用する同法第百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について、同法第百九十二条ノ二第一項中「第百六十八号第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「組織変更計画書」と、同法第百九十二条ノ二第一項中「第百六十八号又ハ第六号」とあり、及び「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同条第三項「同項第三項中「同項第二項」を「同項第二項第五号又ハ第六号」とあり、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同条第三項「同項第三項中「同項第二項」を「同項第二号中「第一項第一号」に、「とあり、「第百六十八号第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同法第百九十二条ノ二第一項中「第百六十八号第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「金融先物取引所ノ理事長及理事」とあるのは「会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとす

る。

2 第三十四条の十二第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

第三十四条の十七第二項第六号中「監査役」の下に「（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十二条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）を加え、同項第八号口中「第百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第百七十三条第一項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改める。

第三十四条の十八第二項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十九条第一項及び第四百十五条第二項中「取締役」と

あるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

第九十条の三第一項第四号中「監査役」の下に「委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役」を加える。

第九十条の四第二項第三号及び第九十条の四中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第九十八条第一項及び第一百一条の三中「仮取締役」の下に「仮執行役」を加える。

(金融先物取引法の一部改正に伴う経過措置) 第四十七条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の金融先物取引法第三十四条の十二第二項において準用する旧商法第七百七十三条第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、前条の規定による改正後の金融先物取引法(以下この条において「新法」という。)第三十四条の十一第三項において準用する新商法第七百七十三条第三項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、新法第三十四条の十二第四項において準用する新商法第七百七十三条ノ一第一項及び新法第三十四条の十七第二項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、新法第三十四条の十三の二の規定は、適用しない。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第四十八条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第三号中「監査役」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一條

の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役」を加える。

第十三条第一項第四号中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第三十三条第一項中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正) 第四十九条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第十号中「取締役若しくは」を「取締役、執行役若しくは」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正) 第五十条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のようにより改正する。

第九条第一項第一号中「(明治三十一年法律第十四号)」を削る。

第十九条第一項第五号を削る。

第二十一条第一項第一号中「(明治三十一年法律第十四号)」を削る。

第二十五条第一項中「質権者」との下に「同法主」とあるのは「質権者」とを加える。

第三十条中「第二百三十条」を「第二百八十九条ノ三十四ノ二」に改める。

第三十五条中「第二百三十二条第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改める。

第三十八条第三項第一号から第五号までの規定中「及び第四号」を削り、同項第七号中「及び第五号」を削り、同項第七号中「及び第五号」及び「これらの規定を」を削る。

第四十五条の見出しを「(主管行政庁等)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣

二 商工組合中央金庫 経済産業大臣及び財務大臣

三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法

第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣

四 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣

件手続法(明治二十一年法律第十四号)第百一十六条第一項(管轄裁判所)及び第百三十二条

六 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

七 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水产加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

第五十四条第二項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第十九条第一項第四号を次のように改める。

四 その他主務省令で定める額

第十九条第一項第五号を削る。

第二十一条第一項第一号中「(明治三十一年法律第十四号)」を削る。

第二十五条第一項中「質権者」との下に「同法主」とあるのは「質権者」とを加える。

第三十条中「第二百三十条」を「第二百八十九条ノ三十四ノ二」に改める。

第三十五条中「第二百三十二条第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改める。

第三十八条第三項第一号から第五号までの規定中「及び第四号」を削り、同項第七号中「及び第五号」を削り、同項第七号中「及び第五号」及び「これらの規定を」を削る。

第四十五条の見出しを「(主管行政庁等)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律における主務省令は、次の各号に

規定する「(株券)」とあるのは「優先出資証券」と、「株券(第三項ノ株券ヲ除ク)」に改め、「優先出資者名簿」との下に「、同法第二百二十条第四項中「第一項ノ」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項各号ニ掲タル」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「同項ノ代金ヲ交付スル」とあるのは「消却ニ伴フ支払ヲ為ス」とを加える。

第十八条第一項中「取締役」の下に「執行役」を加え、同条第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第八条の二の見出しを「(取締役等の適格性)」に改め、同条中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を加える。

第九条第一項及び第十条中「第二百三十三条第一項後段」を「第二百三十三条後段」に改める。

第十二条第二項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。」を「商法特例法」に改め、「要旨」の下に「(商法特例法第二十二条の三十一第三項(定時総会における計算書類の取扱い等)において準用する場合を含む。)」を加え、「交付」及び「を「交付」」

に改め、「行使」の下に「及び第二十一条の二

十八第四項（会計監査人の監査報告書）（商法特例法第二十一条の二十九第三項（監査委員会の監査報告書）において準用する場合を含む。）」

を加える。

第十五条第一項中「第一百三十三条第一項前段」

を「第一百三十三条前段」に改め、同条第三項を次

のよう改める。

3 会社に対する商法第二百九十条第一項第四

号（利益の配当）及び第二百九十三条规定の規定の適用について、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第十六条の二第一項中「取締役」の下に「（委員会等設置会社にあつては、執行役。次条第九項において同じ。）」を加える。

第十七条第五項中「三百七十六条第二項（資本の減少）において準用する同法第一百条（）」を「第三百七十六条第一項（資本の減少に関する事項）において同じ。」を加える。

第十八条中「及び第七十九条」を「並びに

第七十九条第一項、第二項及び第四項」に、同

条第五号中「第一百七十三条第三項前段（発起設立における検査役の調査を必要とする場合）の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第一百七

三条第二項第三号（財産価格の証明者の証明等）の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改める。

第三十条中「から第一百九十六条まで」を「か

ら第一百九十八条まで」に、「並びに発起人」を

「発起人」に、「」及び第一百九十八条（）を「財産価格の証明者等の責任並びに」に改め、「第一百九十二条ノ二第一項」の下に「（同法第一百九十七条において準用する場合を含む。）」を「（準用スル）」に改める。

第二十一条第一項中「から第三十六条まで」を「から第三十三条ノ一まで、第三十五条及び第三十六条」に改める。

第二十二条第一項中「（）」を「（）」に改め、「（）」を「（）」に改める。

第二十三条第一項中「（）」を「（）」に改め、「（）」を「（）」に改める。

第二十四条第一項中「（）」を「（）」に改め、「（）」を「（）」に改める。

第二十五条第一項中「（）」を「（）」に改め、「（）」を「（）」に改める。

第二十六条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第二十七条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第二十八条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第二十九条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十一条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十二条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十三条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十四条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十五条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十六条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十七条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十八条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第三十九条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十一条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十二条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十三条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十四条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十五条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十六条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十七条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十八条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十九条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十一条第一項中「（）」を「（）」に改める。

「とあるのは「同号」と、同項第一号及び第三号に、「第一百七十三条第二項」を「第一百七十三条第二項第一号及第二号」に、「同項」を「此のよう改める。」「執行役又は支配人」に、「又はその会社」を「若しくは執行役又はその会社」に改め、同項第六号中「第一百七十三条第一項後段」を「第一百七十三条第二項」に改め、同項第七号中「商法第二百八十三条第五項又は」を削り、「これらの項」を「同項」に改める。

第二十八条中「及び第七十九条」を「並びに

第七十九条第一項、第二項及び第四項」に、同

条第五号中「第一百七十三条第三項前段（発起設立における検査役の調査を必要とする場合）」を「同項」に改める。

第二十九条第一項「並びに第七十九条」を「並びに（）」に改め、「かつ」の下に「その総代又は代理人は」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第四十四条第一項中「一人」を「一人」に改め、「かつ」の下に「その総代又は代理人は」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第四十五条第一項中「六週間」を「八週間」に改める。

第四十六条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十七条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十八条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第四十九条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十一条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十二条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十三条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十四条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十五条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十六条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十七条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十八条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第五十九条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十一条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十二条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十三条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十四条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十五条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十六条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十七条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十八条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第六十九条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十一条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十二条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十三条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十四条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十五条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十六条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十七条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十八条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第七十九条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第八十条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第八十一条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第八十二条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第八十三条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第八十四条第一項中「（）」を「（）」に改める。

第八十五条第一項中「（）」を「（）」に改める。

に株主総会の決議の省略」を加え、「第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条各号のいずれかに該当する相互会社でその社員の数が千人以上のもの」を「社員の数が千人以上の相互会社」に改め、「総額」との下に「、同一法第二百五十三条第一項中「電磁的記録」、第三百六十三条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項（有限公司）に於テ準用スル場合ヲ含ム」二規定スル書面又ハ電磁的記録」とあるのは「電磁的記録」とを「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

3 その他内閣府令で定める額

第五十五条第二項中「第一百七十三条第一項前段第五十五条第二項第六号を削る。

第五十六条第一項前段を次のように改める。

第五十九条第一項前段を次のように改める。

第五十九条第一項第六号を削る。

第十八条の二から第十八条の四まで（監査役会の組織等、監査役会の決議方法等及び監査役の損害賠償責任）並びに第十九条第一項（商法の特例等）の規定は、相互会社について準用する。

会社の」に、「定時総代会。以下この章」を「定時総代会。以下この節」に、「商法第三十三条规定ノ二第一項」とあるのは「保険業法第五十二条第一項」を「電磁的記録で」とあるのは「電磁的記録(保険業法第五十二条第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。)」に改め、「商法特例法第十七条中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」との下に、「商法特例法第十八条の三第二項中「商法」とあるのは「保険業法第五十二条第二項において準用する商法」とを加え、「商法特例法第二十条及び第二十一条中「定期総会」とあるのは「定期社員総会」と、「同条」とあるのは「同条 第二条第一項から第四項まで及び第四条」と削り、同条第二項中「同法第二百八十三条第四項」を「商法特例法第六条第二項」に、「要旨の」を「要旨に記載し、又は記録すべき事項及びその」に改める。

第六十条第三項中「及び第七十九条」を「並びに第七十九条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第六十五条中「第七十九条」を「第七十
九条第一項、第二項及び第四項」に、「及び第
百七条」を「並びに第百七条」に改め、「株主
総会」の下に「(ある種類の)株主の総会を含む。
以下同じ。」を、「総代会」との下に「(同
条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第四
十一条において準用する商法第二百五十三条第
一項」と、同条第四項中「純資産又は負債」と
あるのは「純資産」と、同法第八十一条第一項
中「重要財産委員又は監査役(委員会等設置会
社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又
は代表執行役)」とあるのは「又は監査役」と
を加える。

第六十九条の二に次の一項を加える。
4 株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

本の減少)において準用する同法」を「第一三百七十六条第一項(資本の減少に関する債権者の異議)」に、「商法」を「商法第一百条(債権者の異議)」に改める。

第七十三条第三項中「第一百八十九条第三項中の下に「第二百三十二条第一項乃至第三項」とあるのは「第二百三十二条第一項本文、第二項及第三項」と、」を加え、「第一百八十九条第三項において準用する同法第二百四十四条第六項中「前項ニ掲タルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タルモノ(子会社ガ有限公司ナルトキハ有限公司法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲タルモノ)」とあるのは「前項ニ掲タルモノ」と読み替えるものとする」を「第二百三十八条中「監査役」とあるのは「監査役(委員会等設置会社ニ在リテハ監査委員会)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める」に改め、同条第四項中「第二百三十二条第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改める。

第七十六条第五項中「決議」との下に「同条第四項において準用する商法第二百三十九条第六項中「取締役」とあるのは「取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」と、」を加え、「商法」を「同法」に改める。

第七十七条第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあっては、執行役。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第七十七条第二項第二号」との下に「、第二百三十二条第一項において準用する同法第二百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「株式会社ノ取締役若ハ執行役又ハ組織変更後ノ相互会社ノ取締役」とを、「株式会社ノ取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル執行役ヲ含ム)」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による基金の募集のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、

第七十六条第五項中「会社法」と「同一」同
条第四項において準用する商法第二百三十九条
第六項中「取締役」とあるのは「取締役（委員
会等設置会社ニ在リテハ執行役）」とを加え、
「商法」を「同法」に改める。

第七十七条第一項中「取締役」の下に「（委
員会等設置会社にあつては、執行役。次項にお
いて同じ。）」を加え、同条第三項中「第七十七
条第二項第一号」と「の下に、」「第二十三条第
四項において準用する同法第二百八十九条第一項
中「発起人又ハ取締役」とあるのは「株式会社
ノ取締役若ハ執行役又ハ組織変更後ノ相互会社
ノ取締役」とを、「株式会社ノ取締役」の下

第七十八条第三項中「取締役」の下に「又ハ執行役」を加える。

第八十六条第四項中「第二百三十二条第一項本文」を「第二百三十二条第一項本文」に改め、同条第五項中「及び第五号」を「から第五号の二まで」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 前号の株式を買い受けたときは、買受けの方法その他の当該買受けに関する内閣府令で定める事項

第八十六条の二に次の一項を加える。

3 組織変更後の株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日から当該日後六月を経過する日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

第九十二条の一第一項中「から第四項まで及び第七項」を「、第二項、第四項、第七項及び第九項」に改め、「及び第四項」の下に「から第七項まで」を、「発行価額」との下に「、同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「第二百六十六条第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」とを、「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」の下に「若ハ執行役」を加え、同条第四項中「検査役の調査」を「現物出資の調査等」に、「同項第一項」を「同条第一項第一号」に、「とあり、」と、「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「保険業法第九十一条の二第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三項」を「とあるのは「同号」と、同項第一号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「保険業法第九十一条の二第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号」に、「読

内閣府令で定めるところにより償却しなければならない。

第七十八條第三項中「取締役」の下に「又ハ執行役」を加える。

第八十六條第四項中「第一百三十二条第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改め、同条第五項中「及び第五号」を「から第五号の二まで」に改め、同項第五号の次に次の一号を加え
る。

五の二 前号の格式を買ひ受けたときは 買
受けの方法その他當該買受けに關し内閣府
令で定める事項

3 第八十六条の二に次の二項を加える。
組織変更後の株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日から当該日

後六月を経過する日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

のは「執行役」といふ
第九十二条の二第二項中「から第四項まで及び第七項」を「第一項、第四項、第七項及び

第九項」に改め、「及び第四項」の下に「から
第七項まで」を、「発行価額」との下に「同
項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締

役、執行役若ハ」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「第二百六十六条第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第

二十一條の十七第五項ニテ準用スル場合ヲ含ム」とを「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」の下に「若ハ執行役」を加え、同条第四項中「檢

査役の調査」を「現物出資の調査等」に、「同条第二項」を「同条第一項第一号」に、「とあり、
（きよ）へ、（をも）へ（一頁居）ヨリテ、第ハナニコト

第一百六十九条第一項第五号又ハ第六号」とあり、及び「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同条第三項」を「とあるのは「同号」

と、同項第二号中「第一百六十八条规定第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「保險業法第九十二条の二第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組

織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号に、「読

第七十条第二項中「第三百七十六條第二項（資

上することができる。この場合においては

及び第二項（株式の評価）を「第二百八十五条（財産評価に関する特別）」に改める。

7 第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国保険会社等（外国相互会社を除く。）については、商法第四百八十三条ノ三（外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議）の規定は、適用しない。

第二百十三条规定第一項中「営業所閉鎖命令」「取引禁止命令等」に、「第四百八十五条」を「第四百八十五条第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四百八十四条第一項中「外国会社が日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト及其次ノ営業所」とあるのは「日本

國相互会社の事務所の設置」と、同法第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第五条第三項中「前一項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前一項」とあるのは「既に同項」と読み替えるものとする。

第二百十七条规定後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百一十六条第四項中「取引ヲ繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ営業所」とあるのは「外国相互会社ノ日本国内ノ事務所」と、「所在地（営業所ヲ設ケザル場合ニ於テハ日本ニ於ケル代表者ノ住所地）」とあるのは「所在地」と、同法第一百三十五条ノ九第二項中「外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ其ノ営業所」とあるのは「外国相互会社ノ日本国内ノ事務所」と読み替えるものとする。

第二百七十七条の二十六中「作成」の下に「又は商法特例法第二十二条の二十六第一項（計算書類の作成等）」を加える。

第二百七十七条の二十六第一項（計算書類の作成等）」を加える。

第二百七十七条の三十第一項（第三百三十七条）を「第二百八十九条第四項」に改め、「取締役」の下に「及び執行役」を加える。

第二百四十九条の二第一項及び第二百四十九条の二第一項中「第二百四十七条の四第一項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三十三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三十三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三十三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三十三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三十三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三十三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三十三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

第二百四十九条の三第三項中「第二百五十七条、第五十八条（本店移転の登記）、第一百三十三条（申請人、第一百四条（外国会社の登記）、第一百五十五条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第一百七条）に改め、「外國会社の登記」、ノ日本国内ノ事務所ヲ閉鎖シタル」と読み替えるものとする。

この条において「新法」という。第二十六

条第四項において準用する新商法第二百八十一

条第二項において準用する新商法第二百七十三

条第二項

二 新法第四十一条及び第四十九条において準

用する新商法第二百四十六条第三項において

準用する新商法第二百七十三条第三項

三 新法第四十一条及び第四十九条において準

用する新商法第二百四十六条第四項

四 新法第九十二条の二第四項において準用す

る新商法第二百七十三条第三項

前項に規定する場合における同項に規定する

鑑定評価を記載し、又は記録した資料について

は、次に掲げる規定は、適用しない。

一 新法第二十六条第四項において準用する新

商法第二百八十二条第三項及び第二百八十四条第

二項

二 新法第二十八条

三 新法第四十一条及び第四十九条において準

用する新商法第二百四十六条第三項において

準用する新商法第二百八十二条第三項及び第二百

八十四条第二項

四 新法第九十二条の二第五项において準用す

る新商法第二百四十六条第三項において

準用する新商法第二百八十二条第三項及び第二百

九十五条第二項

三 第一項に規定する場合における同項に規定す

る証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に

規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及

び責任については、次に掲げる規定は、適用し

ない。

一 新法第三十条において準用する新商法第二百

九十七条

二 新法第四十一条及び第四十九条において準

用する新商法第二百四十六条第三項において

準用する新商法第二百九十七条

三 新法第九十二条の二の二

会日より八週間前の日がこの法律の施行の日

前である社員総会又は総代会（新法第四十二条

第一項に規定する総代会をいう。）に関する次

に掲げる規定の適用については、これらの規定

中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

二 新法第三十八条第二項又は第四十五条第二

項（これらの規定を新法第二百八十三条第一項

において準用する場合を含む。）において準

用する場合を含む。）

行役、代表執行役」を加える。

（政令への委任）

第十八条の十七第二項中「第一百八十三条

を「、第百八十三条第一項」に改める。

第十八条の十九第一項中「株式会社の取締会、

監査役の下に「、執行役、代表執行役」

を加える。

（政令への委任）

第百六十条の七十一中「、同法第二百七十八条

第二項中「商法第三十四条第一号、」とあるの

は「保険業法第二十一条第一項において準用す

る商法第三十四条第一号並びに保険業法第五十

九条第一項において準用する商法」とを削り、

「第一百八十二条第一項中「商法第三十四条第二

号」とあるのは「保険業法第二十一条第一項

において準用する商法第三十四条第二号並びに

「第一百八十二条第一項中「商法第三十四条第二

号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する

法律第六条の二第三項、信用金庫法第五十五条

の二又は労働金庫法第五十九条の二の規定にお

された」とあるのは「記載された」に、「商法」

における「記載された」に、「商法」

とあるのは「協同組合による金融事業に関する

法律第六条の二第三項、信用金庫法第五十五条

の二又は労働金庫法第五十九条の二の規定にお

いて準用する商法」を「記載され、又は記録

された」とあるのは「記載された」に、「商法」

を加える。

（政令への委任）

第二百五十二条の二銀行、新株式会社又は組織

変更後の株式会社が委員会等設置会社である

場合におけるこの節の規定の適用に関し必要

な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第二百六十条の七十一中「、同法第二百七十八条

第二項中「商法第三十四条第一号、」とあるの

は「保険業法第二十一条第一項において準用す

る商法第三十四条第一号並びに保険業法第五十

九条第一項において準用する商法」とを削り、

「第一百八十二条第一項中「商法第三十四条第二

号」とあるのは「保険業法第二十一条第一項

において準用する商法第三十四条第二号並びに

「第一百八十二条第一項中「商法第三十四条第二

号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する

法律第六条の二第三項、信用金庫法第五十五条

の二又は労働金庫法第五十九条の二の規定にお

いて準用する商法」を「記載され、又は記録

された」とあるのは「記載された」に、「商法」

とあるのは「協同組合による金融事業に関する

第一百六十条の百二十六の三第二項及び第一百六十条の百二十七第二項中「第三百四十二条ノ十ノ第三項」を「第三百四十二条ノ十五第四項」に改める。

第三章の二第八節中第一百六十条の百四十二条の二に次の一項を加える。
（政令への委任）

第一百六十条の百四十二条の二 第百六十条の九十二に規定する株式会社、組織変更後の株式会社、第百六十条の九十九に規定する株式会社又は第百六十条の百第一号若しくは第一百六十条の百二に規定する新株式会社が委員会等設置会社である場合におけるこの節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百九十九条第二項中「若しくは取締役」を「取締役若しくは執行役」に改める。

第一百九十九条の二第二項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第一百一一条第一項中「若しくは取締役」を「取締役若しくは執行役」に改める。

第二百二十二条第一項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十五条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第二百二十一号）の一部を次のように改める。

第六条第一項中「取締役」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）。第十四条において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあっては、執行役。次条第五項において同じ。」を加える。

第七条第二項及び第四項中「商法」の下に「第四百十三条ノ四第二項において準用する同法」を加える。

第十四条中「取締役」の下に「、執行役」を

加え、「第一百五十八条第二項」を「商法特例法第二十二条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二項（商法特例法第二十二条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」に改める。

（土地の再評価に関する法律の一部改正）

第五十六条 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）の一部を次のように改正す

る。

第三条第一項中「第三十四条第二号」を「第二百八十五条」に改め、「以下同じ。」を削り、同項第一号中「第一条に規定する株式会社（同条）を「第一条の二第一項に規定する大企業（同法第二条第一項）に改める。

第八条第二項中「商法第三十四条第二号の規定」を「予測することができない減損が生じたこと」に改める。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第五十七条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正是する。

（第十三条中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を、「解任」の下に「又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十二条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職」を加える。）

（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第五十八条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の一部を次のように改正是する。

（昭和四十九年法律第二十二号）。第十四条において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあっては、執行役。次条第五項において同じ。」を加える。

第七条第二項及び第四項中「商法」の下に「第四百七十九条第一項（有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。）」の規定による登記をした外国会社であって日本に営業所を設けていないものにあっては、日本における代

表者の住所。第九条第一項並びに第十条第一項において準用するこの号及び第九条第一項において同じ。」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一項改正）

第五十九条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）の一部を次のように改正す

る。

（第十九条第一項）に「並びに「並びに（土地の再評価に関する法律の一部改正）」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一項改正）

第五十九条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）の一部を次のように改正す

る。

（第十九条第一項）に「並びに「並びに（土地の再評価に関する法律の一部改正）」を加える。

テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一一条の三第二項」と、同条第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第一項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十八条の二第二項ニ於テ準用スル第二百三十九条ノ二第四項又ハ同法第五十九条第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第二項」と、同項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ三第六項に、「において準用する同法第二百三十九条第七項（第一号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」を「中「第七項（第一号ヲ除ク）」と、同項において準用する同法第二百三十九条第七項各号列記以外の部分中「株主」とあるのは「社員」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第六十一条第三項中「第二百七十三第三項（弁護士又は弁護士法人）を「第二百七十三第二項（第一号及び第二号を除く。）及び第三項（第二号を除く。）並びに第二百四十六条第四項（財産価格の証明者）に、「第二百七十三第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明を記載し、又は記録した資料」を「第二百七十三第二項第三号の証明を記載し、又は記録した資料（この項において準用する同号に規定する財産が不動産であるときは、この項において準用する同号の鑑定評価を記載し、又は記録した資料を含む。）について、第二十二一条第三項（同法第二百九十二条ノ二第一項及び第三項を準用する部分を除く。）及び第四項の規定はこの項において準用する同法第二百七十三条第二項第三号の証明又は記録した資料」を「第二百九十八条」に、「第二百八十四条」及び「第二百八十五条第七項を次のように改める。
7 第一項第一号から第三号までに掲げる資料及び同項の附屬明細書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。
第八十七条第一項第二号及び第九十一条第三項中「取締役」の下に「執行役」を加える。
第九十三条第十項第三号中「第四項第六号」を削る。

第三条第三項中「同号中」を「ノ財産」を「二十九条第五項」に、「第一条」を「第二条第一項」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「其ノ契約ニ係ル」に改め、「とあり、及び「其ノ事項」を削る。
第六十二条中「招集地」の下に「第二百三十六条（招集手続の省略）」を、「この場合において」の下に「同法第二百三十六条中「総会ハ」とあるのは「社員総会（資産の流動化に関する法律第二百八十八条の三第一項ニ規定スル計画変更決議ヲ為ス社員総会ヲ除ク）ハ」と、「株主」とあるのは「社員」とを加える。
第七十六条中「報酬は、定款でその額」を「報酬についての次に掲げる事項は、定款でその事項」に改め、同条に次の各号を加える。
一 報酬のうち額が確定しているものについては、その額
二 報酬のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定の方法
三 報酬のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
第七十六条に次の二項を加える。
2 商法第二百六十九条第二項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「前項第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十六条第一項第二号」と同項第三号とし、同項に次の二号を加える。
四 その他内閣府令で定める額
五百条 特定目的会社の会計帳簿に記載し、又は記録すべき財産については、内閣府令で定めるところによりその価額を付さなければならぬ。
第七十条第一項第三号を次のように改める。
三 その他内閣府令で定める額
五百一条第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。
四 その他内閣府令で定める額
五百二条第三項中「ノ社員、株主若ハ取締役」を削り、「五百四条」を「五百四条第一項」に改める。
第七十八条中「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。
第八十五条第七項を次のように改める。
7 第一項第一号から第三号までに掲げる資料及び同項の附屬明細書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。
第八十七条第一項第二号及び第九十一条第三項中「取締役」の下に「執行役」を加える。
第九十三条第十項第三号中「第四項第六号」を削る。

第三条第三項中「同号中」を「ノ財産」を「二十九条第五項」に、「第一条」を「第二条第一項」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「其ノ契約ニ係ル」に改め、「とあり、及び「其ノ事項」を削る。
第六十二条中「招集地」の下に「第二百三十六条（招集手續の省略）」を、「この場合において」の下に「（昭和八年法律第五十七号）」ノ契約ニ係ル」に改め、「とあり、及び「其ノ事項」を削る。
第九十七条第五項第一号中「第二百七十三条第四項各号」を「第二百七十三条第六項各号」に改め、同項第一号中「第九十三条第七項第四号」を「第二百三十六条第一項第四号」に改める。
第九十八条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。
第九十九条第三項を次のように改める。
2 第九十三条第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同項第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
第七十条第一項第三号を次のように改める。
（財産評価）
五百条 特定目的会社の会計帳簿に記載し、又は記録すべき財産については、内閣府令で定めるところによりその価額を付さなければならぬ。
第七十条第一項第三号を次のように改める。
三 その他内閣府令で定める額
五百一条第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。
四 その他内閣府令で定める額
五百二条第三項中「ノ社員、株主若ハ取締役」を削り、「五百四条」を「五百四条第一項」に改める。
第七十八条中「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。
第八十五条第七項を次のように改める。
7 第一項第一号から第三号までに掲げる資料及び同項の附屬明細書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。
第八十七条第一項第二号及び第九十一条第三項中「取締役」の下に「執行役」を加える。
第九十三条第十項第三号中「第四項第六号」を削る。

いて準用する同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号又ハ第二号」とあるのは「資産の流動化に關する法律第百六十六条第一項第一号又ハ第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五条第一項中「第六十六条」とあるのは「資産の流動化に關する法律第七十三条第三項」と、同法第五十六条第一項第一号に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第一百八条第三項中「三百七十六条第一項及び第三項」を「三百七十六条」に、「同項」を「同法第三百七十六条第一項中「前条第一項ノ決議」と、「同項各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、同条第三項に、「同条第一項ノ決議」とあるのは「特定資本ノ減少ノ決議」と、「同項各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、同条第三項に、「同条第一項」を「同法第三百八十条第一項」に改める。

第一百八条の四第四項中「二百四十五条第一項」を「二百四十五条第一項」に改める。

第一百八条の五第二項中「二百三十二条第一項」を「二百三十二条第一項本文」に改め

二 削除する金額
二 資本の欠損の補てんに充てる場合 補てんに充てるべき金額
三 優先出資の併合を行う場合 併合すべき金額
三 優先出資の併合を行う場合 併合すべき金額
この場合においては、優先出資の消却をする金額は、当該優先資本の減少の額を超えてはならない。
第一百八条の九第一項に後段として次のように加える。
第一百八条の九第一項第一号中「方法」を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 各優先資本の減少において優先出資の消却を行うときは、消却すべき優先出資の種類及び数又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法を「同項」に改め、「第五十二条第一項」の下に「(第五十三条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百八条の八第三項を同条第四項とし、同条第二項中「三百七十五条第一項」を「三百七十五条第三項」に、「資本減少の方法及び手続」を「債権者の異議」に、「前項」を「第一項」に改め、「第五十三条第一項」との下に、「同法第三百七十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に關する法律第八条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及第二号」とを加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

入二係ル債権者ヲ除ク」と、「同項各号ニ掲タル債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入二係ル債権者ヲ除ク」と読み替えるものとする。

第一百八条の十第一項中「第二項」を「第二項前段」に改め、「同条第二項中「売却シ又ハ買受け」とあるのは「売却シ」とを削り、同条第二項中「第二百七十六条第二項において準用する商法第三百七十六条第一項」を「第二百七十六条第一項及び第二項」に改める。

第一百三十条第一項中「第九十九条の八第三項又は前条第三項において準用する同法第三百七十六条第一項及び第二項」に改める。

第一百三十九条第一項及び第五項に、「第二百四条ノ二第二項及び第三項」を「第二百四十四条ノ二第二項及び第三項」を「第二百四十四条第一項」に、「同項中」を「同条第三項中「株主ガ」とあるのは「社員ガ」と、「に改め、「第二百四十三条ノ二」の下に「及び同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第二項」に、「同項」を「同条第三項中「株主ガ」とあるのは「社員ガ」と、「に改め、「第二百四十三条ノ二」の下に「及び同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第二項」を加え、同条に次の二項を加える。

四 各優先出資の減少において優先出資の併合を行うときは、併合すべき優先出資の種類及び併合の方法

第一百八条の九第三項中「及び商法第二百条」を「並びに商法第三百七十六条第一項及び第二項(債権者の異議)」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第六十一条の二第一項において準用する第九十九条第五項の清算人の決定があつた場合の登記について準用する。

第一百三十四条第一項第六号の規定は、第一項において準用する第九十九条第五項の清算人の決定があつた場合の登記について準用する。

第一百三十九条第一項中「添付書類」を「添付資料」に、「書類に虚偽の記載」を「資料に虚偽の記載若しくは記録」に、「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「事実の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第一百七十三条第五項中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

第一百七十八条第一項中「昭和八年法律第五十七条」を削る。

第一百九十二条第一項中「第一項乃至第三項」を「第一項本文第一項及第三項」に、「第一項及十七号」を削る。

第一百九十二条第一項中「第一項本文」に、「第一項本文及」に、「第二百三十二条第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改める。

第二百四十四条第三項、第二百四十二条第二項及び第二百五十一条第二項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第二百五十二条第一項第二十二号中「同条第

三項（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条第一項」を「第三項の規定、第九十九条第二項若しくは第三項」に改め、同項第二十二条の二中「の取締役」を「（第一百八十八条の八第二項において準用する商法第三百七十六条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第二十八条号中「若しくは第一百八十八条の八第二項において準用する商法第三百七十六条第二項において準用する場合を含む。」を「（第一百八十八条の九第三項において準用する商法第三百七十六条第一項及び第二項）」に改め、同号の次に十六条第一項及び第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十八の二 第百八十八条の八第三項又は第一百八十八条の九第三項において準用する商法第三百七十六条第一項及び第二項の規定に違反して優先資本の減少を行つたとき。

二十九の二 第百八十八条の八第三項「取締役」の下に「執行役」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第六十条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第二十二条の二項若しくは第六十一条第三項において準用する旧商法第七十三条第三項又は旧法第一百六十六条において準用する商法改正法による改正第三項において準用する当該弁護士の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、次に掲げる規定は適用しない。

一 前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新法」という。）第二十二条の二項、第六十一条第三項及び第一百六十六条において準用する新法第一百六十三条第三項

二 新法第六十一条第三項及び第一百六十六条において準用する新法第一百六十七条第一項

三 新法第一百六十七条第一項において準用する新法第一百六十七条第一項

四 新法第一百六十七条第一項において準用する新法第一百六十七条第一項

項において準用する場合を含む。）の規定	四項
前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、次に掲げる規定は適用しない。	2
一 新法第二十二条の二項において準用する新商法第一百七十三条ノ一第一項	一 新法第二十二条の二項において準用する新商法第一百七十三条ノ一第一項
二 新法第六十一条第三項において準用する新商法第一百八十八条の八第三項及び第一百八十八条の九第三項	二 新法第六十一条第三項及び第一百八十四条第二項
三 新法第一百三十五条及び第一百三十八条	三 新法第一百三十五条及び第一百三十八条

第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、次に掲げる規定は適用しない。	3
一 新法第二十二条の二項及び第四項（これら	一 新法第二十二条の二項及び第四項（これら
の規定を新法第六十一条第三項において準用する場合を含む。）	の規定を新法第六十一条第三項において準用する場合を含む。）
二 新法第一百六十六条第三項において準用する商法改正法による改正後の有限会社法第五十五条ノ一	二 新法第一百六十六条第三項において準用する商法改正法による改正後の有限会社法第五十五条ノ一
この法律の施行前に次に掲げる請求をした特定社員若しくは優先出資社員、特定社債権者は受益証券の権利者が行う社員総会、特定社債権者集会又は権利者集会の招集に関する法律の施行後も、なお従前の例による。	4
正	正
第十六条 債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正	第十六条 債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正
（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（平成十年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。）	（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。）
第四条第一項第三号中「監査役」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（平成十年法律第二百二十六号）」の一部を次のように改正する。	第四条第一項第三号中「監査役」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）」の一部を次のように改正する。
第五条第七号中「取締役」を「取締役若しくは執行役」に、「取締役と」を「取締役又は執行役」とに改める。	第五条第七号中「取締役」を「取締役若しくは執行役」に、「取締役と」を「取締役又は執行役と」に改める。
第十条第一項第三号中「代表取締役」を「代表執行役」に改める。	第十条第一項第三号中「代表取締役」を「代表執行役」に改める。
（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）	（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）
第六十二条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百三十二号）の一部を次のように改訂する。	第六十二条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百三十二号）の一部を次のように改訂する。
（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正）	（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正）
第六十三条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百四十三号）の一部を次のように改訂する。	第六十三条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百四十三号）の一部を次のように改訂する。

第一項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。	第一項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。
第二項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。	第二項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。
第三項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。	第三項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。
第五項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。	第五項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。
第六項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。	第六項第一項第三号中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条」を「第三百七十六条第二項」に改める。

び第一項に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第六十四条 新事業創出促進法 (平成十年法律第五百五十二条) の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の五」を「第十一条の四」に改める。

第十一条の二第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十一条の三第三項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第十一条の四を削る。

第十一条の五第一項の表第三条第一項の項中「第十一条の五第一項」を「第十一条の四第一項」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十六条第一項第二号中「商法」を「商法明治三十一年法律第四十八号」に改める。

第三十二条第一号及び第三号中「第十一条の二第五項第一号」を「第十一条の二第四項第一号」に改める。

第三十八条第一項中「から第十一条の四まで」を「第十一条の三」に改め、同条第四項中「第五項第三号並びに第十一条の四第一項及び第二項」を「第四項第三号」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の新事業創出促進法第十一条の四第一項前段の主務大臣の認定を受けた場合における当該認定に係る調査による証明、当該証明に係る主務大臣に対する報告、当該認定の取消し、取締役及び監査役が調査すべき事項、株主総会に提出すべき書面及び報告すべき事項並びに当該証明に係る損害賠償の責任に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第六十六条 特定融資枠契約に関する法律 (平成十一年法律第四号) の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第一条に規定する株式会社」

を「第一条の二第一項に規定する大手会社」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第六十七条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第四号及び第二百九十三条) の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「同法第二百九十条第一項第四号及び第二百九十三条ノ五第三項第三号中「第二百八十六条ノ一及第二百八十六条ノ三」を「これらの規定中「左ノ金額」に、「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三並ニ」を「左ノ金額及内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」を改め、「第二十条第一項」の下に「ノ規定ニ依り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第六十八条 産業活力再生特別措置法 (平成十一年法律第二百三十一号) の一部を次のように改正する。

第三十九条を「第三十八条」に改める。

第五十条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十一条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十二条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十三条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十四条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十五条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十六条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十七条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十八条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第五十九条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十一条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十二条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十三条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十四条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十五条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十六条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十七条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十八条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第六十九条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第七十条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第七十一条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第七十二条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第七十三条第一項第一号中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

項前段(同条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定を受けた場合における当該認定に係る調査による証明、当該証明に係る主務大臣に対する報告、当該認定の取消し、取締役及び監査役が調査すべき事項、

創立総会又は株主総会に提出すべき書面及び報告すべき事項、当該証明に係る損害賠償の責任並びに登記の申請書に添付すべき書面に関するもの。

は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第七十条 組织的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条 前条の規定による改正前の民事再生法第二百四十六条第二項及び第二百五十条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(民事再生法の一部改正)

第七十二条 前条の規定による改正前の民事再生法第二百四十六条第一項の規定により資本減少に関する事項を定めた再生計画についてこの法律の施行前に認可の決定があつた場合における当該再生計画に基づき行われる資本減少に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第七十三条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

(中間法人法の一部改正)

第七十四条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

(中間法人法の一部改正)

第七十五条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十九条の二(執行役等の特別責任、未遂罪)、第二十九条の四(虚偽文書行使)、第二十九条の八第一項(会社荒らし等に関する取扱い)又は第二十九条の第十第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の規定を削除する。

第七十六条 第二十九条の二(執行役等の特別責任、未遂罪)、第二十九条の四(虚偽文書行使)、第二十九条の八第一項(会社荒らし等に関する取扱い)又は第二十九条の第十第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の規定を削除する。

第七十七条 第二十九条の見出しを「現物拠出の調査等」と改め、同条第二項第三号を次のように改める。

三 第二十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士を含む。)、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(同項第一号又は第二号の財産が不動産であるときは、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価)を受けた場合、同項第一号又は第二号に掲げる事項

四 第二十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を加える。

五 第二十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を加える。

六 第二十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を加える。

七 次の各号に掲げる者は、前項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。

一 財産の現物拠出者又は譲渡人

二 社員

三 理事又は監事

四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者

の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条中「第三十五条」を削り、同条の表中「取締役」の下に「執行役」を加える。
（社債等の振替に関する法律の一部改正）
第七十七条（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。）

第三条第一項第三号中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第四条第一項第四号中「監査役」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（第八十三条第一項において「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役」を加える。

第七条及び第二十二条第一項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第八十三条第一項各号別記以外の部分中「株式会社」の下に「（委員会等設置会社を除く。）」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正）

第七十八条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三条）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正）

第七十九条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三条）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第三十一条第三項中「附屬明細書の」の下に「記載事項及び」を加え、同条第四項中「第一条」を「第二条第一項」に改め、「第四条第二項第二号」の下に「（商法特例法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十一条第三項に規定する子会社」との下に「（同じ。）」を加え、「同条第五項中「会社又はその子会社の取締役」を「同条第三項中「職務（連結子会社については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。）」とあるのは「職務」と「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「大会

社又はその子会社若しくは連結子会社の取締役、執行役」に改め、「職員又はその子会社の取締役」の下に「執行役」を、「若しくは」との下に「（子会社若しくは連結子会社から）とあるのは「子会社から」と」を加える。
第三十七条第四項中「第二一条」を「第二条第一項」に改める。

第三十九条第一項中「前項」との下に「（同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と）を加える。

第七十五条中「及び第三十四条から第三十六条まで」を「（第三十五条及び第三十六条）に改め、「（第二百八十五条ノ一、第二百八十五ノ四から第二百八十五条ノ六まで、第二百八十六ノ三及び第二百八十六ノ五から第二百八十七条ノ一まで）及び（第三十四条及び）を削り、「（同条中「第二百八十五条ノ七」とあるのは「第二百八十五条ノ六」と、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第十四条规定スル子会社」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「農林債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「農林債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該農林債券」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」に改める。

第七十七条第一項第四号を次のように改める。

第三十条第四項中「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項本文又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四九年法律第二十一号）第十六条第二項本文（同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。）」に、「（公告する）」を「（貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該）」に改め、同条に次の二項を加える。

第二百八十三条第五項の規定による措置又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第三項（同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。）と、同条第三項に規定する措置をとる場合には、これらの規定による措置をとる場合には、これら

の規定により不特定多数の者がその提供を受けられることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならぬ。

第五十八条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の二号を加える。

第三三十一条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報に付さなければならない。

第五十五条中「及前項」との下に「（同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と）を加える。

第一百零一条中「第四百九十八条第一項」の下に「（商法特例法第二十九条の二第一項）」を加える。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第七十九条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項中「第十六条第二項本文」の下に「（同法第二十二条の三十一第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五項中「第十六条第三項」の下に「（同法第二十二条の三十一第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九条第一項中「前項」との下に「（同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と）を加える。

第七十五条中「及び第三十四条から第三十六条まで」を「（第三十五条及び第三十六条）に改め、「（第二百八十五条ノ一、第二百八十五ノ四から第二百八十五条ノ六まで、第二百八十六ノ三及び第二百八十六ノ五から第二百八十七条ノ一まで）及び（第三十四条及び）を削り、「（同条中「第二百八十五条ノ七」とあるのは「第二百八十五条ノ六」と、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第十四条规定スル子会社」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「農林債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「農林債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該農林債券」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」に改める。

第七十七条第一項第五号を削る。

第五十七条第一項第四号を次のように改める。

第三十六条中「読み替える」を「（同条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と読み替える）」に改める。

第四十四条第三項中「第二項並びに」を「（同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。）」に、「（公告する）」を「（貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該）」に改め、同条に次の二項を加える。

第二百八十三条第五項の規定による措置又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第三項（同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。）と、同条第三項に規定する措置をとる場合には、これらの規定による措置をとる場合には、これら

の規定により不特定多数の者がその提供を受けられることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならぬ。

第五十五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の二号を加える。

第三三十一条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報に付さなければならない。

第五十八条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の二号を加える。

第三三十一条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報に付さなければならない。

第五十九条中「第二項」との下に「（同法第五十九条の二第二項中「及び第四項中「二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主」とあるのは「社員」と、「前条第四項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主」とあるのは「社員」と、「前

条第四項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主」とあるのは「社員」と、「前条第二項ニ於テ準用スル第二百三十九条ノ二第四項又ハ同法第五十九条第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第八十一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「資産流動化計画」を「資產流動化実施計画」に改める。

第五十七条に次の二項を加える。

5 商法第三十四条の規定は、特定目的会社には、適用しない。

第三十六条中「読み替える」を「（同条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と読み替える）」に改める。

第四十四条第三項中「第二項並びに」を「（同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。）」に、「（公告する）」を「（貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該）」に改め、同条に次の二項を加える。

第二百八十三条第五項の規定による措置又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第三項（同法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。）と、同条第三項に規定する措置をとる場合には、これらの規定による措置をとる場合には、これら

の規定により不特定多数の者がその提供を受けられることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならぬ。

第五十五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の二号を加える。

第三三十一条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報に付さなければならない。

第五十八条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の二号を加える。

第三三十一条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報に付さなければならない。

第五十九条中「第二項」との下に「（同法第五十九条の二第二項中「及び第四項中「二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主」とあるのは「社員」と、「前

条第四項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主」とあるのは「社員」と、「前条第二項ニ於テ準用スル第二百三十九条ノ二第四項又ハ同法第五十九条第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十一条第二項(同法第五十三条第四項)」と、「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十条第二項(同法第五十九条ノ二)」と、「株主」とあるのは「社員」。

同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「前項第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十六条第一項第十七号」。

同項第三号とし、同項に次の二号を加える。
四 その他内閣府令で定める額

第百四条第三項中「ノ社員 株主若ハ取締役」を削り、「会社」と、「第三号」を「第百四条第一項」に改める。

第百三十二条第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。
四 その他内閣府令で定める額

十四条第一項」に改め、「準用する商法第百三十一条」との下に「同法第七十九条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条中「重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「又は監査役」と」を加える。

第一百三十八条第二号中「第二十二条第二項において準用する商法第百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明」を「第一百六十六条第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価」に改める。

第一百三十九条中「第三百七十六条第二項において準用する同法第一百条第一項」を「第三百七十六条第一項」に改める。

第一百八十三条第一項第二十二号中「同条第三項(第九十九条第三項において準用する場合を含む。若しくは同条第二項)を「第三項の規定、第九十九条第二項若しくは第三項」に改め、同項第二十二号の二中「の取締役」を「第一百三十条第一項において準用する場合を含む。」に改め、同項第二十七号中「第三百七十六条第二項において準用する商法第百条」を「第三百七十六条第一項及び第二項」に改める。

第一百八十五条中「取締役」の下に「執行役」を加える。
 (特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第十六条第一項及び第二項)に改める。

第一百八十五条中「取締役」の下に「執行役」を加える。
 (特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この条において「新法」という。)第五十六条第一項及び第二項(これらの規定を新法第一百三十条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

第一百八十五条中「取締役」の下に「執行役」を加える。
 (特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)第八十二条この法律の施行前に次に掲げる請求をした特定社員若しくは優先出資社員又は特定社債権者が行う社員総会又は特定社債権者集会の招集に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。
 前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第

一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下のこの項及び第三項において「旧法」という。)第五十四条第三項(旧法第一百三十条第一項において準用する場合を含む。)において準用する

旧法第一百三十七条第三項の請求
 商法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求
 二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第一百三十七条第三項において準用する旧法第三百二十条第五項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求

いて準用する商法改正法による改正後の有限会社法第五十五条ノ二の規定は、適用しない。

この法律の施行前に特定資本の減少の決議をした場合における公告及び債権者に対する催告並びに当該特定資本の減少による変更の登記の申請書に添付すべき資料については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十四号)第二条の規定の施行の日前である場合には、第九条のうち農業協同組合法第三十条第十二項の改正規定中「第三十条第十二項」とあるのは、「第三十条第十一項」とする。

理 由

この法律の施行前に旧法第一百六十六条第三項において準用する商法改正法による改正前の有限会社法第五十二条ノ三第二項において準用する旧商法第二百八十一条ノ八第二項において準用する旧商法第一百七十三条第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、新法第七十三条第三項及び第二百四十六条第四項の規定は、適用しない。

前項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、新法第一百三十八条の規定は、適用しない。

第三項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、新法第一百三十八条の規定は、適用しない。

第一類第三号

法務委員會議錄第七号

平成十四年四月九日

平成十四年四月十八日印刷

平成十四年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者

財務省印刷局

F